

第4章 し尿処理・浄化槽

1. し尿処理の概況

(1) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬

種 類	収 集 方 法
し 尿	地区担当許可業者による申込制定期収集
浄化槽汚泥	浄化槽管理者の依頼に基づく許可業者による収集

(2) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬許可業者

種 類	業 者 名	区 域 名	範 囲
し 尿	佐世保清掃(株)	中部	市内北部(吉井町、小佐々町、江迎町、鹿町町、世知原町、宇久町除く)
	(株)縣北衛生社	南部	市内南部(吉井町、小佐々町、江迎町、鹿町町、世知原町、宇久町除く)
	(有)新北松衛生社	北部その1	吉井町、小佐々町
	(有)吉田環境衛生設備工業	北部その3	江迎町、鹿町町
	(有)宇久清掃	北部その2	世知原町
	自然環境保全事業協同組合	宇久地区	宇久町
	自然環境保全事業協同組合	市内一円	臨時仮設トイレのみ
浄化槽汚泥	(株)エコシス	市内一円	
	(株)縣北衛生社		
	自然環境保全事業協同組合		
	(有)新北松衛生社		
	(有)吉田環境衛生設備工業		
	(有)宇久清掃	市内一円(ただし、離島を除く)	
		宇久地区	宇久町

(3) 中間処理

施設名	処理能力	処理区域	処理方法
クリーンピュアとどろき 宇久衛生センター	260kl/24h 8 kl/24h	下記を除く全市域 宇久地区	高負荷脱窒素処理+下水道放流 膜分離高負荷生物脱窒素処理方式+高度処理

(4) 最終処分

クリーンピュアとどろきでは、処理水を下水道放流基準値に適した水質にして下水道へ放流し、処理後の汚泥は脱水乾燥後、東部クリーンセンターで発電の助燃材として焼却している。宇久衛生センターでは、処理水は基準値に適合した水質で海域へ放流し、処理後の汚泥は脱水後に堆肥化し、肥料として有効活用している。

2. し尿処理状況

(1) 収集人口と収集・排出状況 (単位:人、kl)

年度	全市	し尿収集		浄化槽汚泥	収集量 合計 ①+②
	人口	人口	収集量①	収集量②	
H26	258,132	65,718	86,064	43,397	129,461
H27	256,504	62,274	84,257	43,689	127,946
H28	254,180	61,932	82,204	45,870	128,074
H29	252,463	59,589	79,434	43,534	122,968
H30	249,949	57,184	77,998	44,234	122,232
R元	247,096	55,156	76,768	42,596	119,364
R2	243,997	52,262	76,569	42,261	118,829
R3	240,871	49,369	74,286	41,807	116,093
R4	237,686	48,309	71,451	42,337	113,788
R5	234,504	46,349	70,614	41,759	112,373

※ 全市人口は年度末住民基本台帳の数値

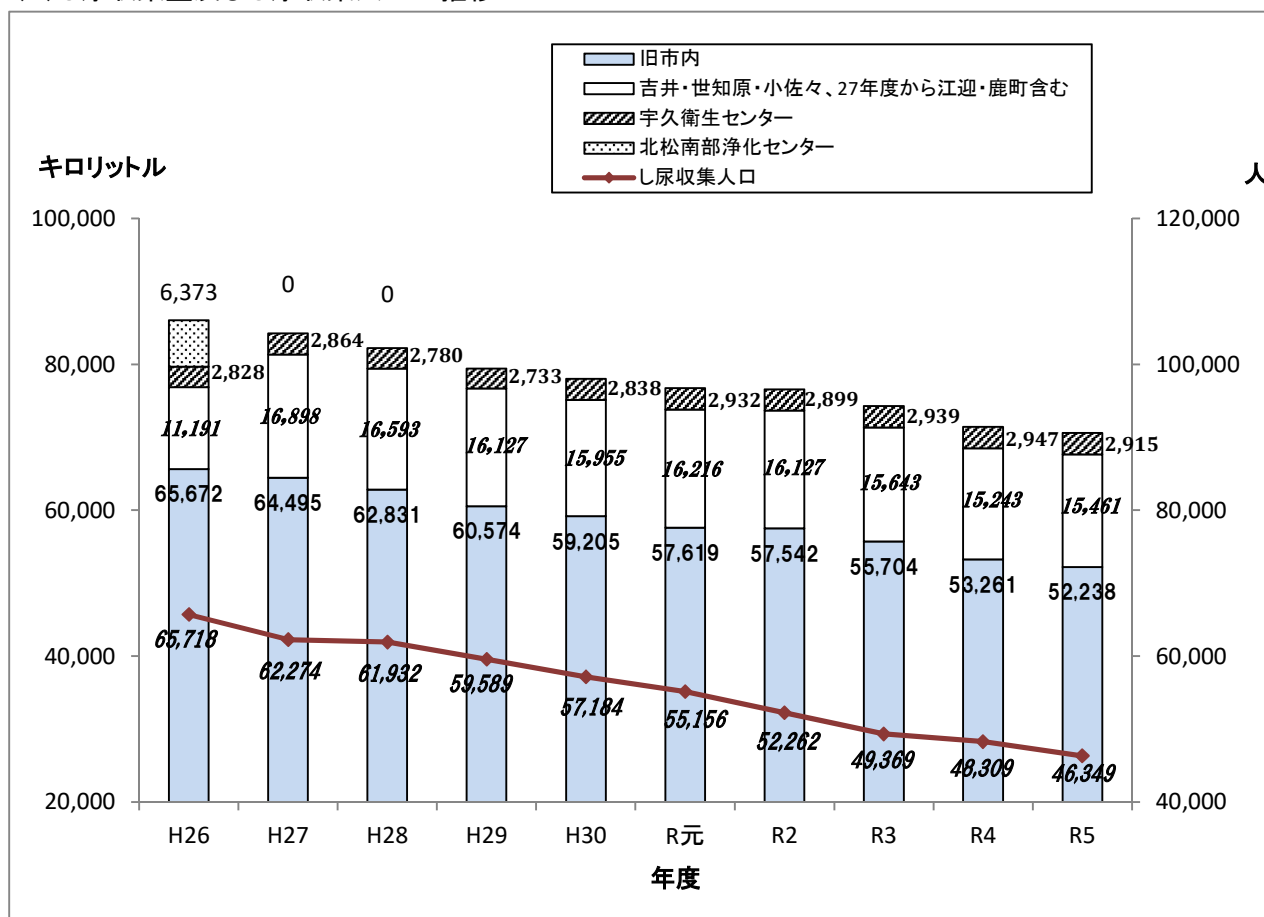
(2) 施設別処理状況

(単位:kl)

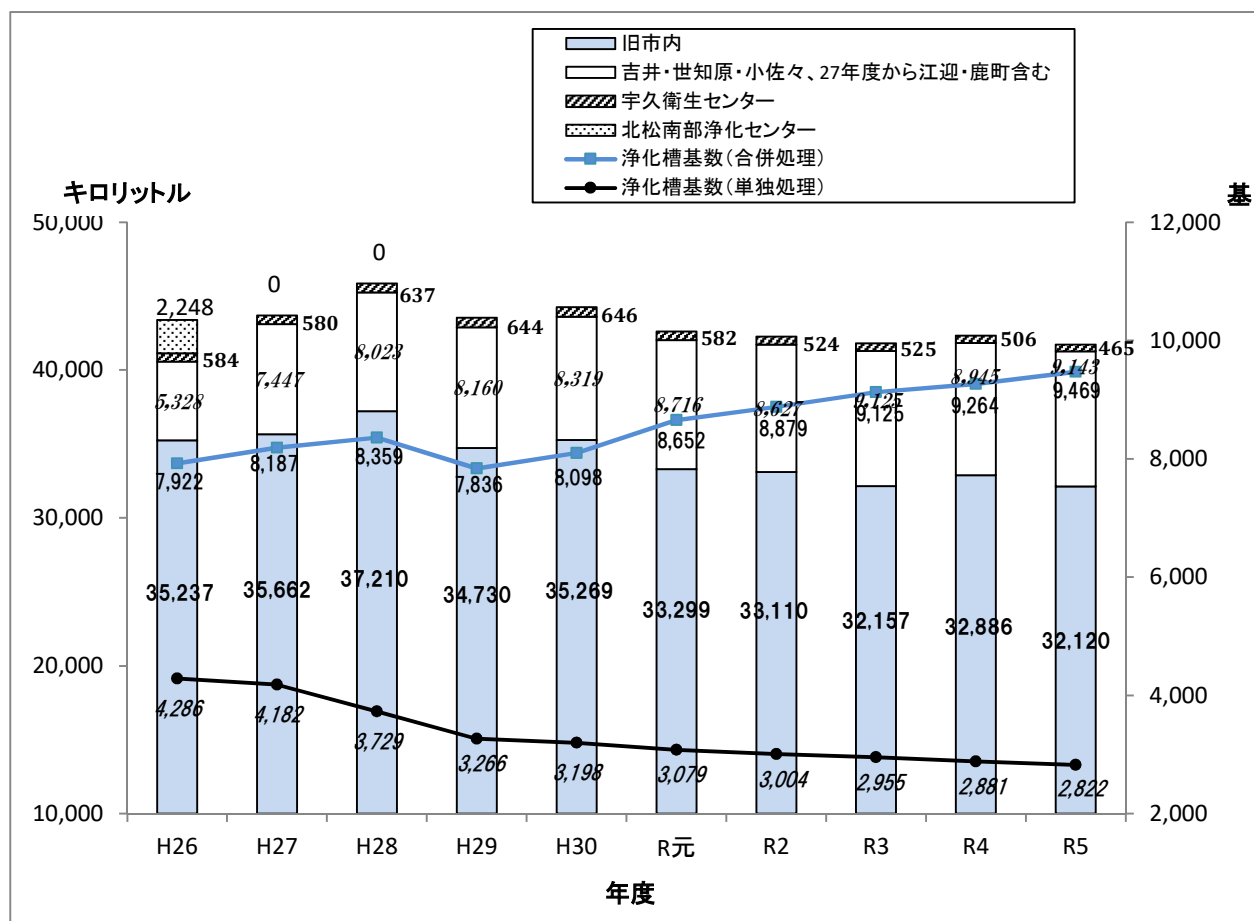
年度	クリーンピュアとどろき搬入量					宇久衛生センター搬入量			北松南部浄化センター搬入量		
	施設内処理量			海洋投入 処分量②	合計 ①+②	施設内処理量			施設内処理量※		
	し尿	浄化槽	小計①			し尿	浄化槽	合計	し尿	浄化槽	合計
H26	76,863	40,565	117,428	0	117,428	2,828	584	3,412	6,373	2,248	8,621
H27	81,393	43,109	124,502	0	124,502	2,864	580	3,444	—	—	—
H28	79,424	45,233	124,657	0	124,657	2,780	637	3,417	—	—	—
H29	76,701	42,890	119,591	0	119,591	2,733	644	3,377	—	—	—
H30	75,160	43,588	118,749	0	118,749	2,838	646	3,484	—	—	—
R元	73,836	42,014	115,850	0	115,850	2,932	582	3,514	—	—	—
R2	73,670	41,736	115,406	0	115,406	2,899	524	3,423	—	—	—
R3	71,347	41,282	112,629	0	112,629	2,939	525	3,464	—	—	—
R4	68,504	41,831	110,335	0	110,335	2,947	506	3,453	—	—	—
R5	67,699	41,294	108,993	0	108,993	2,915	465	3,380	—	—	—

※江迎・鹿町地区分を処理していた北松南部浄化センターは、平成27年3月31日に廃止。

(3) し尿収集量及びし尿収集人口の推移



(4) 浄化槽汚泥収集量及び浄化槽設置基数の推移



※浄化槽基数は、住宅用途のみ

3. 生活排水処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に規定する、市町村が定める「一般廃棄物処理計画」のうち、し尿と浄化槽汚泥の処理に関する基本的な事項を定めた計画。平成27年4月に新たに策定し、令和元年に中間見直しを行った。

(1) 計画の位置づけ

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定により、市町村に策定を義務付けられた、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画のことで、本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理等の生活排水処理に関する長期的視点に立った基本方針となる計画である。

(2) 計画の期間

平成27～令和6年度の10年間。

(3) 基本方針

「快適な水環境を創造」するため、次の3つの基本的な方針を定めている。

① 公共下水道の整備と普及促進

市街化区域の生活排水処理は公共下水道による処理を中心とする。公共下水道計画区域内については、下水道中長期計画に基づき、公道等を優先するなどの効率的な手法により整備促進を図る。公共下水道整備済み区域については、接続率の向上を図るため、未接続者に対し公共下水道への理解を得るための啓発活動及び普及促進活動を実施する。

② 浄化槽の普及促進とみなし浄化槽から浄化槽への転換

下水道整備まで当面の期間を要する下水道計画区域と将来にわたって下水道の計画がない下水道計画区域以外については、浄化槽による処理を中心とする。生活排水処理対策の必要性を啓発し、浄化槽設置への意識を高めるとともに、50人槽以下の浄化槽設置に対し、補助金制度による設置促進を図る。また、現在設置されているみなし浄化槽は、し尿以外の生活雑排水は処理されず放流されることから、水環境に悪影響を及ぼすため、浄化槽への転換について促進を図る。さらに、浄化槽が、その性能を発揮するための適正な維持管理についても啓発指導する。

③ し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進

下水道の普及や人口の減少などによる影響を考慮しながら、効率的で持続可能な収集運搬と処理体制を検討し、適正かつ安定的なし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っていく。

(4) 生活排水処理の達成目標値

年 度 項 目	平成25年度 (基準年度・実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (目標年度)
行政区域内人口	260,084人	234,504人	237,973人
生活排水処理人口	176,694人	178,272人	183,707人
生活排水処理率	67.9%	76.0%	77.2%

※生活排水処理人口＝下水道処理人口＋合併浄化槽処理人口＋集落排水処理人口＋コミュニティプラント処理人口

4. 浄化槽

(1) 浄化槽の定義

浄化槽（合併処理浄化槽）とは、水洗式便所と連結して、し尿及び生活雑排水（風呂、台所等からの排水）を処理し、公共下水道以外に放流するための設備又は施設のこと。

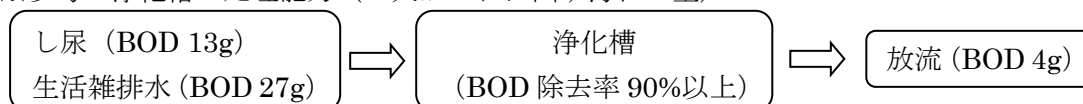
みなし浄化槽（単独処理浄化槽）とは、便所のし尿のみを処理するものであり、そのため生活雑排水が浄化されずそのまま放流され、河川等の汚れの原因となることから、現在は新たに設置することはできない。

(2) 浄化槽の仕組み

浄化槽は水中の微生物の働きを利用して汚水を浄化するものである。

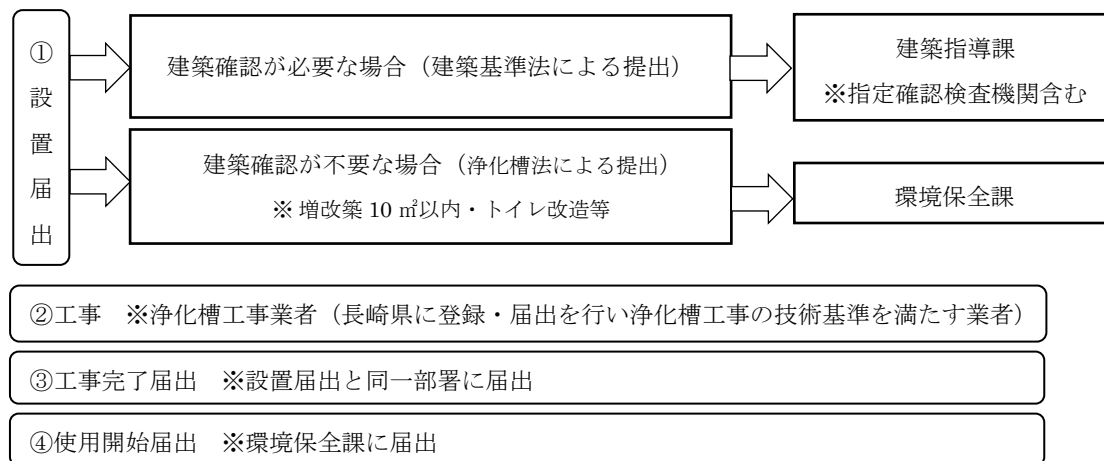
- ① 固形物の分離・貯留 汚水中の浮遊物を分離・貯留し、嫌気性微生物が有機物を分解
 - ② 汚れ（有機物）の分解 好気性微生物によってさらに有機物を分解
 - ③ 処理水中の浮遊物分離 処理水中に含まれる浮遊物を分解し、①へ移送
 - ④ 細菌などの消毒 し尿を処理するため、適量の固形塩素剤などで処理水を消毒
- ↳ ⑤ 放流

※参考～浄化槽の処理能力（一人が1日に出す汚れの量）



※ BOD：微生物が汚水中の有機物を分解する酸素量で表した水の汚れ具合の指標

(3) 浄化槽設置の流れ



○浄化槽の使用に関する準則の主な遵守事項

- ・水は適量を流す
- ・殺虫剤、洗剤、紙おむつ等、浄化槽の正常な機能を妨げるものは流入させない
- ・浄化槽へは、工場廃水、雨水を流入させない 等

○浄化槽管理者の義務事項

- ・浄化槽の保守点検と清掃は、毎年、法令で定められた回数を行う（佐世保市の登録を受けた浄化槽保守点検業者、佐世保市の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託することができる）
- ・長崎県の指定検査機関である長崎県浄化槽協会の実施する法定検査を受検する

(4) 設置届出状況

令和5年度の浄化槽新規設置届出数は、302基であった。

令和5年度末現在の累計基数で浄化槽の占める割合は73.4%であり、みなし浄化槽の割合が年々減少してきている。

○ 浄化槽設置届出状況の推移

(単位：基数)

年度	設置届出（及び無届報告）数			各年度末の累計基数		
		浄化槽	みなし		浄化槽	みなし
R 1	399	399	—	14,776	10,380	4,396
R 2	363	361	2	14,912	10,593	4,319
R 3	407	402	5	15,154	10,909	4,245
R 4	328	326	2	15,323	11,134	4,189
R 5	302	302	—	15,510	11,379	4,131

(5) 保守点検業登録及び清掃業許可の状況（令和6年3月31日現在）

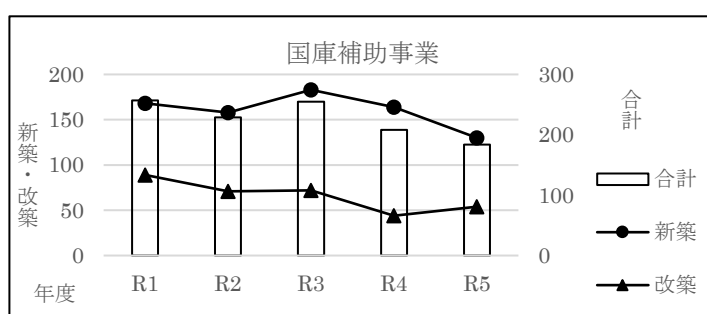
- 浄化槽保守点検業登録業者数 23者
- 浄化槽清掃業許可業者数 6者

(6) 浄化槽設置補助金交付制度

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道処理区域以外の区域において、浄化槽を設置しようとする者に対して補助制度を実施している。

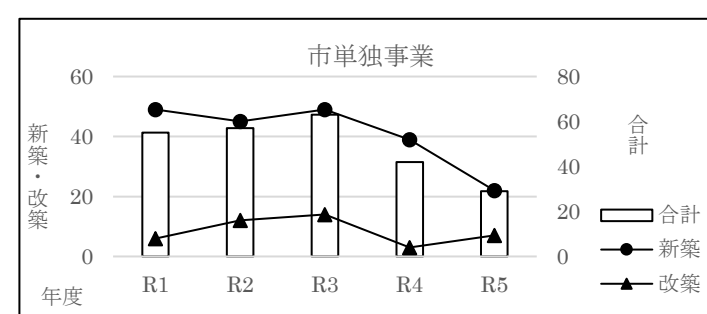
○ 国庫補助事業実績（基数）

年度	国庫補助事業		
		新築	改築
R 1	257	168	89
R 2	229	158	71
R 3	255	183	72
R 4	208	164	44
R 5	184	130	54



○ 市単独事業実績（基数）

年度	市単独事業		
		新築	改築
R 1	55	49	6
R 2	57	45	12
R 3	63	49	14
R 4	42	39	3
R 5	29	22	7



(参考) し尿収集手数料の変遷～料金基準額の設定

昭和14年9月、佐世保市し尿くみとり手数料条例が制定され、桶1個（1斗5升入＝27ℓ）を単位とし、収集距離及び立地条件によりくみとり料金を3通りに区分し、昭和22年8月までの間行われた。

区 分	S14年9月	S20年8月	S21年12月
①近距離収集の場合（桶1個当たり）	15銭以内	30銭	50銭
②中距離収集の場合（ 〃 ）	20銭以内	45銭	70銭
③高地及び遠距離、くみとり困難な箇所、臨時くみとり	50銭以内	70銭	1円

昭和22年9月からは、料金の3通りの区分を改め、市内1円を同一料金にした。

伝染病患者発生のため患家、交通しや断区域内の特別くみとり手数料を定めた。

区 分	S22年9月
①市内1円 桶1個当たり（1斗5升）	1円50銭
②伝染病発生時等くみとり困難な場合	①の3倍

昭和24年8月、市の委任会社以外に処分させている者又は自家肥料として処分している者が臨時に市の委任会社にくみとりを依頼した場合の手数料を定めた。

区 分	改 定 年 月	S24年8月	S25年3月	S25年11月	S26年9月
①市内1円 桶1個当たり（1斗5升）		5円	7円50銭	10円	12円50銭
②伝染病発生時等くみとり困難な場合		①の2倍	同左	同左	同左
③臨時に市の委任会社にくみとり依頼した場合		①の5割増	同左	同左	同左

昭和27年3月、公共便所の付近に住居を有する者で自家専用の便所を設置しないで、公共便所を使用している者に対して、1人1日当たりの排出量として算出した量（6合以内）に所定の料金徴収を定めた。

区 分	S27年3月	S28年3月
①市内1円 桶1個当たり（1斗5升）	17円50銭	20円
②伝染病発生時等くみとり困難な場合	①の2倍	同左
③臨時に市の委任会社にくみとり依頼した場合	①の5割増	同左
④公共便所使用者	17円50銭	20円

昭和34年1月、計量法実施のため単位がリットルに改められ、1斗5升(27ℓ)20円を20ℓ 15円とした。

昭和34年4月、佐世保市清掃条例制定。

公衆便所使用者の排出量を1日1ℓとみなした。

区 分	S34年1月	S36年10月	S37年4月
①20リットルまでごとの料金	15円	20円	20円
②伝染病発生時等くみとり困難な場合	①の2倍	同左	①の5割増
③公共便所利用者	15円	20円	—
④公衆便所利用者	—	—	20円

昭和40年10月、市民の負担額軽減のため、くみとり業者への補助を開始。

区 分	S40年10月
①20リットルまでごとの料金	市民負担額20円及び市補助金 5円 計25円
②伝染病発生時等くみとり困難な場合	①の 5 割増

昭和42年11月、「20リットル」を「18リットル」に改めた。

区 分	S42年11月
①18リットルまでごとの料金	市民負担額23円及び市補助金 4円50銭 計27円50銭
②伝染病発生時等くみとり困難な場合	①の 5 割増

昭和44年12月、人頭制定額制度、回数制度を導入。

昭和50年 1 月、「佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の制定により、特別料金に無臭トイレとホースの延長加算額を新設した。

昭和52年 7 月、市民負担額軽減措置（補助金）を廃止。

昭和56年11月、回数制を廃止し、2回目以降は従量制を適用とした。

平成元年 4 月、消費税等導入により改定。

改定年月日	定額制	従量制	回数制	特別料金			備 考
	手数料 (一人当たり)	手数料 (18リットルごと)		無臭 トイレ	伝染病 発生等	ホース3本を 超え1本に つき	
S44年12月	61円(8)	31.5円	100円	—	所定料金の 5 割増	—	定額制の導入。かつこ内は市補助 金で手数料は市民負担額。
S47年 4月	85円(10)	44円	100円	—		—	
S50年 1月	120円(10)	60円	200円	160円		10円	特別料金の設定
S52年 7月	180円	80円	200円	200円		20円	市補助金の廃止
S54年10月	210円	100円	350円	250円		30円	
S56年11月	230円	110円	廃止	300円		40円	回数制廃止
S59年 1月	240円	120円	—	320円		40円	
S63年 4月	260円	130円	—	340円		40円	
H元年 4月	263円	132円	—	345円		40円	消費税導入3%
H 4年 4月	288円	144円	—	370円	廃止	45円	伝染病割増廃止
H 8年 4月	314円	157円	—	397円	—	50円	
H 9年 4月	320円	160円	—	405円	—	50円	消費税率3%→5%

平成21年 4 月、それまで条例に規定していた手数料を廃止。従量制のみとし、「し尿収集運搬料金基準額検討委員会」による初めての料金基準額を設定した。

改定年月日	料金基準額 (18リットルごと)	特別料金 ホース3本超1本につき	備 考
H21年 4月	175円 宇久地区 130円	50円	料金基準額の設定
H22年 4月	※175円 宇久地区 130円	50円	※江迎・鹿町地区を除く
H25年 6月	※175円 宇久地区 150円	50円	※江迎・鹿町地区を除く
H26年 4月	※190円 宇久地区 155円	50円	※江迎・鹿町地区を除く

改定年月日	料金基準額 (18リットルごと)	特別料金 ホース3本超1本につき	備 考
H27年 4月	190円 宇久地区 155円	50円	
H27年 6月	190円 宇久地区 170円	50円	
R1年10月	210円 宇久地区 190円	50円	

合併による経過措置

平成17年4月、吉井町及び世知原町と合併。両地区の料金は、当分の間、据え置かれた。

平成18年3月、宇久町及び小佐々町と合併。両地区の料金は、当分の間、据え置かれた。

平成19年4月、合併に伴う経過措置の期限（吉井・世知原地区2年、小佐々地区1年）により改定。

平成20年4月、旧佐世保市の料金水準に合わせた。（宇久地区を除く）

平成21年4月、条例に規定していた手数料を廃止。行政が一定関与しつつ公平な市民負担を担保するための審査機関として設置された「し尿収集運搬料金基準額検討委員会」により市内同一の料金基準額が設定された。

なお、宇久地区は、外海離島であり島内にし尿処理施設を有していることから、当面の間、他の地区とは別に料金基準額を設定している。

平成22年3月、江迎町及び鹿町町と合併し、佐世保市と佐々町で北松南部一部事務組合を組織した。江迎・鹿町地区から排出されるし尿は当分の間、北松南部浄化センター（鹿町町口ノ里）で処理し、手数料は据え置かれた。

平成24年9月、北松南部清掃一部事務組合清掃条例の一部改正により、手数料が改定された。

平成26年4月、北松南部清掃一部事務組合清掃条例の一部改正により、手数料が改定された。

平成27年4月、北松南部浄化センターで処理していた江迎・鹿町地区から排出されるし尿は、クリーンピュアとどろきで処理することとなり、市内同一の料金基準額（宇久地区を除く）が適用された。

平成30年4月、「し尿収集運搬料金基準額検討委員会」を廃止し、新たに附属機関として「し尿収集運搬に係る検討委員会」を設置し、そこでの協議を経て令和元年10月から宇久地区以外と宇久地区の区分けによる料金に変更された。

	H17. 4	H18. 4	H19. 4	H20. 4	H21. 4	H22. 1	H22. 4	H24. 9	H25. 6	H26. 4	H27. 4	H27. 6	R1. 10
吉井地区 世知原地区	110円	110円	140円	160円	175円					190円			210円
小佐々地区	110円												
江迎地区 鹿町地区	110円	130円				150円	150円※	165円※		170円※	190円		
宇久地区	220円 (36リットルごと)	220円 (36リットルごと)			130円			150円		155円		170円	190円

注 ・網掛け部分は、合併前の状況。料金は、18リットルごとの従量制。

・吉井地区・世知原地区・小佐々地区・宇久地区においてはH21. 4から特別料金（ホース3本超1本につき50円加算）を設けた。

・江迎地区・鹿町地区においてはH27. 4から特別料金（ホース3本超1本につき50円加算）を設けた。

※ 北松南部浄化センターで処理する場合の料金。

第5章 環境保全

1. 環境保全対策

(1) 現況と課題

本市では、平成17年4月に「佐世保市環境基本条例」（以下、「基本条例」という。）を施行し、良好な環境の保全、再生及び創造についての基本理念を定め、市民・事業者等の各主体の果たすべき役割と推進施策の基本方針を定めている。その理念や方針に則り「佐世保市環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を推進してきたところである。

しかしながら、今日の環境問題は、生活排水やごみ等の身近な問題から気候変動などの地球規模の問題まで極めて多様化し、さらに、環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題に直面しており、多様な主体が持続可能な社会の構築に向けた取り組みに積極的に参加し、役割を担うことが求められている。

このような背景を踏まえ、平成30年3月に「佐世保市環境基本計画」を改定し、本市の望ましい環境像の実現に向けて、官民協働で取り組む内容としている。合わせて、令和2年からスタートした「第7次佐世保市総合計画」（以下、「総合計画」という。）では、環境政策に関する望まれる姿として「自然と快適な生活が共存するまち」を掲げ、各政策・施策の推進を図ることとしている。

また、世界的な脱炭素の潮流や日本政府による2050年カーボンニュートラル宣言等の社会情勢の変化を踏まえ、佐世保市では令和4年2月に2050年までに本市の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを表明。令和5年3月には佐世保市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画）の改定に伴い中長期目標を設定した。これまでの取り組みを継続しつつ、国が示す2030（令和12）年の温室効果ガス排出量削減目標2013（平成25）年比46%削減を目指し、家庭・事業者・市役所のカーボンニュートラルに貢献する取り組みをより積極的に推進していく。

(2) 総合計画における環境保全活動を推進するための関連施策

① 環境教育・環境学習の推進

- ・ 各種環境問題に対して、市民や事業者が理解を深め、具体的な環境行動を実践する「環境市民」を育成するため、「させばエコラボ」を拠点として、幼児期からのライフステージに応じた段階的な環境教育・環境学習を推進する。

② 地球温暖化対策の推進

- ・ 温室効果ガスの削減目標を達成するため、地球温暖化防止活動推進センターや近隣市町と連携して啓発活動を推進し、温室効果ガスの排出抑制を図る。
- ・ 市の業務から排出される温室効果ガスを率先して削減するため、環境マネジメントシステムによる効果的な温暖化対策を実践する。

③ 自然環境の保全

- ・ 良好な自然環境の保全を図るため、市民団体などと連携し、希少野生動植物の生息状況等の把握や保護対策を推進する。

④ 環境負荷の低減

- ・ 市内の大気や公共用水域等の常時監視、事業者への監視指導を進めるとともに、市民負担軽減策の実施による下水道未整備地域への浄化槽の設置促進や監視指導による維持管理の適正化を図り、大気汚染、水質汚濁、騒音等の環境負荷の低減に努める。

2. 佐世保市環境基本計画

佐世保市環境基本計画（以下、「基本計画」という。）は、佐世保市環境基本条例第10条の規定に基づく計画として平成9年3月に策定以降、地球温暖化問題等の新たな課題や情勢の変化に対応するため平成20年3月に改定、平成25年の中間見直しを経て、平成30年3月に計画期間の終期を迎えた。

平成30年4月を始期とする現計画では、環境問題の多様化や社会情勢の変化に対応するため、本市の望ましい環境像の実現に向けて官民協働で取り組むこととしている。合わせて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含めている。

令和5年3月に計画期間の半分を経過したことから、計画の中間見直しを実施。本計画の計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とし、SDGs やカーボンニュートラルなどの社会情勢の変化について盛り込むとともに、これまで個別の計画として策定していた「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」及び「環境教育等推進行動計画」について、環境に係る施策の一体的な推進を図るため、本計画と統合している。

※「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は第5章－3. 地球温暖化対策の推進のとおり。

※「環境教育等推進行動計画」は第6章－1. 環境教育・環境学習推進事業のとおり。

（1）基本計画の目的

基本計画は、佐世保市環境基本条例に掲げる基本理念や基本方針に則り、将来の世代に良好な環境を引き継いでいくための望ましい環境像を示し、それを達成するための総合的かつ計画的な施策の方向性と、施策を推進するにあたっての市民・市民団体・事業者・市行政それぞれの役割を明らかにすることを目的としている。

（2）基本計画の役割と位置付け

基本計画は、望ましい環境像の実現に向けて官民協働により、良好な環境の保全等に関する施策を総合的、計画的かつ効率よく推進するための基本となる計画である。また、環境分野の個別計画との整合や関連する他分野との連携を図りながら、望ましい環境像と実行する施策を位置づけている。

（3）計画期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）の5年間を計画期間としている。

（4）望ましい環境像

「豊かな自然と暮らしが未来にわたって続くまち」

（5）各基本目標及び指標と取組の方向性について

①環境の状態や取組を代表的に示す指標を基本目標ごとに設定し、計画の進行状況を把握する。

基本目標	指標名	基準値 (2021年度)	目標値 (2027年度)
自然環境の保全	森林面積及び都市公園面積	20,775ha	基準値を維持
	遊休農地面積	209ha	基準値より減
	ホタルの生息状況確認箇所数	116箇所	基準値を維持

安全・安心な生活環境の保全	環境基準の達成率（大気・水質）	100 %	基準値を維持
	生活排水処理率	75 %	77.2 %以上
	市民大清掃参加人数	24,543 人	43,200 人
	大気汚染防止法に基づく特定施設等への立入調査件数	19 件	30 件
	水質汚濁防止法に基づく特定施設への立入調査件数	50 件	50 件
	騒音・振動規制法に基づく特定施設への立入調査件数	26 件	20 件
ごみの減量・資源化	1 人 1 日平均ごみ排出量	980 g/人/日	985 g/人/日
	ごみの資源化率	31%	34%
	ごみの適正排出率	99.5%	100%
カーボンニュートラルの推進	温室効果ガス排出量の削減率（2013（平成 25 年）年度比）	34.4%	42.2%
	温室効果ガス総排出量	1,233 千 t -CO ₂	1,090 千 t -CO ₂
	再生可能エネルギーに取り組んでいる事業の数（検討段階のものも含む）	1 件	10 件
エコライフ・環境教育の推進	環境学習等の参加者数	113 人	300 人
	エコアクションスクールの参加者数	1,191 人	1,500 人
	WEB プラットフォームの登録団体数	0 団体	50 団体
	環境アドバイザー等の登録者数	12 人	12 人

②取組の方向性

基本目標	取り組みの方向性
自然環境の保全	①海、山、川、里山の保全、②生物の多様性の保全、 ③自然とのふれあいの推進、④地産地消の推進
安全・安心な生活環境の保全	①大気・水環境の保全、②騒音・振動・悪臭や有害化学物質による汚染の防止 ③住環境の保全と良好な景観誘導
ごみの減量・資源化	①4R の推進、②ごみの適正排出・処理
カーボンニュートラルの推進	①再生可能エネルギーの活用と脱炭素社会への転換 ②脱炭素型ライフ、ビジネススタイルの実践 ③人と地球にやさしい都市構造・交通システムの整備
エコライフ・環境教育の推進	①環境意識の醸成につながる情報発信、②環境教育の機会と場の拡充 ③多種多様な主体との連携・協働の充実強化

（6）佐世保市環境政策審議会 環境基本計画部会

基本計画の進捗状況について、環境政策審議会及び基本計画部会において点検評価を行っている。
開催実績については、第 1 章－5. 佐世保市環境政策審議会のとおり。

（7）佐世保市環境基本計画報告書

基本計画に掲げる市民・市民団体・事業者・行政による環境保全の取組の実施状況や計画目標の達成状況とともに報告書を作成し公表している。

3. 地球温暖化対策の推進

世界規模で問題になっている地球温暖化は、大量の石炭や石油などの化石燃料の消費を伴う産業活動や、物質的な豊かさを追求するライフスタイルへの変化などの人間活動に起因して、温室効果ガス（二酸化炭素など）が大量に排出されることによって引き起こされている。

温暖化の進行により、自然環境や人間社会へ深刻で広い範囲にわたる影響が生じる可能性が高まることが指摘されており、私たちの生活と密接な関わりのあるこの問題の解決のためには、一人ひとりの取組が大切であることから、市民、事業者、行政が、それぞれの立場で主体的かつ積極的な温暖化対策に取り組むことができるよう各種施策を推進している。

2020（令和2）年10月、菅総理大臣により「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言され、2021（令和3）年5月に改正された地球温暖化対策推進法では「2050年までの脱炭素社会の実現」「環境・経済・社会の統合的向上」「国民を始めとした関係者の密接な連携」が基本理念として掲げられている。これらの国の動向を受け、2022（令和4）年2月、市民や事業者との協働のもとゼロカーボンシティに積極的に挑戦する「佐世保市ゼロカーボンシティ宣言」を行った。また、2023（令和5）年3月には、佐世保市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画を包含）改定の中で「2050年ゼロカーボンシティ」に挑戦する旨明記するとともに、2023（令和5）年度からの新計画においては、市内で排出される温室効果ガスを2013（平成25）年度との比較で2027（令和9）年度に42.0%、2030（令和12）年度に46.0%削減、2050（令和32）年度には実質ゼロとする目標を掲げている。

（1）佐世保市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

佐世保市域内で排出される温室効果ガス削減目標とその取組方針については、2023（令和5）年3月に中間見直しを行った環境基本計画で定めており、同計画を「地球温暖化対策推進法」第21条に基づく「佐世保市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と位置づけている。

（2）佐世保市域の温室効果ガス排出状況

① 排出量の推移

2021（令和3）年度の本市の市域から排出された温室効果ガスの総排出量は1,111千t-CO₂であり、その前年度の排出量である1,204千t-CO₂と比較して7.7%減少した。

基準年度2013（平成25）年度と比較すると40.9%減少した。減少した主な要因としては、電力使用量が減少したこと、電気使用に伴う温室効果ガスの排出係数が減少したこと、運輸部門（自動車）の排出量が減少したことなどが挙げられる。

表1 本市における温室効果ガス総排出量の推移（単位：千t-CO₂）

公表年度	2015（H27）	2020（R2）	2021（R3）	2022（R4）	2023（R5）
算定年度	2013（H25）	2018（H30）	2019（R1）	2020（R2）	2021（R3）
温室効果ガス排出量（千t-CO ₂ ）	1,879	1,214	1,234	1,204	1,111
電気の排出係数（kg-CO ₂ /kWh）	0.613	0.319	0.344	0.365	0.296

※ 温室効果ガス排出量については、国、県等の統計データを基に本市の社会・経済指数等で按分して算定するものが多く、最新の公表値は2年度前のものとなる。

② 排出状況の分析

佐世保市の2021（令和3）年度における部門別の排出割合をみると、運輸部門が最も多く全体の31.9%、業務その他部門が24.3%、家庭部門が19.4%、産業部門が18.5%となっており、この4部門で全体の94.1%を占めている。前年度と比較すると主要4部門のうち、産業部門以外の部門の温室効果ガス排出量は減少している。2021（令和3）年度における佐世保市の部門別排出割合を全国と比較すると、全国よりも産業部門の割合は小さく、家庭部門、業務その他部門、運輸部門の割合は大きくなっている。

電力消費量は家庭部門、運輸部門で減少しているが、産業部門（製造業、建設業・鉱業、農林水産業）、業務その他部門で増加し、主要4部門全体では2.5%増加している。

この状況を踏まえながら、佐世保市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、市民、市民団体、事業者、市の各主体との協働により地球温暖化対策を進めていく。

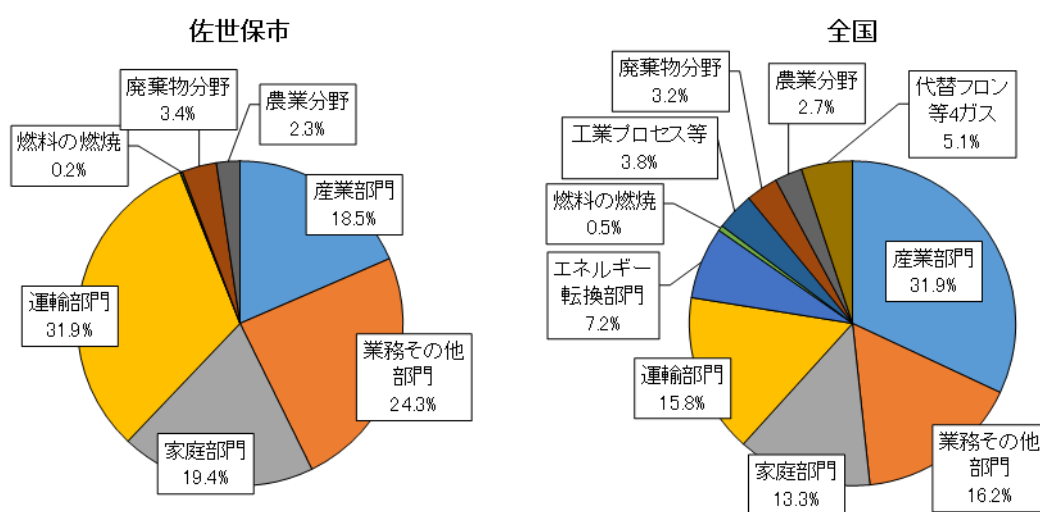


図2 2021（令和3）年度における佐世保市及び全国の部門別温室効果ガス排出割合

表 2 佐世保市及び全国の部門別温室効果ガス排出量

部門等	佐世保市				全 国			
	2020 年度 排出量 (千 t-CO ₂)	2021 年度			2020 年度 排出量 (百万 t-CO ₂)	2021 年度		
		排出量 (千 t-CO ₂)	排出 割合	増減率		排出量 (百万 t-CO ₂)	排出 割合	増減率
産業部門	203	205	18.5%	1.0%	354	373	31.9%	5.4%
業務その他部門	298	270	24.3%	-9.6%	184	190	16.2%	3.3%
家庭部門	264	215	19.4%	-18.5%	167	156	13.3%	-6.6%
運輸部門	373	354	31.9%	-4.9%	183	185	15.8%	1.1%
エネルギー転換部門	1	1	0.0%	0.0%	79	84	7.2%	6.2%
燃料の燃焼	2	2	0.2%	-1.8%	6	6	0.5%	0.0%
工業プロセス等	0	0	0.0%	—	43	44	3.8%	3.3%
廃棄物分野	37	38	3.4%	3.4%	37	37	3.2%	-0.8%
農業分野	27	26	2.3%	-2.5%	32	32	2.7%	0.3%
代替フロン等 4 ガス	0	0	0.0%	—	58	59	5.1%	1.7%
合計	1,204	1,111	100.0%	-7.7%	1,147	1,170	100.0%	2.0%

※ 全国の排出量は、「2021 年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出・吸収量（確報値）について」（環境省）より作成

※ 端数の関係で各項目の数値の計が一致しない場合がある。

（3）2023（令和 5）年度の市民、事業者向けの取組

①市民向けの取組

◆親子でエコチャレンジ	家庭で簡単に取り組める省エネ行動を実践してもらうことで、家庭での省エネ行動の定着を図る（広域連携事業）。	<実施期間> R5. 12. 22～R6. 1. 31 間の 1 週間 <参加数> 201 世帯
-------------	--	---

②事業者向けの取組

◆エコアクション 21 普及啓発*	・市内の事業者等に対し、環境省が推奨する環境マネジメントシステムである「エコアクション 21」の普及を図ることで、事業者のエコオフィス活動を促進する。 ・2023（令和 5）年度は以下の事業を実施した。 ① エコアクション 21 普及啓発案内セミナー <開催日>R5. 10. 27（金） ② エコアクション 21 自治体イニシアティブプログラム研修会 ※エコアクション 21 地域事務局主催 エコアクション 21 の認証取得に向けた集合研修を 4 回開催（R5. 11 月～R6. 1 月）	<参加団体数> ① 1 団体 （佐世保市開催）
-------------------	---	-------------------------------

*エコアクション 21・・・中小企業、学校及び公共機関等による環境配慮への取組を促進するとともに、その取組が効果的・効率的に実行されるよう、環境省が策定したガイドラインに基づく認証・登録制度。国際標準化機構の ISO14001 規格をベースとしており、中小企業等でも取り組みやすい環境経営システム。

(4) 市役所自らの温暖化対策「佐世保市役所エコプラン」

市役所自らが排出する温室効果ガスを率先して削減し、市民や事業者に対して温暖化対策に向けた自主的かつ積極的な取組を促すことを目的に、「佐世保市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）『佐世保市役所エコプラン』」（以下、「エコプラン」という。）を策定し、取組を進めている。

2023（令和 5）年 3 月に「エコプラン」を環境基本計画へ統合するとともに、新たに 2027（令和 9）年度の排出量を 44.4%削減（基準年度 2013（平成 25）年度比）、2030（令和 12）年度の排出量を 51.0%削減（基準年度比）する目標を掲げ取組を進めている。

目標達成に向けて、①建築物における省エネルギー対策の徹底、②再生可能エネルギー等の最大限の導入・活用、③公用車における排出削減、④その他の取り組み、⑤環境マネジメントシステム（EMS）*による継続的な改善を取組方針として定めている。

***環境マネジメントシステム（EMS）**・・・企業などの組織が自主的・継続的に環境への負荷を低減するための環境管理を環境方針・計画の策定（Plan）、実施・運用（Do）、評価・分析（Check）、対策（Action）といった PDCA サイクルを通じて行う仕組み。

① 2023（令和 5）年度の実績

i) 基準年度と比較した 2023（令和 5）年度における温室効果ガス総排出量

エネルギー起源 CO₂ 排出量は、省エネ行動や施設の廃止、設備機器等導入指針に基づく設備改修等により 28,220t-CO₂ と基準年度 2013（平成 25）年度比 54.6%の削減となった。

その他の温室効果ガス排出量は、クリーンセンターで焼却される一般廃棄物の焼却量及び廃プラスチックの含有率が減少したことにより、32,692t-CO₂ と基準年度比 17.7%の削減となった。

結果、温室効果ガス総排出量については、60,912t-CO₂ と基準年度比 40.2%の削減となった。

ii) 基準年度と比較した 2023（令和 5）年度におけるエネルギー使用量等

エネルギー 7 項目（電気、ガソリン、軽油、灯油、LPG、都市ガス、A 重油）のうち都市ガスについては、と畜場において設備機器に使用するエネルギー種別が A 重油から都市ガスに変更となったため増加しているが、その他の項目は削減できている。

表 3 温室効果ガス排出量

種 別	H25 年度 (基準年度)	R5 年度	増減率	削減目標 (R9 年度)
エネルギー起源 CO ₂	62,142t-CO ₂	28,220t-CO ₂	△54.6%	△66.4%
その他の温室効果ガス	39,728t-CO ₂	32,692t-CO ₂	△17.7%	△10.1%
温室効果ガス 全体	101,869t-CO ₂	60,912t-CO ₂	△40.2%	△44.4%

iii) 2023（令和 5）年度の総括及び今後の方向性

「エネルギー起源 CO₂ 排出量」は基準年度と比較すると、各部門の省エネ行動や省エネ化、西部クリーンセンター新施設の稼働などにより大幅に削減された。一方で、昨年度と比較すると、これまで新型コロナ感染防止対策による影響を受けていた公共施設の利用機会が増加した結果、「エネルギー起源 CO₂ 排出量」は増加傾向にあると考えられる。だが、昨年度の渇水の影響による浄水場ポンプの頻回使用から通常に戻ったことや、市立小中学校において例年以上の節電を行ったことから、大幅な電気使用量削減を達成している。

「その他の温室効果ガス排出量」は基準年度及び昨年度と比較して、ともに削減された。これは東部クリーンセンター、西部クリーンセンターともに一般廃棄物焼却量及び廃プラスチック含有率が減少したことに起因するものと考えられる。

エコプランに基づく EMS の取組状況は、各部局評価及び内部環境監査の結果をみると、各課での省エネ行動などの取組について概ね適正に実施されている。確実な目標達成に向けて、各課での省エネ行動の継続と省エネ機器の導入などの取組により、エネルギー使用量の削減に繋げていく。

今後、電力使用による排出削減に向けた再生可能エネルギー導入や設備機器等の省エネルギー化、公用車の電動化、プラスチックリサイクルなど、目標達成に向けた様々な取組を推進していく。

4. 自然環境

(1) 佐世保市内の自然環境の現況

本市は九州本土の西端部、長崎県の北部に位置し、八天岳、烏帽子岳、国見山を主峰とした山系が広がっている。また、リアス海岸が形づくる九十九島は、西海国立公園に指定されている。さらに、県下第2位の延長・流域面積を持つ佐々川、外海離島である宇久島を有し、海域から低山帯まで多様な自然環境が広がっており、多くの野生生物が生息している。

しかし、地球規模で進行している野生生物の絶滅が、本市でも懸念されている。



カノコユリ【絶滅危惧 IB 類 (EN)】

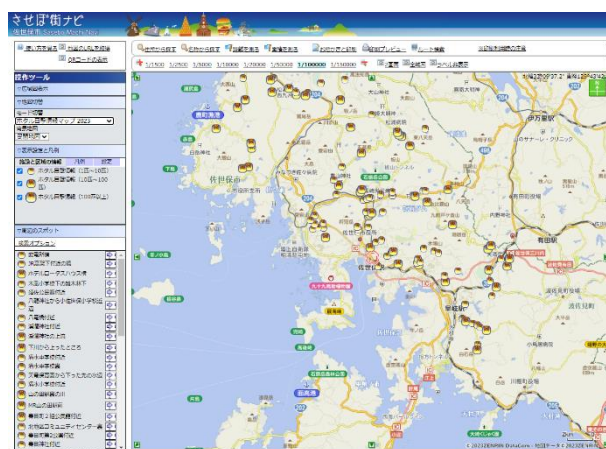


ニッポンバラタナゴ【絶滅危惧 IA 類 (CR)】

(2) 自然環境保全

① 佐世保の自然再発見事業

身近な自然の美しさを発信することで、自然に対し興味関心をもってもらい、自然の大切さを再認識してもらうとともに、自然に配慮した生活を実践してもらうことを目的に、市民からの目撃情報をもとに、させぼ街ナビで「ホタル目撃情報マップ」を公開している。



ホタルマップ（させぼ街ナビ）

表 ホタル生息状況確認箇所数の推移

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ホタルの生息状況確認箇所数	110 箇所	116 箇所	110 箇所	116 箇所

② 野生生物保護活動事業

i) 希少野生生物分布状況の調査検討

地域レベルでの自然環境保全意識の高揚を図るため、市内の希少野生生物を記載した佐世保市レッドデータブックを作成した（2002 年 12 月刊行）。

それから 10 年が経過したことから、合併地域を含めた再調査の結果に基づいてカテゴリー（危険性のランク）等を検討し、佐世保市レッドリスト（2013 年改訂版）を 2013 年 5 月に改めて公表した。

その後、さらに一定の期間が経過しており、その間の市域における自然環境の変化や研究の進歩による種名の変動等に対応すべく、佐世保市レッドリスト（2023 年度改訂版）を 2024 年 3 月に公表した。

表 佐世保市レッドリスト掲載種数一覧

カテゴリー 分類群	絶滅 (EX)	野生絶滅 (EW)	絶滅危惧 I 類		絶滅危惧 II 類 (VU)	準絶滅 危惧 (NT)	情報不足 (DD)	合計
			I A 類 (CR)	I B 類 (EN)				
植物	22		80	87	106	77	17	389
哺乳類			1		4	1	3	9
鳥類			19	15	12	39	11	96
両生は虫類			3	2	6	2	2	15
淡水魚類	1		4	3	4	7	※LP が 1	20
昆虫類	2		24	14	35	31	7	113
底生生物			3	2	5	1	2	13
甲殻類			1	1	4	13	6	25
貝類	4		19	37	53	58	11	182
合計	29		154	161	229	229	60	862

絶 滅 (EX) すでに絶滅したと考えられている種
 野 生 絶 滅 (EW) 飼育・栽培下でのみ存続している種
 絶滅危惧 IA 類 (CR) ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
 絶滅危惧 IB 類 (EN) IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
 絶滅危惧 II 類 (VU) 絶滅の危険が増大している種
 準 絶 滅 危 惧 (NT) 存続基盤が脆弱な種
 情 報 不 足 (DD) 評価するだけの情報が不足している種
 地 域 個 体 群 (LP) 地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

ii) 野生生物保護に係る指導

希少野生生物の分布地図「佐世保市レッドマップ」を作成、随時更新し、開発工事等による希少野生生物の生息生育環境の消失防止に活用している。

iii) 鳥獣保護及び飼養登録

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 26 年 5 月 30 日改正）に基づく長崎県鳥獣保護管理事業計画に関する業務として、鳥獣保護思想普及啓発、鳥獣保護員・鳥獣保護区等に関する事務、メジロの愛がん飼養目的での飼養登録の更新事務等を行っている。

なお、長崎県第 12 次鳥獣保護管理事業計画により、平成 24 年度以降は原則としてメジロの愛がん飼養目的での捕獲許可を行っていない。

5. 環境・公害に関する苦情

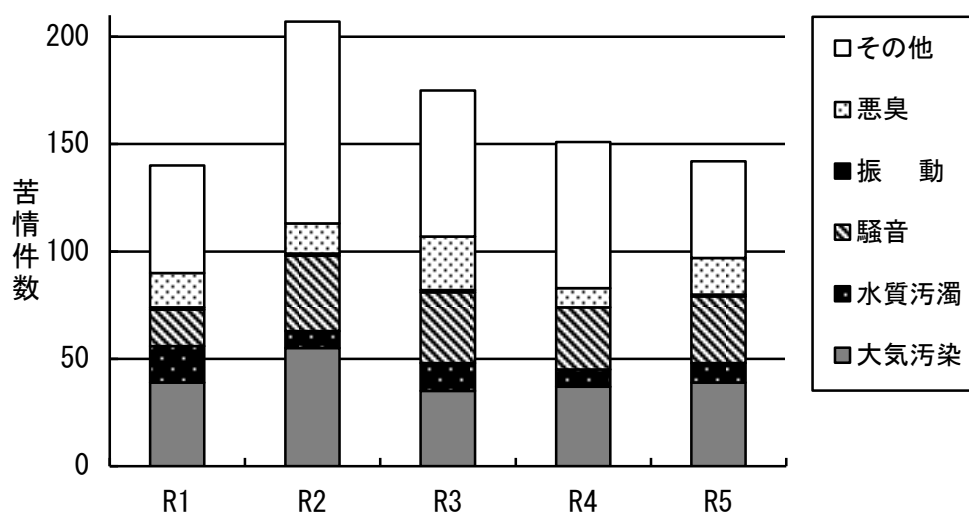
近年の環境・公害に関する苦情は、環境基本法でいう「公害」にあたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の典型7公害に関するものだけでなく、日常生活に密着した感覚的、心理的な苦情が多くなってきている。市民のより快適な生活への欲求が高まるにつれ、その内容も複雑、多様化し、法律の適用だけでは対応できない場合が多い。日常生活に起因する苦情については、当事者間の話し合いで解決することが基本であるが、現社会情勢での利害関係や近所づきあいが絡む問題でもあるだけに、中立の立場にある行政の介入による解決への期待が年々大きくなっている。

苦情の処理は現地調査を行い、公害規制法令に違反している苦情については関係法令に基づいて指導等を行い、法的拘束力のない苦情については口頭による行政指導を行っている。

令和5年度に受け付けた苦情は142件で、内容をみると騒音、ごみの野焼き、廃棄物の不法投棄に関する苦情が多い。なお大気汚染に関するもののほとんどは、ごみの野焼き等が原因である。

種類別の苦情件数

区 分	件 数					主な発生原因内容
	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	
大気汚染	39	55	35	37	39	ごみの野焼き、作業場の粉じんなど
水質汚濁	17	8	13	8	9	事業場、家庭からの排水など
土壌汚染	0	0	0	0	0	油もれによる土壌浸透など
騒 音	17	35	33	29	31	産業用機械の作動音、工事・建設作業の音など
振 動	1	1	1	0	1	産業用機械の作動
悪 臭	16	14	25	9	17	生活排水、工事・建設作業臭など
そ の 他	50	94	68	68	45	廃棄物の不法投棄、虫の発生、雑草など
合 計	140	207	175	151	142	



年間苦情件数の推移

6. 大 気

(1) 大気環境常時監視結果

<1>監視体制（大気環境監視測定）

本市では、市内7か所の大気測定局に二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、炭化水素、微小粒子状物質、風向風速の自動測定機を設置し、大気環境の状況を常時監視している。また、有害大気汚染物質調査を福石測定局、佐世保市立愛宕中学校の2か所で実施している。

<2>大気環境常時監視テレメータシステム

昭和51年10月1日から、早岐、日宇、福石、大野及び相浦の5か所で、テレメータシステムによる大気の常時監視を開始した。大塔測定局は、平成11年4月から測定を開始している。吉井測定局は、平成17年4月に長崎県から移管された。

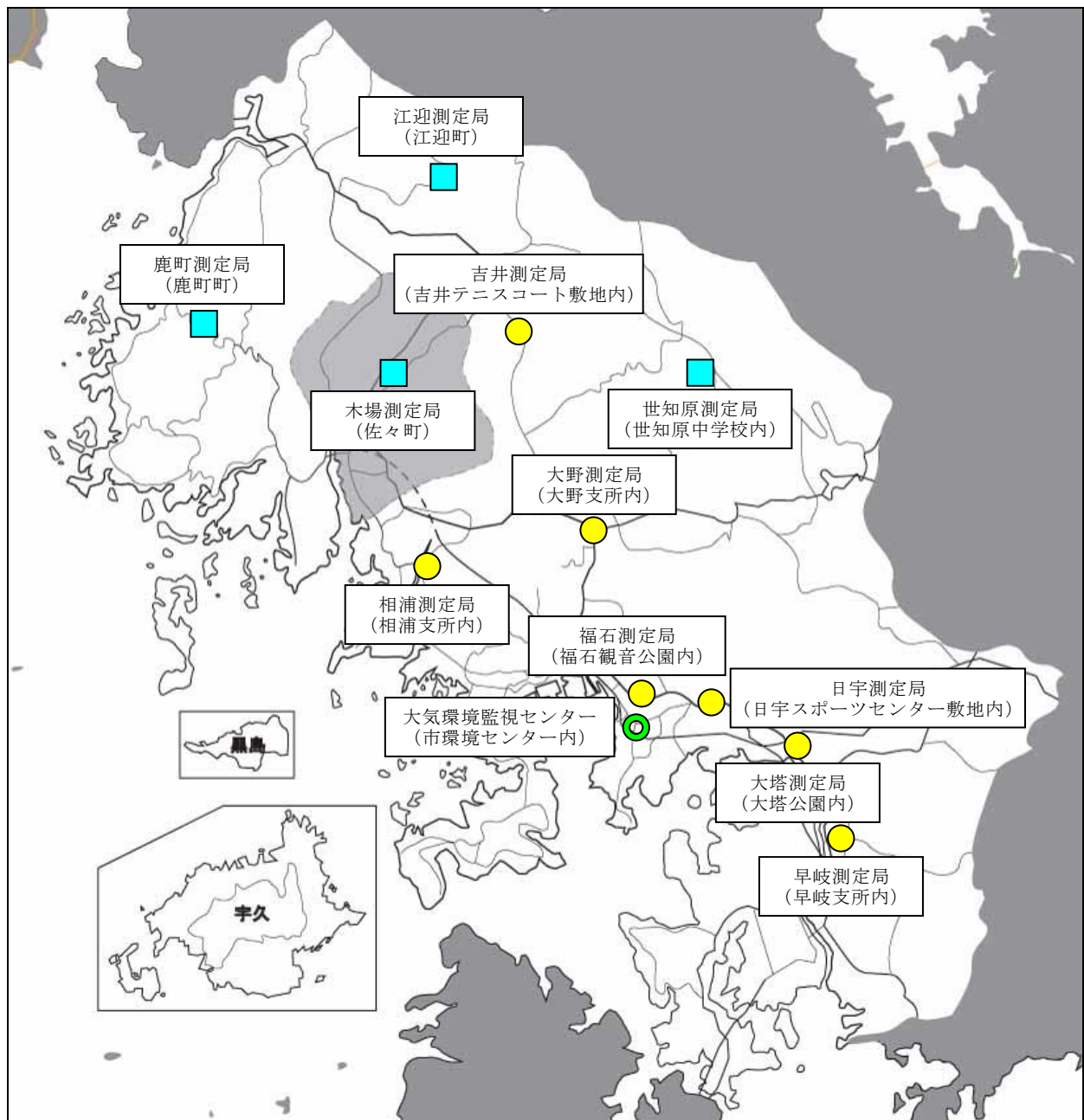
自動測定機による測定局

※一般環境大気測定局(5局)：早岐、大野、相浦、大塔、吉井

自動車排出ガス測定局(2局)：日宇、福石

設置局	佐世保市設置局							九州電力㈱設置局			
測定局 測定項目	① 早岐測定局 (早岐支所内)	② 日宇測定局 (日宇スポーツセンター)	③ 福石測定局 (福石観音公園)	④ 大野測定局 (大野支所内)	⑤ 相浦測定局 (相浦支所内)	⑥ 大塔測定局 (大塔公園内)	⑦ 吉井測定局 (吉井テニスコート敷地内)	⑧ 世知原測定局 (世知原中学校内)	⑨ 木場測定局 (佐々町)	⑩ 江迎測定局 (江迎町)	⑪ 鹿町測定局 (鹿町町)
二酸化硫黄 (SO ₂)			○			○	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質 (SPM)			○			○	○	○	○	○	○
二酸化窒素 (NO ₂)		○	○			○	○	○		○	○
光化学オキシダント (O _x)	○			○	○	○	○				○
一酸化炭素 (CO)		○	○								
炭化水素 (HC)		○	○								
微小粒子状物質 (PM _{2.5})			○			○	○				
風 向 風 速	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○

○ 大気環境測定局配置図



- 大気環境監視センター
- 佐世保市設置測定局
- 九州電力㈱設置測定局

＜3＞大気の汚染に係る環境基準

環境基準は、環境基本法に基づき設定されている。

これは、人の健康を保護し生活環境を保全する上で「維持されることが望ましい基準」であり、個々の工場、事業場などの固定発生源及び自動車などの移動発生源から排出される汚染物質の重合・集積によって生じる地域全体の環境汚染の改善目標であり、最大許容限度や理想値を示すものではない。より積極的に望ましい基準を定めて、将来目標として大気汚染防止対策に取り組んでいこうという指標である。

大気の汚染に係る環境基準

物質名	環境基準	環境基準による評価方法	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定について、1時間値が0.1ppm以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.04ppm以下であれば環境基準達成であるが、1時間値、日平均値のどちらか一方が、基準を超えれば環境基準未達成。
		長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.04ppmを超えれば未達成である。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準未達成。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定について、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であれば環境基準達成であるが、1時間値、日平均値のどちらか一方が、基準を超えれば環境基準未達成。
		長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が0.10 mg/m ³ 以下であれば環境基準達成であるが、0.10 mg/m ³ を超えれば未達成である。ただし、日平均値が0.10 mg/m ³ を超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準未達成。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定について、1時間値の8時間平均値（1日を8時間ごとの3区分したときの各区分の平均値）が20ppm以下で、かつ、1時間値の日平均値が10ppm以下であれば環境基準達成であるが、8時間値、日平均値のどちらか一方が、基準を超えれば環境基準未達成。
		長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が10ppm以下であれば環境基準達成であるが、10ppmを超えれば未達成である。ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準未達成。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。		日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であれば環境基準達成。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。		昼間（5時～20時）の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であれば環境基準達成。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	短期基準評価	測定結果の1日平均値のうち年間98%値が35μg/m ³ 以下であれば環境基準達成。
		長期基準評価	測定結果の1年平均値が15μg/m ³ 以下であれば環境基準達成。
環境基準適用除外	環境基準は、人の健康保護の見地から設定されたものであり、工業専用地域、車道その他通常住民が生活していない地域又は場所について適用されない。		
備考	①短期的評価は、大気汚染の状態を環境基準に照らして短期的に評価する場合に用い、環境基準が1時間値又は1時間値の1日平均値についての条件として定められているので、定められた方法により連続して又は随時行った測定結果により、測定を行った日又は時間についてその評価を行う。 ②長期的評価は、大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するなど、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行う場合に用い、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により行う。 ・二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質 年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外して評価を行う（日平均値の2%除外値）。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いは行わない。 ・二酸化窒素 年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（1日平均値の年間98%値）で評価を行う。 ③日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が、1日（24時間）のうち4時間を超える場合は評価対象としない。 ④年間にわたって長期的に評価する場合、年間の測定時間が6,000時間以上の測定局を対象とし、有効測定局という。 ⑤光化学オキシダントの環境基準による評価は、昼間（5時～20時）の1時間値で行う。これは、光化学オキシダント生成が、主に日射のある時間帯であることによる。		

＜４＞大気環境の状況

●大気汚染物質

大気汚染物質として問題となるのは、工場、事業場等の固定発生源から排出される二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、自動車などの移動発生源からの排出ガスに含まれる浮遊粒子状物質、窒素酸化物、一酸化炭素、炭化水素、並びに、窒素酸化物や炭化水素が光化学反応を起こし発生する光化学オキシダント等である。

① 二酸化硫黄*の測定結果

二酸化硫黄の測定は、福石、大塔、吉井の３測定局で行っている。

令和５年度 二酸化硫黄測定結果

	１時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		１時間値の最高値	日平均値の２％除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が２日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
	時間	%	日	%	ppm	ppm	有・無	日
福石	0	0.0	0	0.0	0.025	0.002	無	0
大塔	0	0.0	0	0.0	0.023	0.002	無	0
吉井	0	0.0	0	0.0	0.018	0.002	無	0

過去１０年間の経年変化は、図１－１に示すように、年度毎に増減はあるものの、ほぼ横ばいの状況にある。令和５年度は、短期的評価及び長期的評価のいずれも、全ての測定局で環境基準を達成した。令和５年度の月別測定結果を図１－２に示した。

*二酸化硫黄…石油、石炭等を燃焼したときに含有される硫黄（Ｓ）が酸化されて発生するもので、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると言われている。

② 浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）*の測定結果

浮遊粒子状物質の測定は、福石、大塔、吉井の３測定局で行っている。

令和５年度 浮遊粒子状物質測定結果

	１時間値が0.20mg/m³を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m³を超えた日数とその割合		１時間値の最高値	日平均値の２％除外値	日平均値が0.10mg/m³を超えた日が２日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数
	時間	%	日	%	mg/m³	mg/m³	有・無	日
福石	0	0.0	0	0.0	0.120	0.040	無	0
大塔	0	0.0	0	0.0	0.111	0.035	無	0
吉井	0	0.0	0	0.0	0.157	0.036	無	0

過去１０年間の経年変化は、図２－１に示すように、ほぼ横ばいの状況である。令和５年度は、短期的評価及び長期的評価のいずれも、全ての測定局で環境基準を達成した。令和５年度の月別測定結果を図２－２に示した。

*浮遊粒子状物質（SPM）…浮遊粉じんのうち、10μm以下の粒子状物質のことをいい、ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす。

③ 二酸化窒素*の測定結果

二酸化窒素の測定は、日宇、福石、大塔及び吉井の4測定局で行っている。

このうち、大塔及び吉井の2測定局は一般環境大気測定局、日宇及び福石の2測定局は自動車排出ガス測定局である。

令和5年度 二酸化窒素測定結果

	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	98%値評価値による日平均値が0.06ppmを超えた日数
	日	%	日	%	ppm	ppm	日
日宇	0	0.0	0	0.0	0.046	0.021	0
福石	0	0.0	0	0.0	0.056	0.020	0
大塔	0	0.0	0	0.0	0.035	0.012	0
吉井	0	0.0	0	0.0	0.027	0.005	0

過去10年間の経年変化は、図3-1に示すように、年度ごとに増減はあるが、ほぼ横ばいの状況にある。ただし、自動車排出ガスの影響を監視する日宇及び福石の2測定局は、一般環境測定局に比べて高い値で推移している。令和5年度は、全ての測定局で環境基準を達成した。令和5年度の月別測定結果を図3-2に示した。

*二酸化窒素…高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われている。

④ 光化学オキシダント*の測定結果

光化学オキシダントの測定は、早岐、大野、相浦、大塔及び吉井の5測定局で行っている。

令和5年度 光化学オキシダント測定結果

	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の1時間値の年平均値
	日	時間	日	時間	ppm	ppm
早岐	23	120	0	0	0.079	0.031
大野	16	60	0	0	0.073	0.029
相浦	56	277	0	0	0.088	0.036
大塔	22	98	0	0	0.079	0.031
吉井	49	246	0	0	0.089	0.035

過去10年間の経年変化は、図4-1に示すように、ほぼ横ばいの状況にあるが、近年、春季に高い濃度が観測されている。令和5年度の月別測定結果と環境基準月別超過状況を図4-2～6に示した。令和5年度は、全ての測定局での環境基準を達成しなかった。

光化学オキシダント注意報発令の際は、長崎県大気汚染緊急時対策実施要綱に基づき対応を行っているが、令和5年度は発令されなかった。

*光化学オキシダント…大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となり、高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。

⑤ 一酸化炭素*の測定結果

一酸化炭素の測定は、自動車排出ガス測定局の日宇及び福石の2測定局で行っている。

令和5年度 一酸化炭素測定結果

	日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となったことがある日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
	時間	%	日	%	ppm	ppm	有・無	日
日宇	0	0.0	0	0.0	1.2	0.5	無	0
福石	0	0.0	0	0.0	1.8	0.4	無	0

過去10年間の年変化は、図5-1に示すように、ほぼ横ばいの状態にある。令和5年度は、短期的評価及び長期的評価のいずれも、全ての測定局で環境基準を達成した。令和5年度の月別測定結果を図5-2に示した。

*一酸化炭素…炭素化合物の不完全燃焼等により発生し、血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害するなどの影響を及ぼす。

⑥ 炭化水素*の測定結果

炭化水素の測定は一酸化炭素と同様、日宇及び福石の2測定局で、昭和53年度から行っている。

令和5年度 非メタン炭化水素及びメタン測定結果

		年平均値	6～9時における年平均値	6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを越えた日数とその割合	
				最高値	最低値				
		ppmC	ppmC	ppmC	ppmC	日数	%	日数	%
非メタン	日宇	0.08	0.11	0.31	0.00	12	4.1	0	0.0
	福石	0.07	0.10	0.29	0.01	16	4.4	0	0.0
メタン	日宇	2.03	2.05	2.25	1.90				
	福石	1.97	1.99	2.29	1.82				

過去10年間の経年変化は、図6-1に示すように、ほぼ横ばいの状況にある。非メタン炭化水素について、全ての測定局で光化学オキシダント生成防止の指針値6～9時の3時間平均値（0.20～0.31ppmC）の上限を超えている。令和5年度の実メタン炭化水素及びメタンの月別測定結果を図6-2に示した。

*炭化水素…炭素と水素が結合した有機物の総称である。大気中の炭化水素濃度の評価には、光化学反応に関与する非メタン炭化水素が用いられる。

⑦ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）*の測定結果

微小粒子状物質の測定は、大塔、福石及び吉井の3測定局で行っている。

令和5年度 微小粒子状物質測定結果

	日平均値の年間98%値	年平均値	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数
	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日
福石	22.6	10.0	2
大塔	21.2	9.9	1
吉井	19.6	8.3	1

令和5年度の月別測定結果と環境基準月別超過状況を図7-1～3に示した。令和5年度は、短期的評価及び長期的評価のいずれも、全ての測定局で環境基準を達成した。注意喚起については、PM_{2.5}の注意喚起等に係る対応方針（長崎県環境部地域環境課）に基づき対応を行っている。

*微小粒子状物質（PM_{2.5}）…大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5 μm の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

図 1 - 1 二酸化硫黄の経年変化（年間の日平均値の 2 % 除外値）

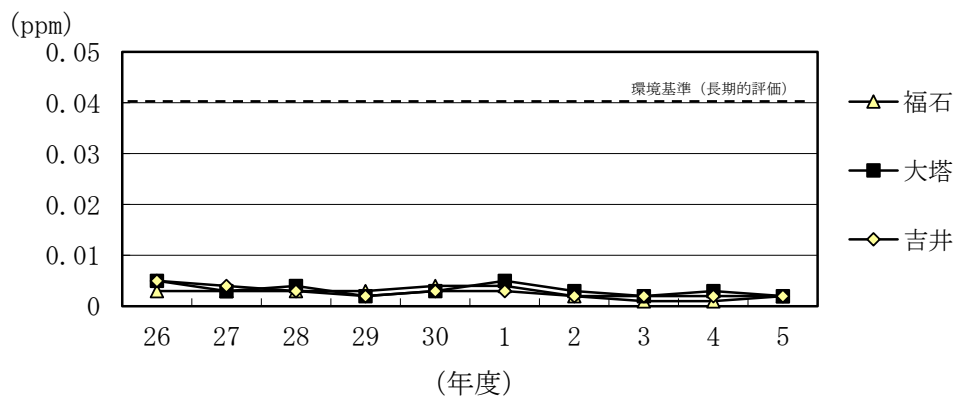


図 1 - 2 二酸化硫黄の月別測定結果（月平均値）

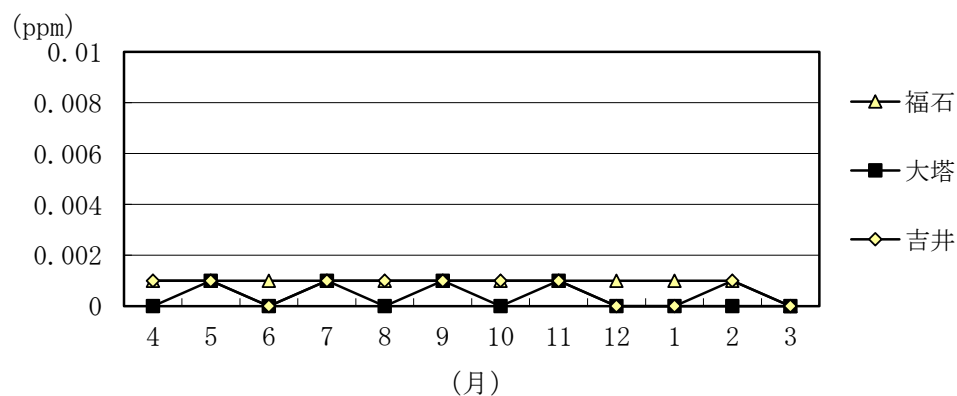


図 2 - 1 浮遊粒子状物質の経年変化（年間の日平均値の 2 % 除外値）

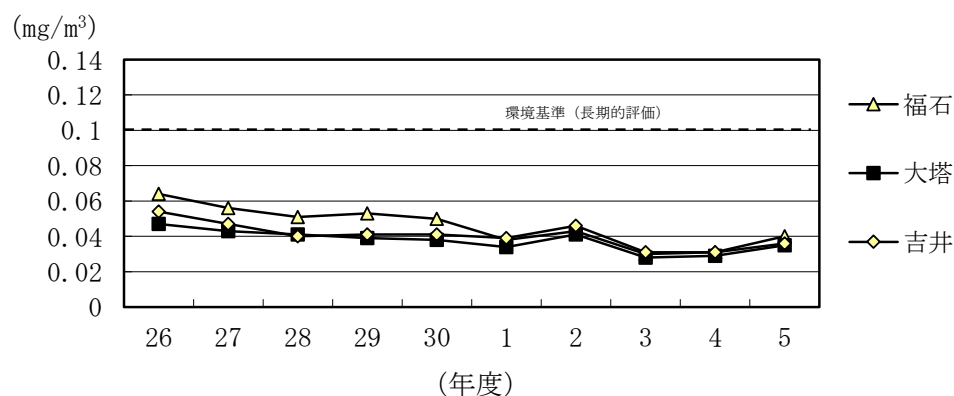


図 2 - 2 浮遊粒子状物質の月別測定結果（月平均値）

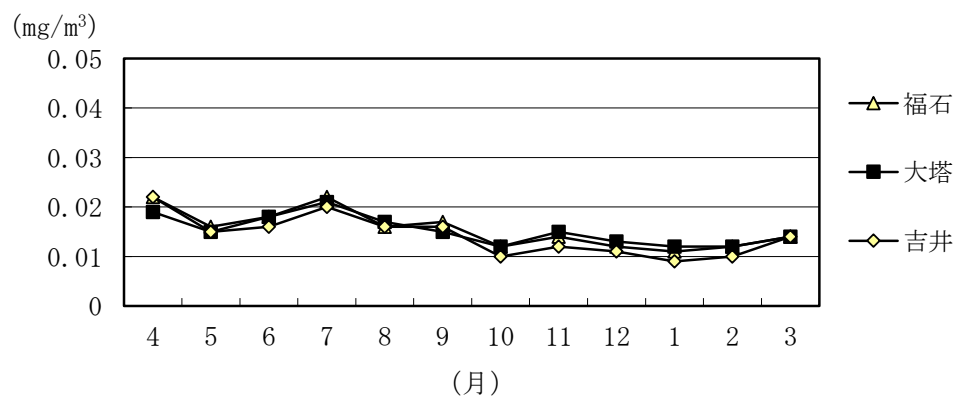


図 3-1 二酸化窒素の経年変化（日平均値の年間98%値）

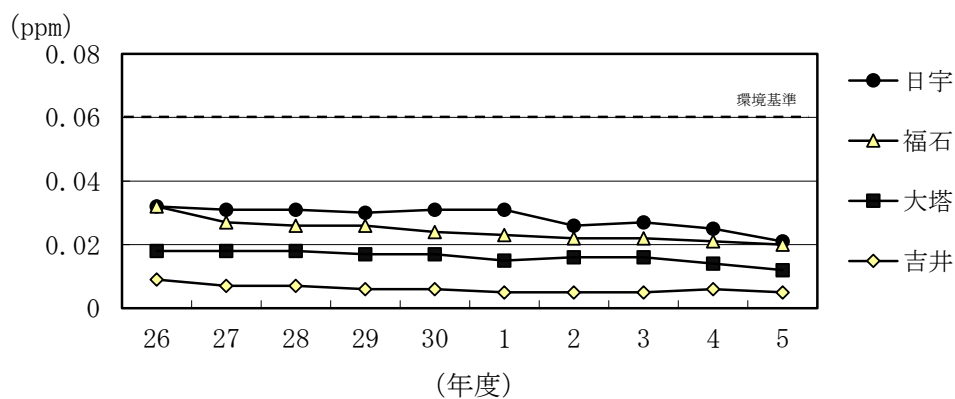


図 3-2 二酸化窒素の月別測定結果（月平均値）

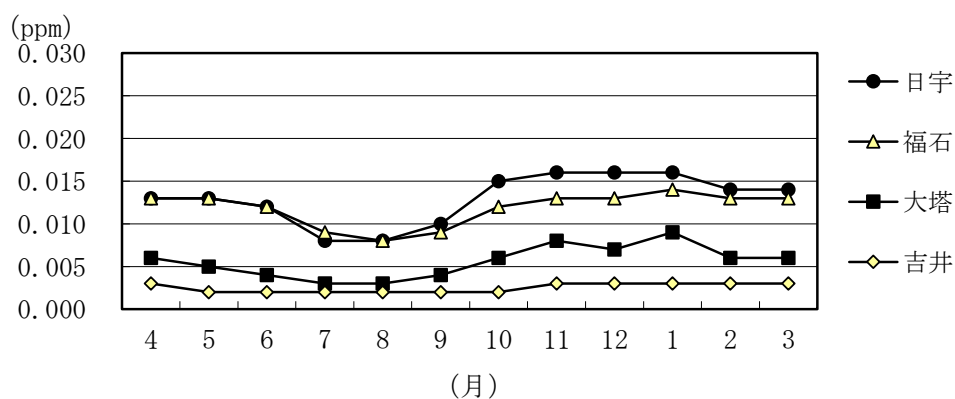


図 4-1 オキシダントの経年変化（昼間の 1 時間値の年平均値）

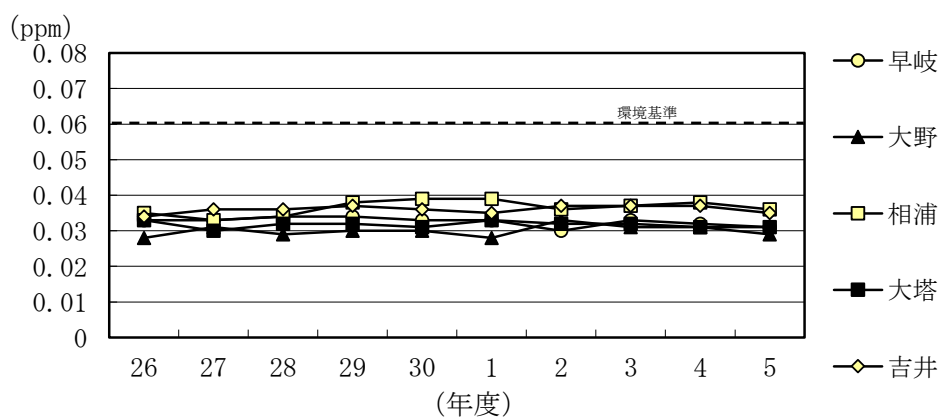


図 4-2 早岐測定局の光化学オキシダントの月別測定結果（昼間の 1 時間値の月平均値と環境基準月別超過状況）

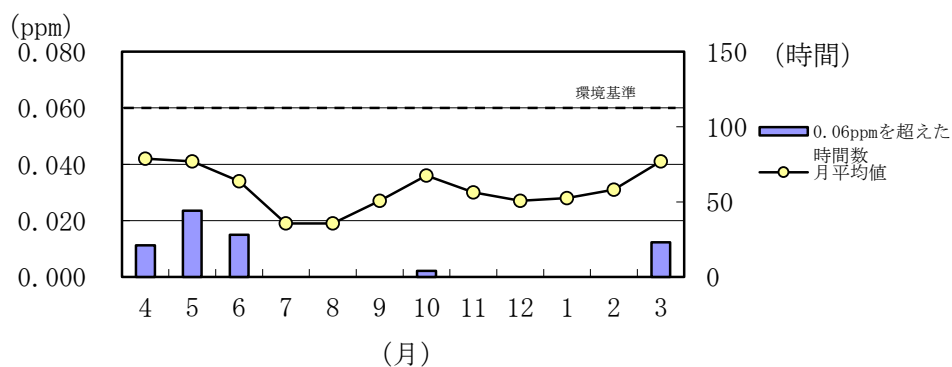


図 4－3 大野測定局の光化学オキシダントの月別測定結果
(昼間の 1 時間値の月平均値と環境基準月別超過状況)

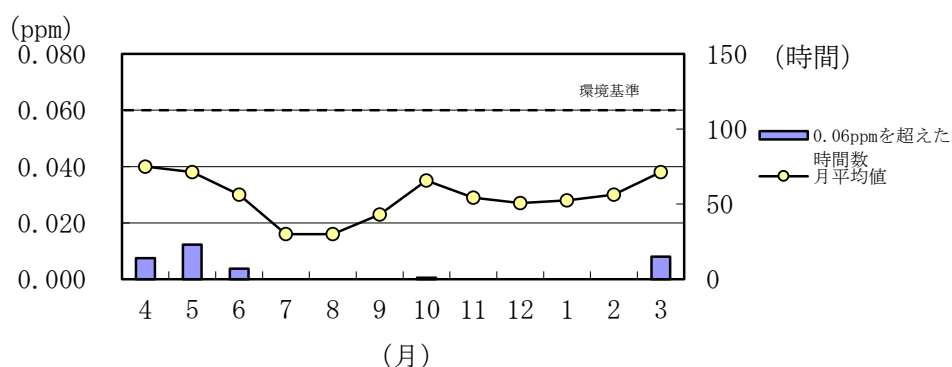


図 4－4 相浦測定局の光化学オキシダントの月別測定結果
(昼間の 1 時間値の月平均値と環境基準月別超過状況)

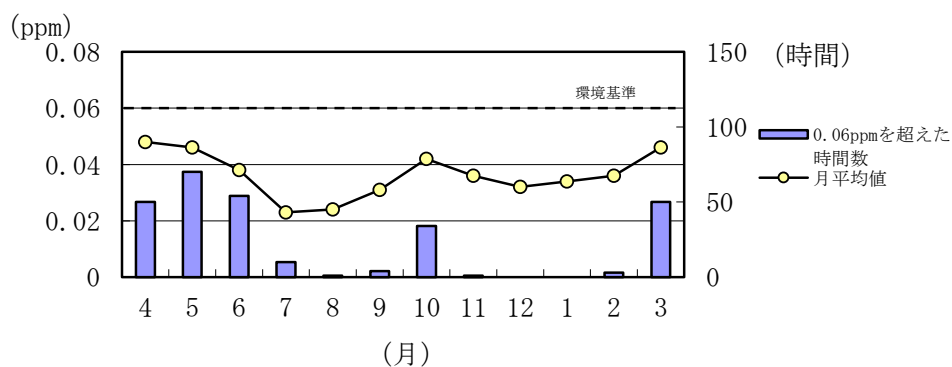


図 4－5 大塔測定局の光化学オキシダントの月別測定結果
(昼間の 1 時間値の月平均値と環境基準月別超過状況)

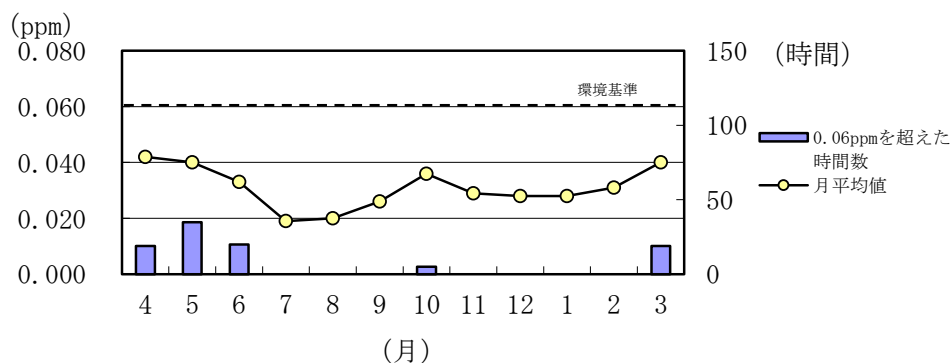


図 4－6 吉井測定局の光化学オキシダントの月別測定結果
(昼間の 1 時間値の月平均値と環境基準月別超過状況)

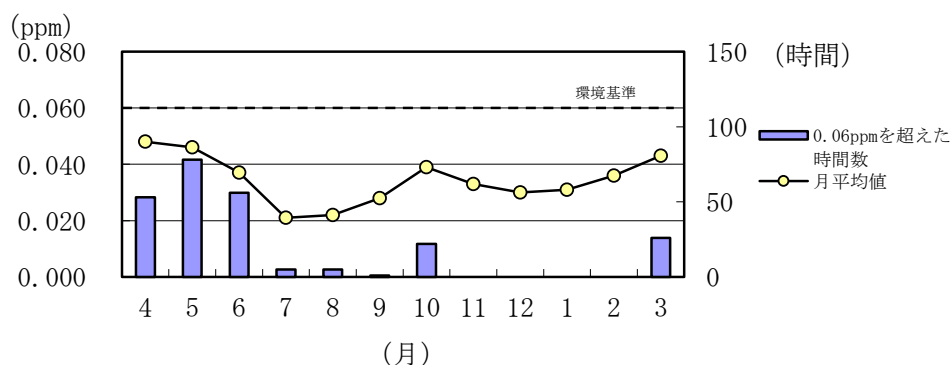


図5-1 一酸化炭素の経年変化（日平均値の2%除外値）

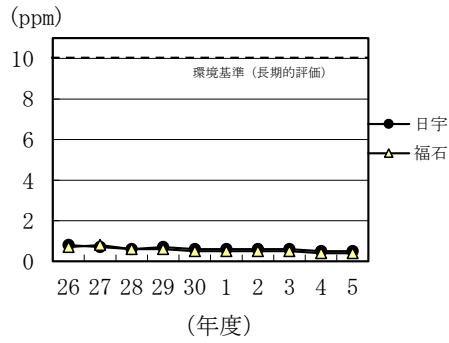


図5-2 一酸化炭素の月別測定結果（月平均値）

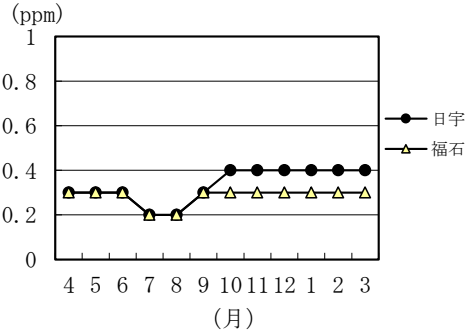


図6-1 非メタン炭化水素およびメタンの経年変化（年平均値）

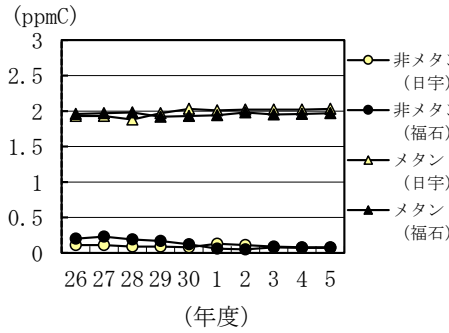


図6-2 非メタン炭化水素およびメタンの月別測定結果（月平均値）

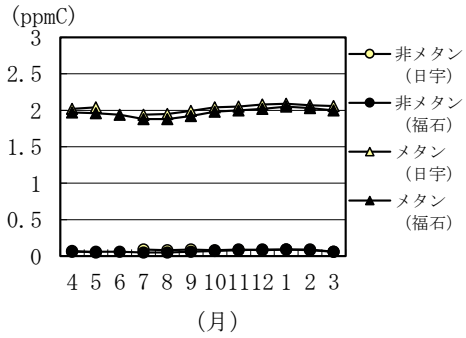


図7-1 福石測定局の微小粒子状物質（PM_{2.5}）の月別測定結果（月平均値と環境基準月別超過状況）

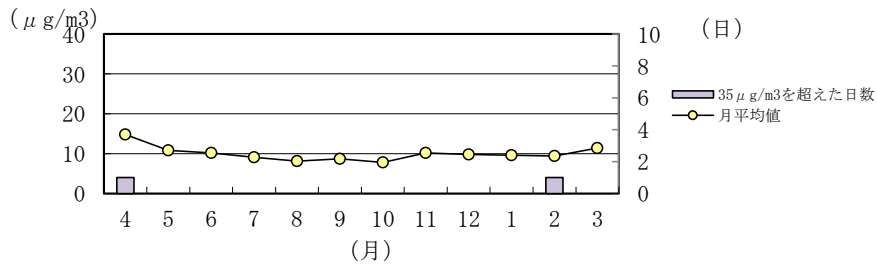


図7-2 大塔測定局の微小粒子状物質（PM_{2.5}）の月別測定結果（月平均値と環境基準月別超過状況）

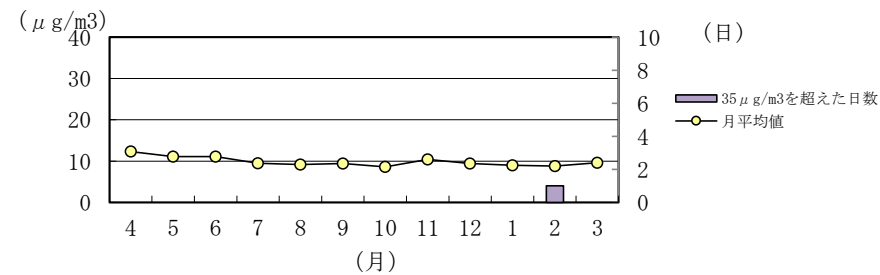
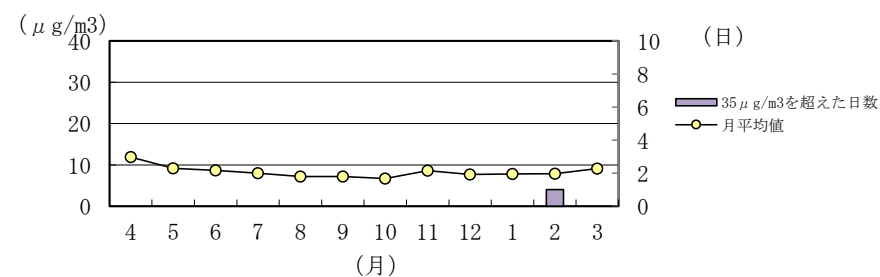


図7-3 吉井測定局の微小粒子状物質（PM_{2.5}）の月別測定結果（月平均値と環境基準月別超過状況）



(2) その他の大気環境調査結果

＜1＞有害大気汚染物質調査

大気汚染防止法第22条第1項の規定に基づき、13物質について、平成9年度から調査を実施している。

令和5年度は市内2地点で調査を行い、その結果（年平均値）は表1～4のとおりである。立神音楽室の歴史公園整備に伴い、発生源周辺の調査地点を11月から佐世保市立愛宕中学校へ測定地点を変更した。

また、令和5年度の月別調査結果を表5に示した。ただし、カッコ書きの数値については、月毎の測定値が検出下限値未満のときに、当該月の測定結果を検出下限値(<)の1/2として年平均値を算出した値である。

表1 有害大気汚染物質（揮発性有機化合物）に関する調査結果（年平均値：単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

物質名	年平均値	範囲	環境基準	調査地点名	地域分類
クロロホルム	0.16	<0.03 ～ 0.28	—	福石測定局	沿道
1,2-ジクロロエタン	(0.19)	<0.03 ～ 0.39	—		
ジクロロメタン	0.78	0.29 ～ 1.4	150		
テトラクロロエチレン	(0.03)	<0.03 ～ 0.08	200		
トリクロロエチレン	(0.03)	<0.05 ～ 0.03	130		
ベンゼン	0.51	0.27 ～ 0.8	3		

表2 有害大気汚染物質（アルデヒド類）に関する調査結果（年平均値：単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

物質名	年平均値	範囲	環境基準	調査地点名	地域分類
アセトアルデヒド	1.6	0.5 ～ 2.7	—	福石測定局	沿道
ホルムアルデヒド	2.5	0.8 ～ 3.7	—		

表3 有害大気汚染物質（酸化エチレン）に関する調査結果（年平均値：単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

物質名	年平均値	範囲	環境基準	調査地点名	地域分類
酸化エチレン	0.057	0.018 ～ 0.11	—	立神音楽室 愛宕中学校	発生源周辺
	0.074	0.016 ～ 0.14	—	福石測定局	沿道

表4 有害大気汚染物質（重金属類）に関する調査結果（年平均値：単位 ng/m^3 ）

物質名	年平均値	範囲	環境基準	調査地点名	地域分類
ニッケル化合物	3.0	0.35 ～ 7.5	—	福石測定局	沿道
ヒ素及びその化合物	1.3	0.27 ～ 2.7	—		
クロム及びその化合物	2.6	0.6 ～ 8.2	—	立神音楽室 愛宕中学校	発生源周辺
マンガン及びその化合物	22	6.8 ～ 78	—		

表5 有害大気汚染物質月別調査結果

測定地点	地域分類	測定物質名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 平均値
立神音楽室、愛宕中学校	発生源周辺	酸化エチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.081	0.103	0.053	0.038	0.11	0.065	0.048	0.049	0.030	*0.018	0.041	0.050	0.094
		クロム及びその化合物 (ng/m^3)	8.2	4.1	1.8	3.2	2.65	0.62	1.9	1.8	1.1	0.73	3.8	1.0	2.6
		マンガン及びその化合物 (ng/m^3)	78	28	25	20	24	10	21	27	*7.0	*6.8	*7.6	12	22
福石測定局	沿道	クロロホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.07	0.18	0.21	0.18	0.21	0.19	0.18	0.24	*0.040	<0.03	0.28	0.13	0.16
		1,2-ジクロロエタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.24	0.36	0.12	<0.03	0.20	0.39	0.19	0.35	*0.054	<0.03	0.21	0.10	0.19
		ジクロロメタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.97	1.3	0.57	0.30	0.69	1.42	0.68	0.94	0.33	0.29	1.4	0.43	0.78
		テトラクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	<0.03	<0.03	*0.054	<0.03	*0.083	<0.03	<0.03	*0.041	<0.03	<0.03	*0.082	<0.03	0.032
		トリクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	<0.05	<0.05	0.027	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.025
		ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.27	0.36	0.43	0.28	0.48	0.35	0.71	0.83	0.49	0.48	0.81	0.60	0.51
		アセトアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1.2	1.4	2.4	1.4	1.9	1.3	2.6	1.7	0.8	0.5	2.7	1.2	1.6
		ホルムアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	2.5	2.4	3.7	3.0	3.7	2.3	3.4	1.8	1.1	0.8	3.6	1.7	2.5
		酸化エチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.10	0.14	0.052	0.054	0.094	0.12	0.083	0.040	*0.023	*0.016	0.055	0.11	0.074
		ニッケル化合物 (ng/m^3)	7.5	4.7	4.9	3.2	3.9	3.2	<0.7	*2.1	<0.7	*1.2	2.9	*1.5	3.0
		ヒ素及びその化合物 (ng/m^3)	2.7	2.5	0.81	0.74	0.80	0.59	1.7	1.4	0.64	0.27	0.99	0.94	1.3

*印の数値は検出下限値以上、定量下限値未満

測定値に検出下限値未満の値がある場合は、検出下限値(<)の1/2の値で年平均を計算した。

地域分類「発生源周辺」は4月～10月までは立神音楽室 11月～3月は佐世保市立愛宕中学校で測定を行っている。

(3) 施設等の届出状況（令和5年度末）

＜1＞大気汚染防止法に基づく施設の届出状況

① ばい煙発生施設設置状況

種別	施設名		工場	事業場	計
1	ボイラー	工場・事業場数	35	65	100
		施設数	76	146	222
2	ガス発生炉	工場・事業場数	0	1	1
		施設数	0	1	1
5	溶解炉	工場・事業場数	1	0	1
		施設数	3	0	3
6	加熱炉	工場・事業場数	5	0	5
		施設数	22	0	22
9	焼成炉・熔融炉	工場・事業場数	1	1	2
		施設数	94	1	95
10	反応炉・直火炉	工場・事業場数	1	0	1
		施設数	1	0	1
11	乾燥炉	工場・事業場数	4	1	5
		施設数	6	2	8
13	廃棄物焼却炉	工場・事業場数	0	7	7
		施設数	0	12	12
	小計	工場・事業場数	47	75	122
		施設数	202	162	364
	電気工作物	工場・事業場数	9	54	63
		施設数	19	72	91
	ガス工作物	工場・事業場数	1	0	1
		施設数	2	0	2
	小計	工場・事業場数	10	54	64
		施設数	21	72	93
	合計	工場・事業場数	57(4)* ¹	129(21)* ¹	179(25)* ¹
		施設数	223	234	457

* 1 () は大気汚染防止法と電気事業法（ガス事業法を含む）による届出で重複する事業所。

② 一般粉じん発生施設設置状況

種別	施設名		工場	事業場	計
2	堆積場	工場・事業場数	8	5	13
		施設数	9	19	28
3	ベルトコンベア バスケットコンベア	工場・事業場数	3	3	5
		施設数	8	20	28
4	破碎機・摩砕機	工場・事業場数	1	1	2
		施設数	1	8	9
5	ふるい	工場・事業場数	0	1	1
		施設数	0	9	9
	合計	工場・事業場数	12	7	21
		施設数	18	56	74

③ 揮発性有機化合物排出施設設置状況

種別	施設名		工場	事業場	計
2	塗装施設	工場・事業場数	1	0	1
		施設数	2	0	2

④ 水銀排出施設設置状況

種別	施設名		工場	事業場	計
4	廃棄物の焼却設備	工場・事業場数	0	6	6
		施 設 数	0	11	11

《工場・事業場の定義》

工場：継続的に物の製造、生産するための施設。ただし、そこでつくられた製品を主として卸売りする事業場、小売する事業場等は工場に含まない。

事業場：工場以外の全ての事業場

例) ホテル、病院、学校、デパート、公衆浴場、廃棄物焼却場、官公庁など

＜2＞特定粉じん（石綿）排出等作業の実施届出状況

作業の種類	届出件数
解体作業	2
建築物の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材を除去する作業	0
特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業	0
改造・補修	4

＜3＞佐世保市環境保全条例指定施設の届出状況

① ばい煙関係

種別	施設名	数	備考
1	廃棄物焼却炉	3	
2	廃油の焼却炉	0	
3	獣畜、魚介類、鳥類の臓器、羽毛、ふんの焼却炉	3	
	合計	6	指定工場数(6)

② 粉じん関係

種別	施設名	数	備考
1	セメントサイロ	3	
2	バラセメント積み施設	0	
3	製材所又はのこくず再利用製品製造施設に設置されるのこくず貯蔵施設	7	
4	金属の表面処理の用に供するサンドブラスト	30	
5	吹付塗装作業所	78	
	合計	118	指定工場数(73)

7. 水 質

(1) 環境基準

環境基準とは、水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことである。

健康保護項目の環境基準は、全国一律に適用されている。（表1）

生活環境項目については、河川、湖沼、海域のそれぞれに、利用目的に応じた類型を設けて、項目別の基準値が決められている。（河川：表2、海域：表4）

また、閉鎖性水域等、富栄養化のおそれがある海域（大村湾・佐世保湾）については、全窒素、全磷に係る環境基準が定められている。（表5）

公共用水域の他、地下水の水質についても、環境基準が定められている。（表1）

表1 人の健康の保護に関する環境基準（河川等全公共用水域に適用）
及び地下水の水質汚濁についての環境基準

（単位：mg/L）

項 目	基準値	項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003 以下	クロロエチレン※1	0.002 以下※1	チウラム	0.006 以下
全シアン	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	シマジン	0.003 以下
鉛	0.01 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	チオベンカルブ	0.02 以下
六価クロム	0.02 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	ベンゼン	0.01 以下
砒素	0.01 以下	1,2-ジクロロエチレン※1	0.04 以下※1	セレン	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
アルキル水銀	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	ふっ素※2	0.8 以下※2
PCB	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 以下	ほう素※2	1 以下※2
ジクロロメタン	0.02 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下	1,4-ジオキサン	0.05 以下
四塩化炭素	0.002 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下		

（注） 基準に対する評価は年間平均値によって行う。

※1 地下水にのみ適用する。なお、シス-1,2-ジクロロエチレン は地下水には適用しない。

塩化ビニルモノマーは、平成29年4月1日から「クロロエチレン」に名称変更。

※2 海水には適用しない。

ここで、水質汚濁に関してよく使われる用語について、次のとおり解説する。

<BOD（生物化学的酸素要求量）>

河川の汚濁の状況を、水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって酸化分解されるときに必要なとされる酸素の量で表したものの。

環境基準では、河川の代表的有機汚濁の指標とされている。

数値が高いほど、汚濁が著しいことを示している。

<COD（化学的酸素要求量）>

海域の汚濁の状況を、水中の汚濁物質（主として有機物）を酸化剤で分解するときに消費される酸素の量で表したものの。

環境基準では、海域及び湖沼の代表的有機汚濁の指標とされている。

数値が高いほど、汚濁が著しいことを示している。

<全窒素及び全磷>

窒素や磷は、植物の生育に不可欠なものだが、大量の窒素や磷が内湾や湖に流入すると富栄養化が進み、植物プランクトンの増殖を引き起こすと考えられている。

環境基準では、海域及び湖沼で閉鎖性海域の富栄養化の指標とされている。

数値が高いほど、汚濁が著しいことを示している。

<BOD及びCODの75 %値>

BODやCODなどの生活環境の保全に関する項目は、河川や海域が通常の状態のときに測定することとなっている。そこで、通常ではない状態のときに測定されたデータを除き、残りすべてが環境基準値を満たせば、環境基準が達成されているという。

しかし、通常ではない状態の把握は難しいので、年間の測定データのうち、75 %以上のデータが基準値を満たせば、環境基準に適合しているとみなすこととしている。

そのため、年間の測定データをその値の小さなものから順に並べ、 $(0.75 \times n)$ 番目（ n は測定データ数）のデータ値を75 %値とし、環境基準値と比較する。

（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる。）

[75 %値の算出例]

年間を通じ12回の測定を行った場合、BOD（またはCOD）値を小さい順に並べる。

12回 $\times$ 0.75 = 9回 なので、75 %値は小さい方から数えて9番目の値となる。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2.3	3.0	2.4	3.8	2.2	2.4	2.4	2.6	2.3	2.4	2.1	3.4
↓（小さい順に並べ替え）											
小											大
2.1	2.2	2.3	2.3	2.4	2.4	2.4	2.4	2.6	3.0	3.4	3.8

（２）佐世保市の河川の水質汚濁状況

〈１〉河川の環境基準と類型指定

江迎川、佐々川、相浦川、佐世保川、日宇川、小森川の主要6河川について、長崎県告示により、利用目的に応じた環境基準（生活環境項目）の類型指定がなされている。（表2、図1）

類型指定された水域におけるBODの環境基準の達成状況の年間評価については、環境基準点における75 %値が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると評価する。

表2 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD) mg/L	浮遊物質質量 (SS) mg/L	溶存酸素量 (DO) mg/L	大腸菌数 CFU/100mL
AA	水道1級・自然環境保全	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	25 以下	7.5 以上	20 以下
A	水道2級・水産1級・水浴		2 以下			300 以下
B	水道3級・水産2級		3 以下			1,000 以下
C	水産3級・工業用水1級	6.0 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上	—
D	工業用水2級・農業用水		8 以下	100 以下		—
E	工業用水3級・環境保全		10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと		—

- （注） 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級 : 沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級 : コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
4 工業用水1級 : 沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

図1 河川水質測定地点・環境基準類型指定概要図

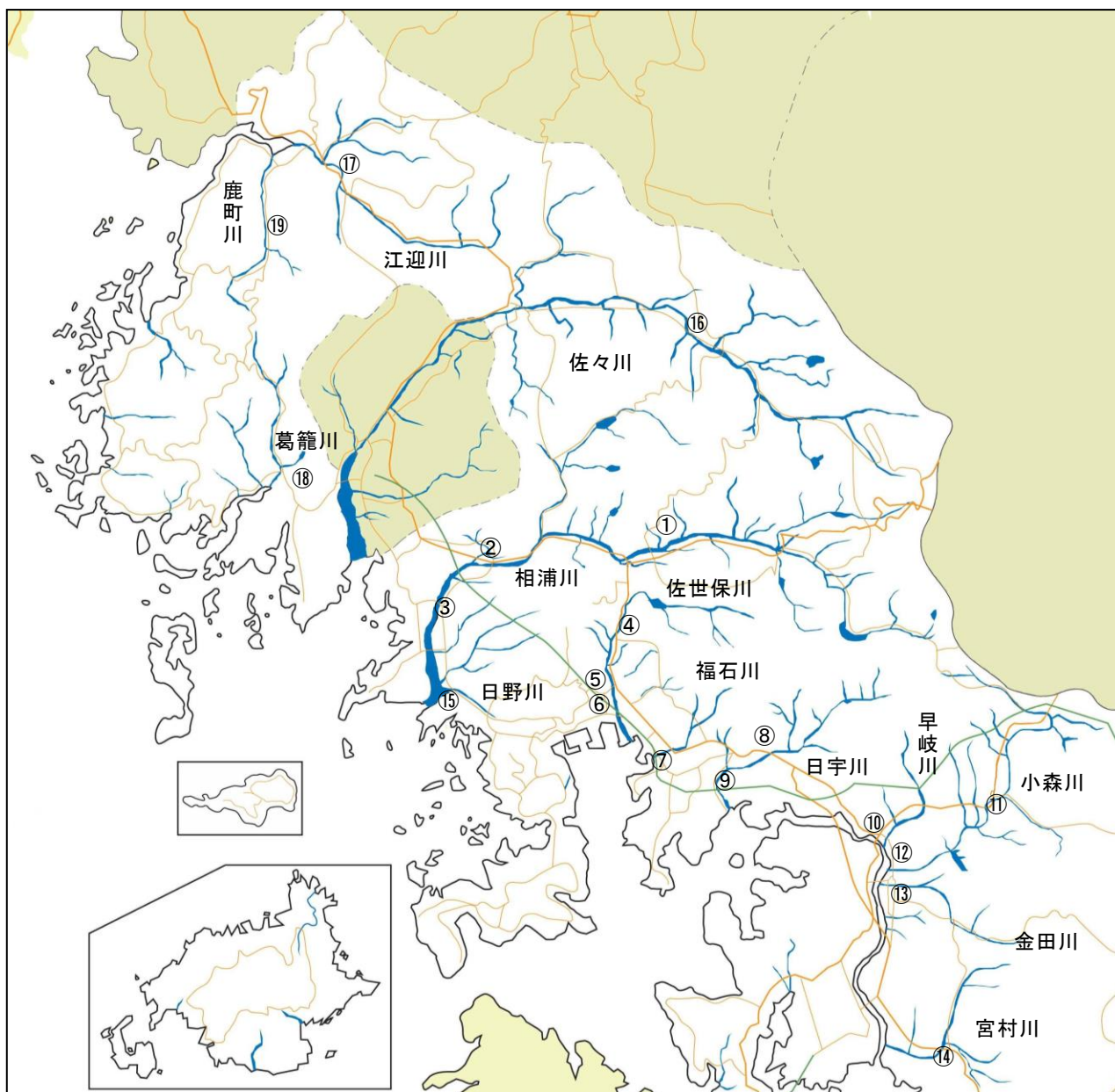
水質測定地点

水域名	No.	測定地点名	水域類型
相浦川	①	労災病院裏	河川B
	②	川上橋	
	③	相浦橋※	
佐世保川	④	大正橋	河川C
	⑤	高砂橋	
	⑥	佐世保橋※	
福石川	⑦	福石橋	—
日宇川	⑧	日宇橋	河川C
	⑨	白岳橋※	

水域名	No.	測定地点名	水域類型
早岐川	⑩	早岐橋	—
小森川	⑪	板井手橋※	河川A
	⑫	小森橋※	河川C
金田川	⑬	碧水橋	—
宮村川	⑭	上中江橋	—
日野川	⑮	日野川2号橋	—
佐々川	⑯	報国橋	河川A
江迎川	⑰	北平橋※	河川A
葛籠川	⑱	小佐々小学校前	—
鹿町川	⑲	鹿町橋	—

※環境基準点

測定地点のうち②については、平成28年度より「皆瀬橋」から「川上橋」に変更。



〈2〉河川の水質汚濁状況

佐世保市内の河川について、13河川19地点で水質調査を行っている。(図1参照)

令和5年度の調査結果は、類型指定がされている6河川7地点でBODの環境基準を満たしていた。

BOD(生物化学的酸素要求量)の75%値については表3のとおりである。

表3 河川のBOD経年変化(75%値)

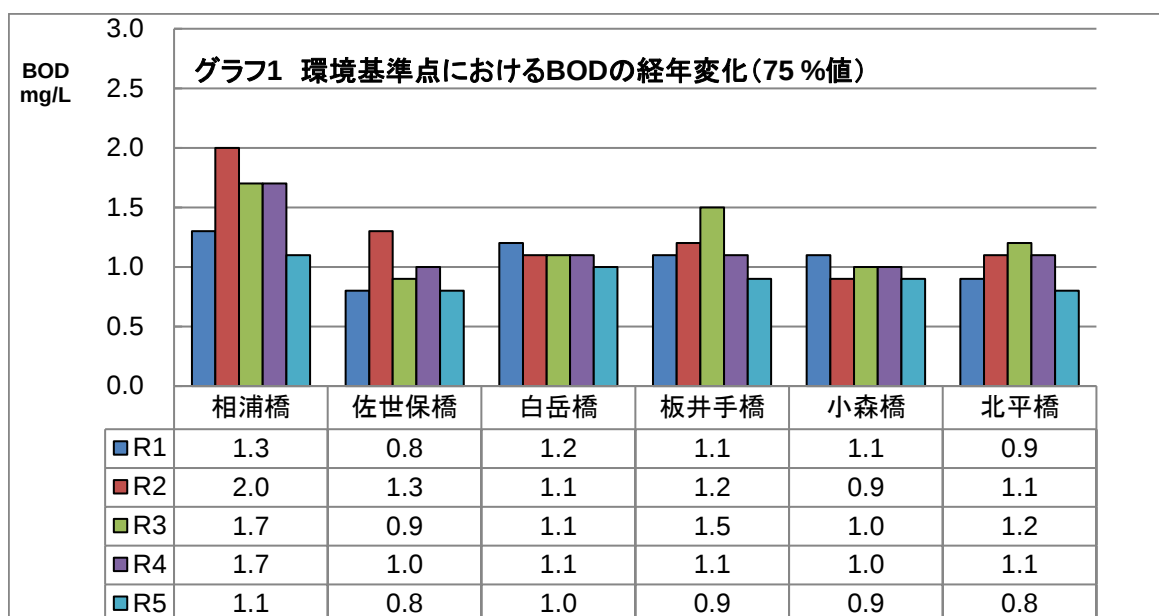
No.	採水場所	水域名	類型	基準値	R1	R2	R3	R4	R5
①	労災病院裏	相浦川	B	3以下	1.0	1.6	2.5	1.6	1.0
②	川上橋				1.3	1.8	2.0	1.2	1.0
③	相浦橋※				1.3	2.0	1.7	1.7	1.1
④	大正橋	佐世保川	C	5以下	1.2	1.0	1.1	0.8	0.7
⑤	高砂橋				1.7	1.9	1.7	1.6	1.3
⑥	佐世保橋※				0.8	1.3	0.9	1.0	0.8
⑦	福石橋	福石川	—	—	2.8	2.4	4.1	1.9	1.3
⑧	日宇橋	日宇川	C	5以下	1.7	1.3	1.6	1.0	1.2
⑨	白岳橋※				1.2	1.1	1.1	1.1	1.0
⑩	早岐橋	早岐川	—	—	2.6	3.1	3.5	2.2	2.3
⑪	板井手橋※	小森川	A	2以下	1.1	1.2	1.5	1.1	0.9
⑫	小森橋※		C	5以下	1.1	0.9	1.0	1.0	0.9
⑬	碧水橋	金田川	—	—	1.7	1.9	1.8	1.9	1.7
⑭	上中江橋	宮村川	—	—	1.1	1.3	1.2	2.1	1.0
⑮	日野川2号橋	日野川	—	—	5.4	4.7	6.3	5.1	2.2
⑯	報国橋	佐々川	A	2以下	1.0	0.8	1.2	0.8	0.7
⑰	北平橋※	江迎川	A	2以下	0.9	1.1	1.2	1.1	0.8
⑱	小佐々小学校前	葛籠川	—	—	1.8	2.2	5.0	11	8.8
⑲	鹿町橋	鹿町川	—	—	0.9	1.0	1.0	0.8	0.7

注1: 環境基準との比較は、ここで示した「75%値」を用いる。

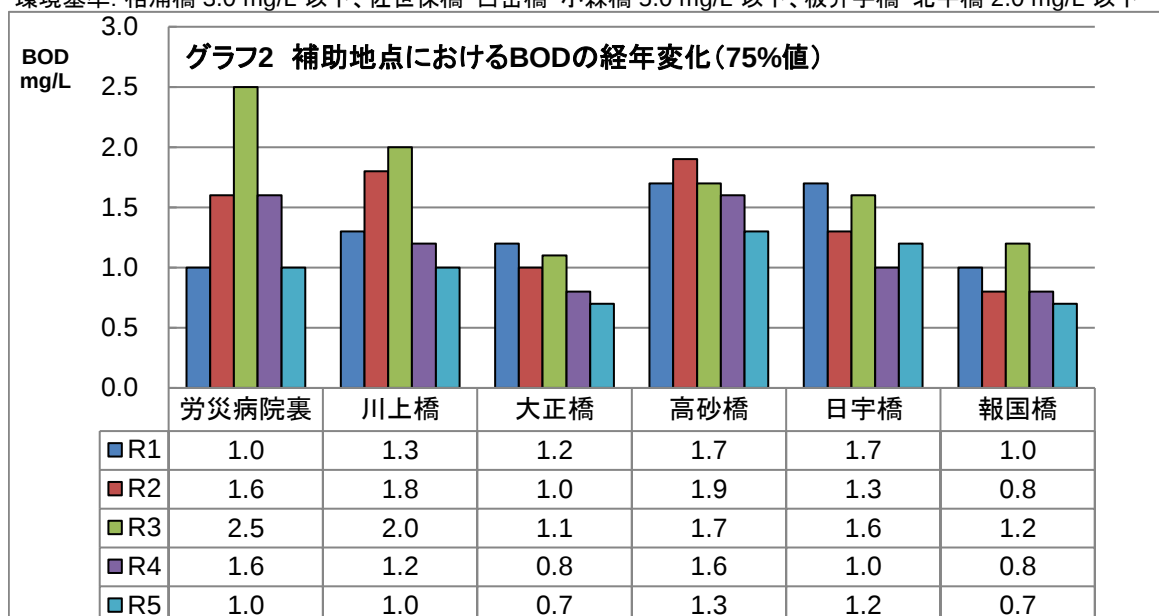
注2: ※は環境基準点

○健康項目の調査結果

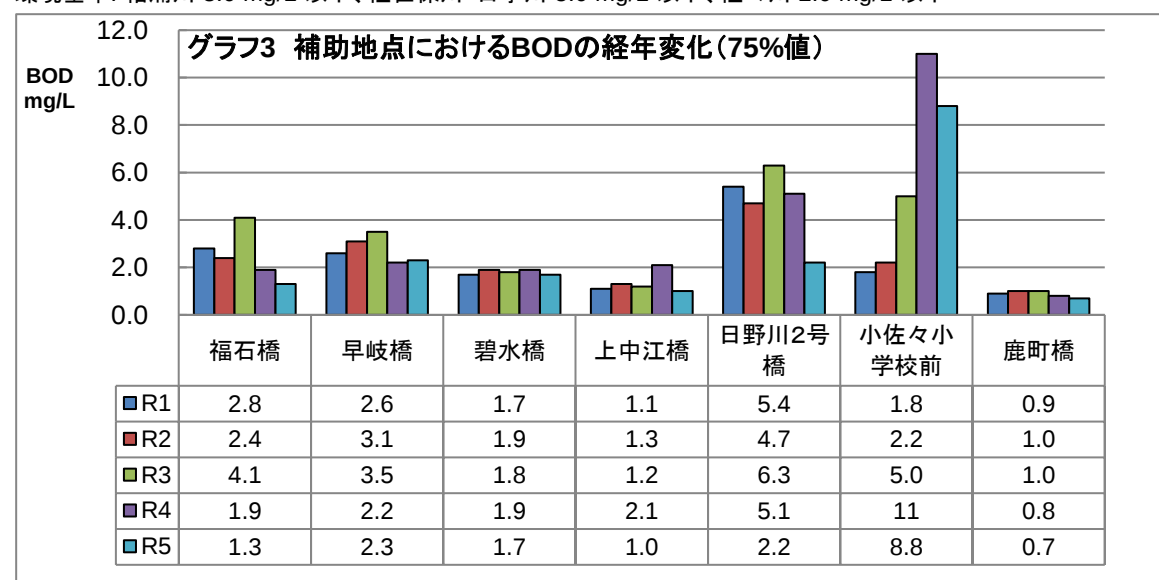
水銀、PCB等の健康項目27項目等については、佐々川を除く12河川の最も下流の12地点で年1～2回、のべ17回の測定調査を実施し、全ての地点で環境基準を満たした。



環境基準: 相浦橋 3.0 mg/L 以下、佐世保橋・白岳橋・小森橋 5.0 mg/L 以下、板井手橋・北平橋 2.0 mg/L 以下



環境基準: 相浦川 3.0 mg/L 以下、佐世保川・日宇川 5.0 mg/L 以下、佐々川 2.0 mg/L 以下



(3) 佐世保市の海域の水質汚濁状況

① 海域の環境基準と類型指定

海域についての環境基準として、表4、5の環境基準が定められている。

佐世保湾、早岐瀬戸及び大村湾について、長崎県告示により、佐世保湾北部の湾奥及び佐世保湾東部の白岳地先から大村湾北部の崎岡地先までの早岐瀬戸がB類型、佐世保湾の湾央部及び大村湾全域がA類型に指定されている。(表6、図2)

北松海域は、長崎県沿岸海域としてA類型の指定を受けており、相浦港、鹿子前港、楠泊漁港は北松海域と位置づけられる。

また、佐世保湾（早岐瀬戸西部を含む）・大村湾（早岐瀬戸南部を含む）については、富栄養化の進行のおそれが大きい海域として、全窒素及び全リンに係る環境基準の水域類型の指定がされている。(表7、図2)

また、底層を利用する水生生物の個体群が維持できる場を保全・再生することを目的に、底層溶存酸素量が環境基準に追加されている。(表8)

表4 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD) mg/L	溶存酸素量 (DO) mg/L	大腸菌数 CFU/100mL	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級・水浴 自然環境保全	7.8 以上 8.3 以下	2 以下	7.5 以上	300 以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水		3 以下	5 以上	—	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 以下	2 以上	—	—

(注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用並びに水産2級の水産生物用

水産2級 : ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表5 海域の全窒素及び全リンに係る水質の環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素 mg/L	全リン mg/L
I	自然環境保全 II以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2 以下	0.02 以下
II	水産1種・水浴 III以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3 以下	0.03 以下
III	水産2種 IVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6 以下	0.05 以下
IV	水産3種・工業用水 生物生息環境保全	1 以下	0.09 以下

(注) 1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2. 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

表6 生活環境項目環境基準類型指定状況（海域）

水域の名称	範 囲	水域類型	類型指定
早岐瀬戸	佐世保市掛崎川河口左岸から西南方90 mの地点（北緯33度6分35秒、東経129度47分40秒の点〔佐世保市崎岡町潮位観測所跡地〕）の270度線、東浜町鱸付鼻と有福町三ツ岳を結ぶ線及び陸岸に囲まれる水域	海域B	昭和48年8月17日 長崎県告示第659号
佐世保湾(1)	佐世保市前畑町鱸（えい）の鼻先端から庵浦町本船信号所まで引いた線及び陸岸に囲まれる水域	海域B	
佐世保湾(2)	佐世保市俵ヶ浦町高後崎と西海市西海町寄船鼻を結ぶ線、西海橋、えいの鼻先端から本船信号所まで引いた線、鱸付鼻と三ツ岳を結ぶ線及び陸岸に囲まれる水域	海域A	
大村湾	西海橋下の海面の線、崎岡町潮位観測所跡地の270度線及び陸岸により囲まれた海域	海域A	昭和49年6月28日 長崎県告示第1433号
北松海域	長崎県の沿岸海域のうち、既に指定済の海域の範囲を除く海域（長崎県沿岸海域）の一部	海域A	昭和50年5月30日 長崎県告示第423号

表7 全窒素及び全磷に係る環境基準類型指定状況（海域）

水域の名称	範 囲	水域 類型	達成 期間	類型指定
佐世保湾(1)	佐世保市前畑町えいの鼻先端から庵浦町本船信号所まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	海域Ⅲ	(イ)	平成12年4月21日 長崎県告示第575号
佐世保湾(2)	佐世保市と西海市西彼町を結ぶ西海橋、えいの鼻先端から本船信号所まで引いた線、佐世保市東浜町鱸付鼻と有福町三ツ岳を結ぶ線、佐世保市俵ヶ浦町高後崎と西海市西海町寄船鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	海域Ⅱ	(イ)	
佐世保湾(3)	佐世保市観潮橋、鱸付鼻と三ツ岳を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（早岐瀬戸西部）	海域Ⅱ	(イ)	
大村湾(1)	西海橋、佐世保市掛崎川河口左岸から西南方90 mの地点（北緯33度6分35秒、東経129度47分40秒の点〔佐世保市崎岡町潮位観測所跡地〕）の270度の線及び陸岸により囲まれた海域	海域Ⅰ	(イ)	
大村湾(2)	観潮橋、崎岡町潮位観測所跡地の270度の線及び陸岸により囲まれた海域（早岐瀬戸南部）	海域Ⅲ	全窒素 (イ) 全磷 (ロ)	

(注) 達成期間の分類は次のとおり

1. (イ) は、直ちに達成
2. (ロ) は、5年以内で可及的すみやかに達成
3. (ハ) は、5年を超える期間で可及的すみやかに達成
4. (ニ) は、段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的すみやかな達成に努める

表8 底層溶存酸素量の類型及び基準値（海域）

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値 mg/L
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域または無生物息を解消する水域	2.0 以上

（注）基準値は、年間平均値とする。

類型指定は、令和6年4月1日現在なし。

図2 海域水質測定地点・環境基準類型指定概要図

水質測定地点

水域名	No.	採水地点	水域類型	
			生活環境	窒素燐
北松海域	①	相浦港入口	海域A	—
	②	鹿子前		
	③	牧島沖		
	④	楠泊漁港※		
佐世保湾(1) (湾奥部)	⑤	干尽沖※	海域B	海域Ⅲ
	⑥	SSKドック前		
	⑦	えいの鼻沖		

水域名	No.	採水地点	水域類型	
			生活環境	窒素燐
佐世保湾(2) (湾央部)	⑧	大森鼻沖※	海域A	海域Ⅱ
早岐瀬戸	⑨	白岳沖※	海域B	海域Ⅱ
	⑩	観潮橋		海域Ⅲ
	⑪	指方町深谷地先※		
大村湾	⑫	ハウステンボス地先	海域A	海域Ⅰ

※環境基準点



〈 2 〉 海域の水質汚濁状況

佐世保市内の海域について、5海域12地点で水質調査を行っている。(図2)

令和5年度の調査結果を総括すると、大森鼻沖においてCOD(化学的酸素要求量)で環境基準を超過した。原因としては、閉鎖性水域であるため、海水が交換されにくいことが考えられる。

CODの75%値については表9に、全窒素、全磷の測定値については表10及び11に示している。

※色付きの部分は環境基準超過

表9 海水のCOD経年変化(75%値)

(単位: mg/L)

No.	採水場所	海域名	水域 類型	基準値	R1	R2	R3	R4	R5
①	相浦港入口	北松海域	A	2 以下	1.6	1.5	1.9	1.7	1.8
②	鹿子前				1.3	1.5	1.6	1.6	1.5
③	牧島沖				1.2	1.1	1.6	1.5	1.7
④	楠泊漁港※				1.4	1.0	1.6	1.8	1.7
⑤	干尽沖※	佐世保湾(1)	B	3 以下	1.8	1.9	2.3	2.6	2.4
⑥	SSKドック前				2.0	2.3	3.4	3.2	3.0
⑦	えいの鼻沖				1.7	2.0	1.9	2.5	2.2
⑧	大森鼻沖※	佐世保湾(2)	A	2 以下	1.6	1.5	2.0	2.0	2.2
⑨	白岳沖※	早岐瀬戸	B	3 以下	1.6	1.7	2.0	2.1	2.2
⑩	観潮橋				1.9	1.8	2.2	2.6	2.3
⑪	指方町深谷地先※				1.9	1.9	2.6	2.5	2.4
⑫	ハウステンボス地先	大村湾	A	2 以下	2.1	2.1	2.5	2.4	2.7

表10 海水の全窒素の経年変化

(単位: mg/L)

No.	採水場所	海域名	水域 類型	基準値	R1	R2	R3	R4	R5
					平均	平均	平均	平均	平均
①	相浦港入口	北松海域	—	—	0.27	0.28	0.27	0.21	0.17
③	牧島沖				0.20	0.19	0.19	0.17	0.12
④	楠泊漁港※				0.17	0.35	0.21	0.27	0.15
⑤	干尽沖※	佐世保湾(1)	Ⅲ	0.6 以下	0.36	0.44	0.47	0.46	0.24
⑥	SSKドック前				0.27	0.41	0.70	0.42	0.53
⑦	えいの鼻沖				0.23	0.14	0.41	0.13	0.11
⑧	大森鼻沖※	佐世保湾(2)	Ⅱ	0.3 以下	0.18	0.18	0.19	0.17	0.15
⑨	白岳沖※	佐世保湾(3)			0.19	0.19	0.25	0.17	0.16
⑩	観潮橋	大村湾(2)	Ⅲ	0.6 以下	0.30	0.24	0.48	0.23	0.18
⑪	指方町深谷地先※				0.23	0.24	0.43	0.30	0.29
⑫	ハウステンボス地先	大村湾(1)	I	0.2 以下	0.30	0.29	0.32	0.26	0.25

表 11 海水の全燐の経年変化

(単位: mg/L)

No.	採水場所	海域名	水域 類型	基準値	R1	R2	R3	R4	R5
					平均	平均	平均	平均	平均
①	相浦港入口	北松海域	—	—	0.027	0.036	0.037	0.033	0.022
③	牧島沖				0.015	0.031	0.018	0.017	0.011
④	楠泊漁港※				0.014	0.060	0.018	0.044	0.021
⑤	干尽沖※	佐世保湾(1)	Ⅲ	0.05 以下	0.035	0.038	0.040	0.039	0.027
⑥	SSK ドック前				0.021	0.049	0.090	0.041	0.054
⑦	えいの鼻沖				0.018	0.038	0.033	0.014	0.025
⑧	大森鼻沖※	佐世保湾(2)	Ⅱ	0.03 以下	0.016	0.017	0.025	0.017	0.020
⑨	白岳沖※	佐世保湾(3)			0.019	0.018	0.026	0.018	0.023
⑩	観潮橋	大村湾(2)	Ⅲ	0.05 以下	0.036	0.027	0.030	0.054	0.029
⑪	指方町深谷地先※				0.030	0.040	0.055	0.043	0.046
⑫	ハウステンボス地先	大村湾(1)	Ⅰ	0.02 以下	0.032	0.034	0.036	0.030	0.046

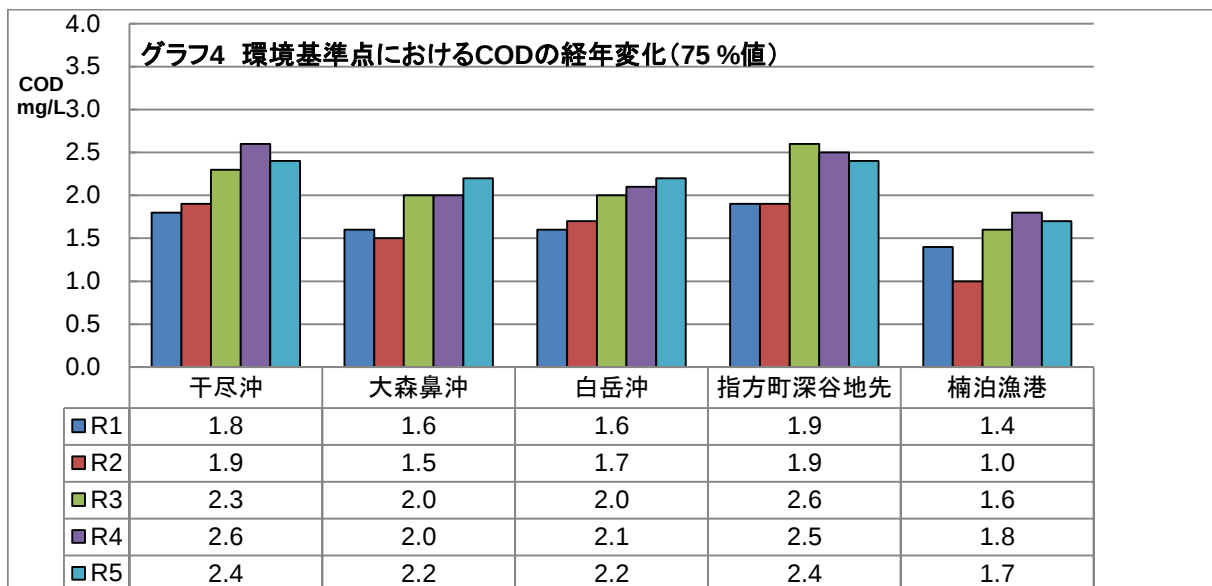
○全窒素及び全燐の調査結果

全窒素及び全燐に係る環境基準の類型指定がされている5海域並びに北松海域の計6海域11地点において、年 1～ 6回調査を実施した。環境基準点では、いずれも環境基準を満たした。

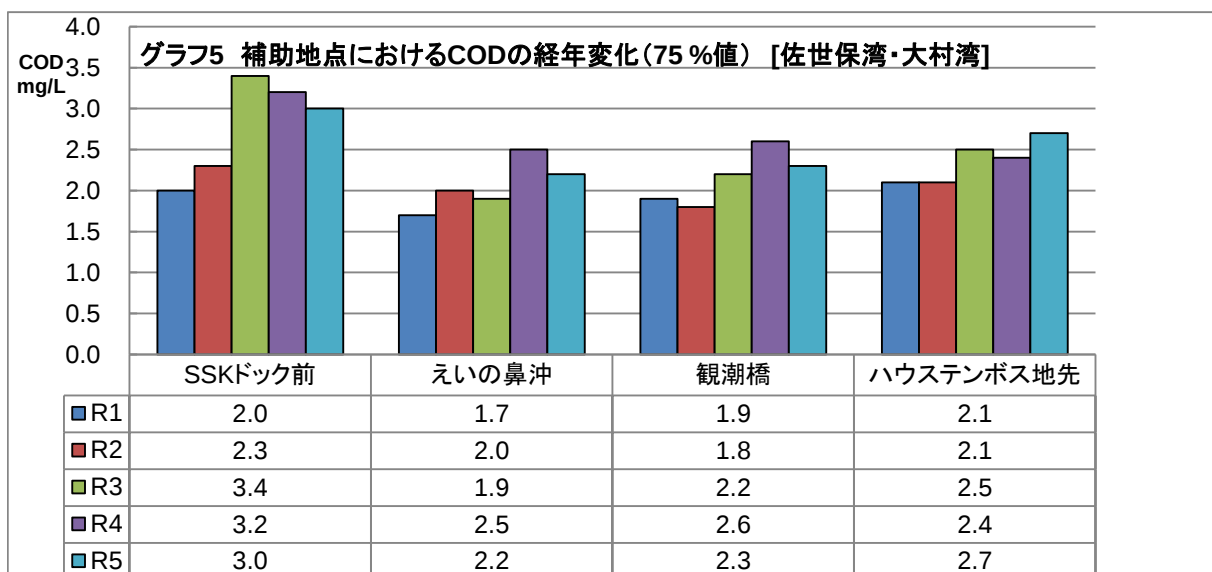
佐世保湾や大村湾などの閉鎖性水域では、陸域からの全窒素及び全燐の流入を抑制する必要があるため、生活排水対策を推進し、事業場からの排水規制を行う必要がある。

○健康項目の調査結果

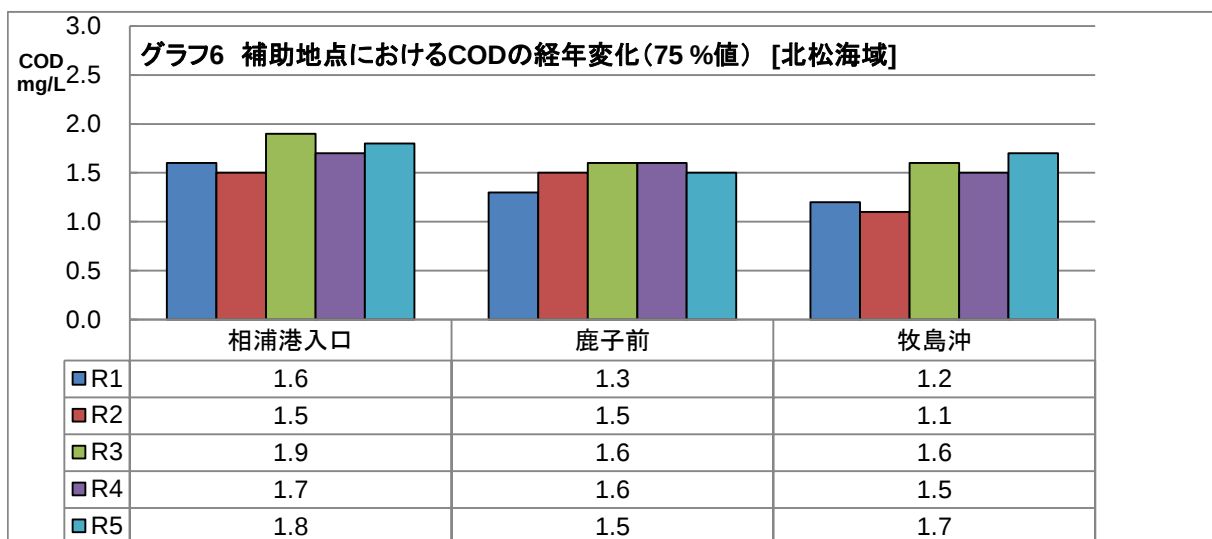
水銀、PCB等の健康項目については、干尽沖・大森鼻沖・白岳沖・指方町深谷地先・楠泊漁港の5地点で年2回、SSKドック前・えいの鼻沖・観潮橋・ハウステンボス地先・相浦港入口・牧島沖の6地点で年1回、延べ16回調査を実施した。いずれも環境基準を満たした。



環境基準: 大森鼻沖・楠泊漁港 2.0 mg/L 以下、干尽沖・白岳沖・指方町深谷地先 3.0 mg/L 以下



環境基準: ハウステンボス地先 2.0 mg/L 以下、その他 3.0 mg/L 以下



環境基準: 2.0 mg/L 以下

(4) 地下水の水質測定結果

〈1〉調査の概要

① 目的

水質汚濁防止法（昭和45年12月25日付け法律第138号）第15条に基づき、地下水の水質を常時監視するために行う。

② 調査方法

調査方法は、「地下水水質測定方法（平成元年9月14日付け環水管第189号）」および「地下水モニタリングの手引き（平成20年8月付け、環境省水・大気環境局）」に準拠した。

i) 調査の種類

ア 概況調査 : 地域の全体的な地下水質の概況を把握するために実施

イ 汚染井戸周辺地区調査: 汚染井戸周辺の汚染範囲を確認するために実施

ウ 継続監視調査 : 汚染の継続的なモニタリングとして定期的に実施

ii) 測定項目

測定項目は、表1のとおり（28項目）

③ 調査内容

i) 令和5年度は、「概況調査」、「汚染井戸周辺地区調査」及び「継続監視調査」を実施した。（地下水の水質測定は、平成3年度から実施。）

ii) 調査地域は1 kmメッシュとし、13メッシュ、22地点で調査を行った。

〈2〉地下水調査結果の概要

令和5年度の地下水調査結果概要は、以下のとおり。なお、地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表1のとおり。

① 概況調査

10メッシュ、10地点で地下水の水質測定を行った結果、1地点（世知原町木浦原）で環境基準を超過していた。

② 汚染井戸周辺地区調査

6メッシュ、7地点で地下水の水質測定を行った結果、環境基準を超過した地点はなかった。

③ 継続監視調査

5メッシュ、6地点で地下水の水質測定を行った結果、1地点（世知原町木浦原）において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過していた。

※①概況調査で環境基準を超過していた地点の再調査によるもの。

〈3〉汚染井戸の状況

世知原町木浦原における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素汚染については、一般的に生活排水、家畜排せつ物及び施肥による汚染が原因として考えられるが、明確な原因は不明である。
引き続き汚染の監視を行う。

令和5年度の測定地点ごとの地下水水質測定結果（概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査）は表12のとおり。

表12 令和5年度地下水（井戸水）調査結果

調査区分			概 況 調 査										汚 染 井 戸 周 辺 地 区 調 査								継 続 監 視 調 査						
井戸所在地			八の久保町	岳野町	踊石町	世知原町 木浦原	鳥帽子町	下字戸町	下字戸町	鹿町町 口ノ里	江迎町 赤坂	江迎町 猪調	桑木場町	重尾町	大宮町	川下町	川下町	世知原町 木浦原	世知原町 荷瀬	桑木場町	重尾町	大宮町	大宮町	川下町	世知原町 木浦原		
水道の有無			有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り		
井戸 緒元	井戸番号		002349	002350	002351	002352	002353	002354	002355	002356	002357	002358	002154	002188	002213	002337	002338	002359	002360	002146	002161	002206	002214	002330	002352		
	井戸深度(m)		6.0	8.0	6.0	15.0	150.0	5.0	5.0	不明	10.0	5.0	不明	不明	不明	3.0	3.0	6.0	15.0	不明	不明	不明	不明	3.5	15.0		
	浅・深井戸の別		浅	浅	浅	浅	深	浅	浅	不明	浅	浅	不明	不明	不明	浅	浅	浅	浅	不明	不明	不明	不明	浅	浅		
	用途		生活用水	飲料水	不使用	不使用	飲料水	生活用水	生活用水	生活用水	不使用	不使用	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	不使用	不使用	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	不使用		
	塩水の影響		不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明		
採水年月日			R5.11.15	R5.11.15	R5.11.15	R5.11.29	R5.11.27	R5.11.27	R5.11.27	R5.11.28	R5.11.28	R5.11.29	R5.11.22	R5.11.22	R5.11.22	R5.11.15	R5.11.15	R6.1.19	R6.1.19	R5.11.19	R5.11.22	R5.11.22	R5.11.22	R5.11.15	R6.1.19		
気温(℃)			16.9	15.8	17.0	13.0	15.0	15.0	15.1	13.0	13.5	14.0	12.0	16.5	16.0	16.8	16.2	12.0	10.2	16.2	18.5	21.0	17.0	15.8	10.8		
水温(℃)			15.2	12.6	19.5	15.5	11.5	14.1	11.6	13.5	17.0	17.3	10.5	14.6	15.0	19.4	19.6	16.5	10.8	15.0	21.0	18.8	21.5	19.6	15.0		
地 下 水 質 環 境 基 準 項 目	カドミウム	0.003 mg/L 以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	全シアン	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	鉛	0.01 mg/L 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.004	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	六価クロム	0.02 mg/L 以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	砒素	0.01 mg/L 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	総水銀	0.0005 mg/L 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	アルキル水銀	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	PCB	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	クロロエチレン	0.002 mg/L 以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	チウラム	0.006 mg/L 以下	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	シマジン	0.003 mg/L 以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	セレン	0.01 mg/L 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	1.7	< 0.04	3.8	20	0.19	1.8	0.16	0.33	< 0.04	0.18	0.42	4.5	2.0	2.0	0.25	6.4	1.7	2.0	4.4	3.1	7.0	5.2	20		
	ふっ素	0.8 mg/L 以下	< 0.08	0.17	< 0.08	< 0.08	< 0.08	< 0.08	< 0.08	< 0.08	< 0.08	< 0.08	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	ほう素	1 mg/L 以下	< 0.1	0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

＊1：「ND」は、検出されていないことを示す。

＊2：「< 0.0003」は、0.0003未満であることを示す。（他も同様）

（注1） ：網掛けの箇所は、環境基準超過。

（注2）周辺調査・継続調査は、過去5年以内に基準超過があった項目のみ調査。
（ただし、一部の項目については、分解生成物も含む。）

(5) 工場・事業場排水

〈1〉事業場の届出

水質汚濁防止法では、汚水を排出する施設やその関連施設が「特定施設」として定められており、特定施設を設置するときや、構造を変更するとき等には届出が義務付けられている。特定施設を設置する事業場を「特定事業場」と定めており、構造や排水に関する規制が適用される。

また、水質汚濁防止法に定められた特定施設のほか、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に定められた指定施設、佐世保市環境保全条例に定められた指定施設があり、それぞれ佐世保市への届出が義務付けられている。

市に届出があった法の特定施設、県・市条例の指定施設の設置状況は、表 13 のとおり。

表 13 水質汚濁防止法にかかる特定事業場状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

水濁法施行令別表第 1 の種別番号	業 種 名	特定事業場数				合計
		一日当たりの平均排水量 50m ³ 以上の事業場	有害物質使用特定事業場	一日当たりの平均排水量 50m ³ 未満の事業場	有害物質使用特定事業場	
1 の 2	豚牛馬房			63		63
2	畜産食料品製造業	1		4		5
3	水産食料品製造業	1		44		45
4	野菜・果実の保存食料品製造業			11		11
5	みそ・醤油等製造業	1		2		3
8	パン・菓子製造業			2		2
10	飲料製造業			4		4
11	動物系飼料・有機質肥料製造業			1		1
16	めん類製造業			5		5
17	豆腐・煮豆製造業			8		8
18 の 2	冷凍調理食品製造業			1		1
19	紡績・繊維製造業			2		2
23 の 2	新聞・出版・印刷・製版業			2	1	2
51 の 2	タイヤ・ゴム等製造業			1		1
53	ガラス製造業	1	1			1
54	セメント製品製造業			4		4
55	生コンクリート製造業	1		10		11
58	窯業原料の精製業			2		2
61	鉄鋼業			2		2
63	金属製品・機械器具製造業			1		1
64 の 2	浄水場	2		1		3
65	酸・アルカリ表面処理施設	1		2		3
66	電気メッキ施設	1	1			1
66 の 3	旅館業	6		109		115
66 の 4	共同調理場			1		1
66 の 5	弁当製造業			2		2
66 の 6	飲食店			2		2
67	洗濯業			31	1	31
68	写真現像施設			8	3	8
68 の 2	病院	3		2		5

水濁法施行令別表第1の種別番号	業種名	特定事業場数				合計
		一日当たりの平均排水量50m ³ 以上の事業場	有害物質使用特定事業場	一日当たりの平均排水量50m ³ 未満の事業場	有害物質使用特定事業場	
69	と畜業	1				1
69の2	地方卸売市場			1		1
70	廃油処理施設			3		3
70の2	自動車分解整備業			5		5
71	自動式車両洗浄施設			85		85
71の2	試験研究所			12	5	12
71の3	一般廃棄物処理施設			3	1	3
72	し尿処理施設	21	1	4		25
73	下水道終末処理施設	3		1		4
74	特定事業場排水の処理施設	3		2		5
合計		46	3	443	12	489

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に定められた汚水施設に係る指定施設（大村湾流域）

種別	施設名	数
1	パン又は菓子の製造業	1
2	飲食店営業又はそうざい製造業	6
3	給食施設	6
4	産業廃棄物の最終処分場	0
	合計	13

佐世保市環境保全条例に定められた汚水施設に係る指定施設

種別	施設名	数
10	自動車整備工場	80
11	畜舎	286
12	鶏舎	9
	合計	375

〈2〉事業場の排水基準

特定事業場から公共用水域へ排出される水については、全国一律の排水基準（有害物質）が定められている（表14）。ただし、生活環境項目（表15）については、1日当たりの平均排水量が50m³以上の特定事業場にのみ適用される。また、大村湾流域に設置する特定施設及び長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に係る指定施設については、有機汚濁（BOD、COD）、浮遊物質（SS）について上乘せ規制がかけられている（表16）。その他、特定事業場以外でも多量の排水を排出する場合は、個別に環境保全協定を締結し、規制を行っている事業場もある。

〈3〉工場・事業場の立ち入り調査

上記の排水基準が遵守されているかを確認するために、工場・事業場の立ち入り調査を行っている。令和5年度は、43の工場・事業場について、それぞれ年1～4回立入調査を行い、排水の水質検査を実施し、基準を超過した工場・事業場に対し指導を行った。（表17、18）

特定事業場の排水基準（排水基準を定める総理府令による。）

昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号
(最終改正: 令和 6 年 4 月 1 日施行 環境省令第 4 号)

表 14 健康保護項目（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.2 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L 海域 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(*) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
(*) アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の合計量	
備 考	
1. 「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第 366 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。	

表 15 生活環境項目（その他の物質）

項目	許容限度
水素イオン濃度(pH)(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの：5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの：5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	160（日間平均 120） mg/L
化学的酸素要求量(COD)	160（日間平均 120） mg/L
浮遊物質(SS)	200（日間平均 150） mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120（日間平均 60） mg/L
燐含有量	16（日間平均 8） mg/L
備 考	
1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。	
2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 m ³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。	
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄銅を採掘する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。	
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。	
5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。	
6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを越えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。	
7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。	

表 16 大村湾流域の上乗せ排水規制について

※長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則

○対象施設：別表第 2（第 2 条第 3 項関係）
汚水等に係る指定施設（大村湾流域に設置されるものに限る。）
1 パン又は菓子の製造業の用に供する原料処理施設又は洗浄施設
2 飲食店営業（食品衛生法施行令第 35 条第 1 号に規定する飲食店営業をいう。）又はそうざい製造業（同条第 32 号に規定するそうざい製造業をいう。）の用に供する調理施設又は洗浄施設（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「令」という。）別表第 1 第 66 号の 4 から第 66 号の 7 までに規定する事業場に係るものを除く。）
3 給食施設（特定多数人に対して通例として、継続的に 1 回 50 食以上又は 1 日 100 食以上の食事を供給する施設をいう。）の用に供する調理施設又は洗浄施設（令別表第 1 第 66 号の 3 に規定する事業場に係るものを除く。）
4 産業廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 14 号ロ及びハに掲げるものに限る。）
備考
1 大村湾流域とは、汚水等が大村湾（西海橋下の海面の線、佐世保市掛崎川河口左岸から西南方 90 メートルの地点（北緯 33 度 6 分 35 秒、東経 129 度 47 分 40 秒の点（佐世保市崎岡町潮位観測所跡地）の 270 度線及び陸岸により囲まれた海域をいう。）及び同湾に流入する河川並びにこれらに流入するその他の公共用水域（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。）に流入する地域をいう。
2 この表に掲げる汚水等に係る指定施設が、下水道法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場を設置してある下水道に汚水等を排出する場合にあっては、この表は適用しない。
一部改正〔平成 21 年規則 22 号〕
別表第 4（第 2 条第 4 項関係）
汚水等に係る規制基準
大村湾流域に係る規制基準

区域	区分		1 日の平均的排水量〔単位 立方メートル〕	許容限度〔単位 1 リットルにつきミリグラム〕					
				生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		浮遊物質量	
				日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
大村湾(西海橋下の海面の線、佐世保市掛崎川河口左岸から西南方 90 メートルの地点(北緯 33 度 6 分 35 秒、東経 129 度 47 分 40 秒の点(佐世保市崎岡町潮位観測所跡地))の 270 度線及び陸岸により囲まれた海域)及び同湾に流入するすべての河川その他の公共用水域に汚水等が流入する区域	汚水等に係る指定施設を設置する工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	2 以上	20	30	20	30	40	50
		その他の区域に所在するもの	50 以上	20	30	20	30	40	50
			10 以上 50 未満	60	80	60	80	80	100

備考
1 「下水道処理区域」とは、下水道法第 2 条第 8 項に規定する処理区域をいう。
2 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される汚水等に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される汚水等に限って適用する。
3 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
4 測定点は、工場又は事業場の排水口（汚水等が公共用水域に排出される場所をいう。）とする。
5 検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号）による。

※（長崎県）水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例

○対象施設：全ての特定事業場（第 1 条関係）
この条例は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の排水基準にかえて適用する排水基準及びこれを適用する区域を定めるものとする。
別表第 2（第 2 条関係）

区域	区分			1 日の平均的排水量(単位 立方メートル)	許容限度(単位 1 リットルにつきミリグラム)						適用の日
					生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		浮遊物質量		
					日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
大村湾(西海橋下の海面の線、佐世保市掛崎川河口左岸から西南方 90 メートルの地点(北緯 33 度 6 分 35 秒、東経 129 度 47 分 40 秒の点(佐世保市崎岡町潮位観測所跡地))の 270 度線及び陸岸により囲まれた海域)及び同湾に流入するすべての河川その他の公共用水域	すべての特定事業場	既設のもの	下水道処理区域に所在するもの	10 以上	20	30	20	30	40	50	昭和 63 年 1 月 1 日から
			その他の区域に所在するもの	2 以上 10 未満	20	30	20	30	40	50	昭和 64 年 1 月 1 日から
				50 以上	20	30	20	30	40	50	昭和 63 年 1 月 1 日から
				20 以上 50 未満	60	80	60	80	80	100	
				10 以上 20 未満	60	80	60	80	80	100	昭和 66 年 1 月 1 日から
		新設のもの	下水道処理区域に所在するもの	2 以上	20	30	20	30	40	50	昭和 63 年 1 月 1 日から
			その他の区域に所在するもの	50 以上	20	30	20	30	40	50	
				20 以上 50 未満	60	80	60	80	80	100	
				10 以上 20 未満	60	80	60	80	80	100	昭和 64 年 1 月 1 日から

備考
1 「新設のもの」とは、昭和 63 年 1 月 1 日以降特定施設を設置する工場又は事業場（昭和 63 年 1 月 1 日において既に着工されているものを除く。）をいい、「既設のもの」とは、新設のもの以外の特定施設を設置する工場又は事業場（昭和 63 年 1 月 1 日において既に着工されているものを含む。）をいう。
2 「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 8 号に規定する処理区域をいう。
3 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
4 昭和 54 年 6 月 30 日以前に特定施設を設置している特定事業場（水質汚濁防止法施行令別表第 1 の第 72 号に掲げる屎尿処理施設を除く。）であって、その他の区域に所在する 1 日の平均的排水量が 20 立方メートル以上 50 立方メートル未満の事業場については、昭和 63 年 1 月 1 日から昭和 64 年 12 月 31 日までの間においては、この表に掲げる許容限度にかえて、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量は 1 リットルにつき日間平均 120 ミリグラム、最大 160 ミリグラム、浮遊物質量は 1 リットルにつき日間平均 150 ミリグラム、最大 200 ミリグラムの許容限度を適用するものとする。
全部改正〔昭和 62 年条例 24 号〕、一部改正〔平成 17 年条例 20 号〕

表 17 令和 5 年度工場排水測定項目及び排水基準不適合件数

測定項目		総測定数	排水基準 不適合数	不適合割合 (%)	排水基準不適合の 工場・事業場数
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	64	4	6.3	し尿処理施設(3) 畜産食料品製造業(1)
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	41	0	0	
	化学的酸素要求量 (COD)	23	0	0	
	浮遊物質 (SS)	64	0	0	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (油分)	6	0	0	
	大腸菌群数	63	4	6.3	し尿処理施設(2) みそ、しょうゆ等製造業 (2)
	窒素含有量	31	0	0	
	リン含有量	31	0	0	
	銅含有量	1	0	0	
	亜鉛含有量	1	0	0	
	溶解性鉄含有量	3	0	0	
	溶解性マンガン含有量	3	0	0	
	クロム含有量	0	0	0	
有害物質	カドミウム及びその化合物	0	0	0	
	シアン化合物	0	0	0	
	鉛及びその化合物	0	0	0	
	六価クロム化合物	2	0	0	
	砒素及びその化合物	0	0	0	
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0	0	0	
	アルキル水銀化合物	0	0	0	
	セレン及びその化合物	0	0	0	
	ほう素及びその化合物	8	0	0	
	ふっ素及びその化合物	10	0	0	
	アンモニア、アンモニウム化物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	4	0	0	
合計		355	8	2.3	

表 18 監視指導状況

工場排水調査数(延べ事業場数)			行政指導数
生活環境項目	有害物質	排水基準不適合	文書指導
64	16	8	8

(6) 海水浴場の水質調査

〈1〉水質調査

市民の健全なレクリエーションの場として利用されている海水浴場について、白浜海水浴場においては遊泳前と開設中、大浜海水浴場においては遊泳前の水質調査を実施し、海水浴場の水質の監視を行った。

令和5年度の海水浴場の水質検査結果は表19、海水浴場の水質基準は表20のとおり。

表19 令和5年度海水浴場水質検査結果

海水浴場名 (管理主体)	調査 月日	区分	ふん便性大腸菌群数 最小 最大 (平均) 個/100mL	油 膜 の 有 無	COD 最小 最大 (平均) mg/L	透明度 最小 最大 (平均) m	pH 最小 最大	腸管 出血性 大腸菌 O-157	判 定
白浜海水浴場 (俵ヶ浦町内会・ 佐世保市)	R5. 5.9	遊泳前	<2 ~ <2 (<2)	無	1.2 ~ 1.5 (1.4)	>1 ~ >1 (>1)	8.0 ~ 8.1	不検出	AA
	R5. 7.25	開設中	<2 ~ <2 (<2)	無	1.2 ~ 1.6 (1.4)	>1 ~ >1 (>1)	8.2 ~ 8.2	不検出	AA
大浜海水浴場 (佐世保市)	R5. 4.24	遊泳前	<2 ~ <2 (<2)	無	1.5 ~ 1.7 (1.6)	>1 ~ >1 (>1)	8.1 ~ 8.1	不検出	AA

表20 海水浴場の水質基準

区 分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不 検 出 (2 個/100mL 未満)	油膜が 認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は3 mg/L 以下)	全 透 (1 m 以上)
	水質 A	100 個/100mL 以下	油膜が 認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は3 mg/L 以下)	全 透 (1 m 以上)
可	水質 B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が 認められない	5 mg/L 以下	1 m 未満 ~ 50 cm 以上
	水質 C	1,000 個/100mL 以下	常時は油膜が 認められない	8 mg/L 以下	1 m 未満 ~ 50 cm 以上
不適		1,000 個/100mL を 超えるもの	常時油膜が 認められる	8 mg/L を超える	50 cm 未満

(注) 全て、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。なお、「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

〈２〉快水浴場百選について

平成18年、環境省は、人々が水に直接触れることができる個性ある水辺を積極的に評価し、これらの快適な水浴場を広く普及することを目的として、全国100か所の水浴場を「快水浴場百選」として選定した。

県内で選定された9か所の海水浴場のうち、佐世保市内では白浜海水浴場（俵ヶ浦町）と大浜海水浴場（宇久町）が選定された。

（７）水生生物保全環境基準に係る調査結果

生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生育又は生育環境の保全を目的として、平成15年11月5日付け環境省告示第123号により、水生生物の保全に係る水質環境基準（以下、「水生生物保全環境基準」という）が設定され、全亜鉛が追加された。

その後、水生生物保全環境基準には、平成24年8月22日付け環境省告示第127号により、ノニルフェノールが追加され、平成25年3月27日付け環境省告示第30号により、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（以下、「LAS」という）が追加された。水生生物保全環境基準（表21、22のとおり）は水域類型が指定された水域において適用されるが、現在長崎県内に水域類型が指定された水域はない。

表21 水生生物の保全に係る環境基準（河川）

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛 mg/L	ノニルフェノール mg/L	LAS mg/L	
生物A	注1	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下	水域類型ごとに指定する水域
生物特A	注2	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下	—
生物B	注3	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下	—
生物特B	注4	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下	—

（備考）基準値は、年間平均値とする。

注1 イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域

注2 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

注3 コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域

注4 生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

表22 水生生物の保全に係る環境基準（海域）

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛 mg/L	ノニルフェノール mg/L	LAS mg/L	
生物A	注1	0.02 以下	0.001 以下	0.01 以下	水域類型ごとに指定する水域
生物特A	注2	0.01 以下	0.0007 以下	0.006 以下	

（備考）基準値は、年間平均値とする。

注1 水生生物の生息する水域

注2 生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

佐世保市では、水生生物保全環境基準設定物質による環境汚染状況を把握し、環境リスクの低減を図るため、全亜鉛の調査を河川 12 地点、海域 5 地点で実施し、ノニルフェノールの調査を河川 2 地点、海域 5 地点で実施し、LAS の調査を河川 13 地点、海域 5 地点で実施した。

佐世保市内の測定地点における調査結果は表 23 のとおりである。

表23 佐世保市内の測定地点における調査結果

	水域名	採水場所	測 定 結 果		
			全亜鉛 mg/L	ノニルフェノール mg/L	LAS mg/L
河川	相浦川	相浦橋	0.004	—	0.0025
	佐世保川	佐世保橋	0.005	—	0.0024
	日野川	日野川 2 号橋	0.004	—	0.0050
	佐々川	報国橋	—	—	0.0007
	江迎川	北平橋	0.003	—	0.0007
	葛籠川	小佐々小学校前	0.004	—	< 0.0006
	鹿町川	鹿町橋	0.003	—	0.0006
	福石川	福石橋	0.003	—	0.013
	日宇川	白岳橋	0.004	< 0.00006	0.017
	早岐川	早岐橋	0.004	—	0.016
	小森川	板井手橋	—	—	—
		小森橋	0.003	< 0.00006	0.0031
	金田川	碧水橋	0.001	—	0.0058
	宮村川	上中江橋	< 0.001	—	0.0013
海域	北松海域	楠泊漁港	0.004	< 0.00006	< 0.0006
	佐世保湾(1)	干尽沖	0.005	< 0.00006	< 0.0006
	佐世保湾(2)	大森鼻沖	0.001	< 0.00006	< 0.0006
	早岐瀬戸	白岳沖	0.001	< 0.00006	< 0.0006
		指方町深谷地先	0.006	< 0.00006	< 0.0006

注) 1 河川のノニルフェノールについて、環境基準点の6地点を2地点ずつ、3年でローテーションしている。令和5年度は、日宇川（白岳橋）及び小森川（小森橋）で実施。

2 板井手橋の全亜鉛及びLASについては、下流の環境基準点で実施評価しているため未実施。

8. 土 壌

佐世保市では、土壤汚染対策法（平成14年5月29日付法律第53号）に基づき、有害物質使用特定施設が廃止された場合の土壤汚染状況調査の指導（第3条）、3,000 m² 以上の土地の形質の変更が実施される際の届出の受理及び当該土地について土壤汚染のおそれがあると判断した場合の土壤汚染状況調査の命令の発出（第4条）、自主調査によって土壤汚染が確認された土地の所有者等からの区域指定の申請の受理（第14条）並びに調査等によって土壤汚染が確認された場合の要措置区域又は形質変更時要届出区域への指定及びその後の措置の指導等を行っている。

令和5年度に受理した各条文の届出件数を表1から3に示す。第4条に基づく届出は36件（調査命令の発出は2件）受理した。

令和5年度末時点において区域指定している一覧を表4に示す。

また、土壤汚染のおそれの把握のために、水質汚濁防止法に基づく特定施設台帳の閲覧及び土壤汚染対策法に基づく台帳の閲覧並びにそれぞれの法に関する照会回答を行った。令和5年度は、40件の照会があり、回答を行った。

表1 土壤汚染対策法に基づく届出等件数

根拠条文	区分	R1	R2	R3	R4	R5
第3条	報告（第1項）	0	1	1	0	0
第4条	届出（第1項）	19	25	43	28	36
	報告（第2項）	5	0	4	2	4
	命令（第3項）	2	1	0	1	2
	報告（第3項）	1	1	1	0	3
第14条	申請（第1項）	0	0	3	1	2

表2 土壤汚染対策法に基づく区域指定等の件数

区域の種類	区分	R1	R2	R3	R4	R5
形質変更時 要届出区域	指定（第4条）	3	0	1	1	3
	指定（第14条）	0	0	3	1	2
	解除（一部解除）	1	0	0	4	4
要措置区域	指定の実績なし					

表3 水濁法特定施設又は土対法指定区域に関する問い合わせ件数

	R1	R2	R3	R4	R5
問い合わせ件数	30	30	35	30	40

表4 形質変更時要届出区域一覧（令和5年度末時点）

整理 番号	指定 年月日	指定 番号	区域が存在する場所	区域の 面積[m ²]	基準不適合 特定有害物質	備考
整-24-1	H25.2.7	指-4号	万津町3番1の一部	2,669	シアン及びその化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物	
整-27-1	H27.6.19	形-6号	庵浦町2141番、2143番イ-1、 2143番ハ-1合併、2143番3 の各一部	442.3	鉛及びその化合物	
整-29-1	H29.7.12	形-10号	赤崎町無番地の一部	40.2	鉛及びその化合物	
整-元-2	R1.10.18	形-12号	白岳町50番19の一部	4222.7	ふっ素及びその化合物	
整-元-3	R2.3.10	形-13号	沖新町37番1の一部	198.2	ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物	
整-3-1	R3.6.4	形-14号	矢岳町647番1の一部	87.44	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	
整-3-2	R3.6.18	形-15号	庵浦町2140番1、2140番2の各一部	185	鉛及びその化合物	
整-3-3	R3.12.10	形-16号	崎辺町11番1の一部	1,500	水銀及びその化合物、鉛及びその化合物	
整-3-4	R4.2.3	形-17号	崎辺町11番1の一部	2,513.5	鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物	
整-4-1	R4.4.27	形-18号	立神町22番2、22番5の各一部	17,725.25	鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物	一部埋立地 特例区域
整-5-1	R5.6.28	形-20号	千尽町2番5の一部	5,041.4	鉛及びその化合物	
整-5-2	R5.12.25	形-21号	立神町23番14、23番35の各一部	1,000.52	鉛及びその化合物	

9. 騒 音

(1) 騒音の状況

生活環境には、種々様々な音が氾濫しており、その発生源も自動車、工場、事業場、建設工事、鉄道、深夜営業及び近隣騒音等多種多様である。

騒音問題については、騒音規制法、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例、佐世保市環境保全条例に基づき監視指導を行っているが、発生源の多様化に伴い複雑多岐となり、その対応は一層困難を増している。

特に法規制の難しい近隣騒音問題については、各人の社会生活を営むうえでのモラルの向上や近隣相互間の理解を深めるための啓発活動を促進していく必要があると思われる。また、住居、商業施設、工場の混在、自動車騒音等による問題の解決及び未然防止については、土地利用の適性化等総合的な対策が望まれる。

(2) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、生活環境を保全するうえで望ましい基準として、環境基本法に定められている。

環境基準の区域の指定は、権限移譲により平成24年4月1日から長崎県から佐世保市に移管されている。また、令和4年7月1日には指定地域の一部改定を行った。

一般地域(道路に面する地域以外)の環境基準

地 域 の 類 型	あてはめる地域	都市計画法に基づく用途地域	基 準 値	
			昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～6:00
A	専ら住居の用に供される地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 ひうみ町、白岳町、日宇町の一部	55dB 以下	45dB 以下
B	主として住居の用に供される地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 ひうみ町、江迎町の一部		
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 江迎町の一部	60dB 以下	50dB 以下

ただし、次表に掲げる地域（以下「道路に面する地域」という）については、前表によらず次のとおり。

道路に面する地域の環境基準

地 域 の 区 分		基 準 値	
		昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65dB 以下	60dB 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	屋外	70dB 以下	65dB 以下
	窓を閉めた屋内	45dB 以下	40dB 以下

- (注) 1 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。
- 2 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。

(3) 環境基準適合状況

① 環境騒音…測定地点13地点

- 測定方法
日本産業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法に基づき実施した。
- 評価方法
「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）と「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年環境省）に基づき評価を行った。
- 適合状況
令和5年度の環境基準適合状況は、「昼夜間とも適合13地点／13地点＝100％」であった。

騒音に係る類型別環境基準適合状況（令和5年度）

地域 類型	測定 地点数	適合状況/構成比％								適合率％	
		昼夜とも 適合		昼間のみ 適合		夜間のみ 適合		昼夜とも 不適合		昼	夜
A	6	6	100%	0	0%	0	0%	0	0%	100%	100%
B	3	3	100%	0	0%	0	0%	0	0%	100%	100%
C	4	4	100%	0	0%	0	0%	0	0%	100%	100%
計	13	13	100%	0	0%	0	0%	0	0%	100%	100%

環境騒音測定結果（令和 5 年度）（単位：dB）

No	測定地点	測定日	用途区域	地域 類型	地域の区分	車 線 数	環境 基準値		測定値 L e q		適合状況			
							昼	夜	昼	夜	昼	夜	終日	
1	権常寺町公民館	10/12～13	第 1 種低層 住居専用地域	A	一般地域	—	55	45	43	36	○	○	○	
2	名切町公民館	11/14～15	第 1 種中高層 住居専用地域						47	38	○	○	○	
3	東天神町公民館	10/30～31							52	44	○	○	○	
4	大岳台町公民館	10/30～31							46	36	○	○	○	
5	広田 3 丁目公民館	10/16～17							46	39	○	○	○	
6	北地区コミュニティ センター	11/14～15	第 1 種住居地域	B			49	42	○	○	○			
7	早岐地区コミュニテ ィセンター	10/16～17	商業地域	C			65	50	50	42	○	○	○	
8	桑木場西区公民館	10/12～13	準工業地域						45	39	○	○	○	
9	崎辺地区コミュニテ ィセンター	10/30～31	第 1 種低層住居 専用地域	A			55	45	47	38	○	○	○	
10	愛宕地区コミュニテ ィセンター	10/19～20	第 1 種住居地域	B					48	41	○	○	○	
11	西地区コミュニテ ィセンター	10/19～20							51	44	○	○	○	
12	市消防局春日出張所	10/2～10	近隣商業地域	C	道路に面する 地域 ※幹線道路を 担う道路に接 近する空間 (屋外)	4	70	65	68	60	○	○	○	
13	田原町公民館	10/2～10	商業地域			4			64	56	○	○	○	

② 自動車騒音常時監視 道路に面する地域の環境基準適合状況

評価区間：6区間、評価区間延長5.5km、対象戸数1,278戸

● 測定方法

日本産業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法に基づき実施した。

● 評価方法

「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）と「自動車騒音常時監視マニュアル」（平成27年10月環境省）に基づき評価を行った。

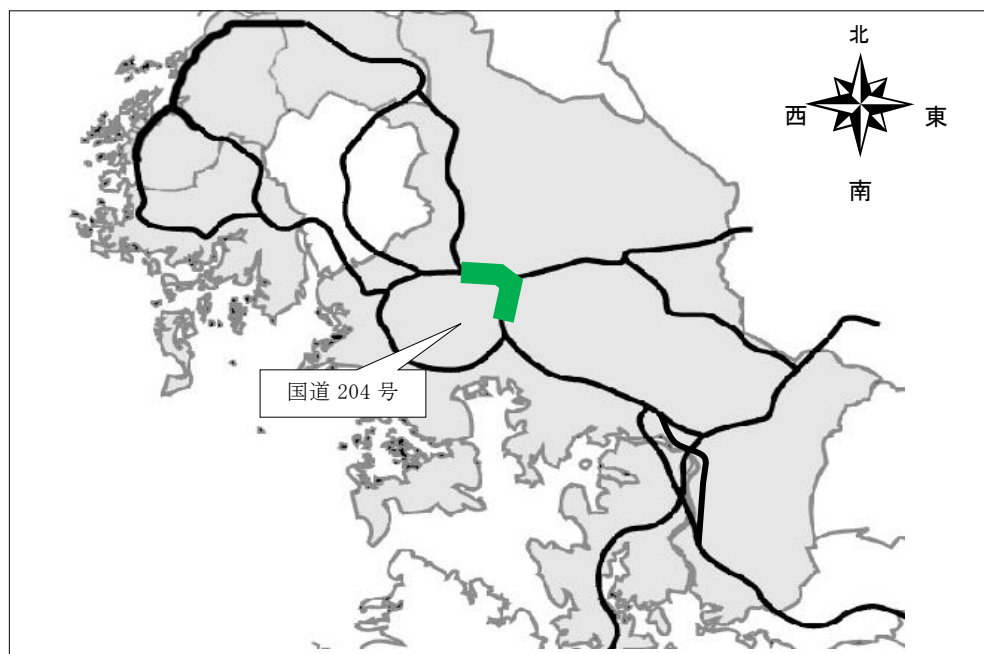
● 適合状況

令和5年度は、昼夜間とも環境基準を達成したのは全体の97.7%だった。

自動車騒音常時監視結果（令和5年度）

道路名	評価 区間延長	評価 区間数	対象 戸数	昼夜とも 基準値以下		昼のみ 基準値以下		夜のみ 基準値以下		昼夜とも 基準値超過	
	km			戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
国道35号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国道204号	5.5	6	1,278	1249	97.7	0	0	29	2.3	0	0
国道498号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県道佐世保日野松浦線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県道平瀬佐世保線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	5.5	6	1,278	1249	97.7	0	0	29	2.3	0	0

評価区域図：  に示す区域



(4) 自動車騒音にかかる要請限度（騒音規制法第17条に基づく要請限度）

市長は規制地域内における自動車騒音が要請限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請すると規定されている。また、測定を行った場合において必要があると認めるときは、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

- 測定方法
「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日総理府令第15号）に基づき測定を行った。
- 評価方法
自動車騒音を対象とし、連続する七日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる三日間について評価を行った。
- 適合状況
令和5年度は、昼夜とも全地点（2地点）で自動車騒音要請限度を満たしていた。

自動車騒音の要請限度の区域の区分

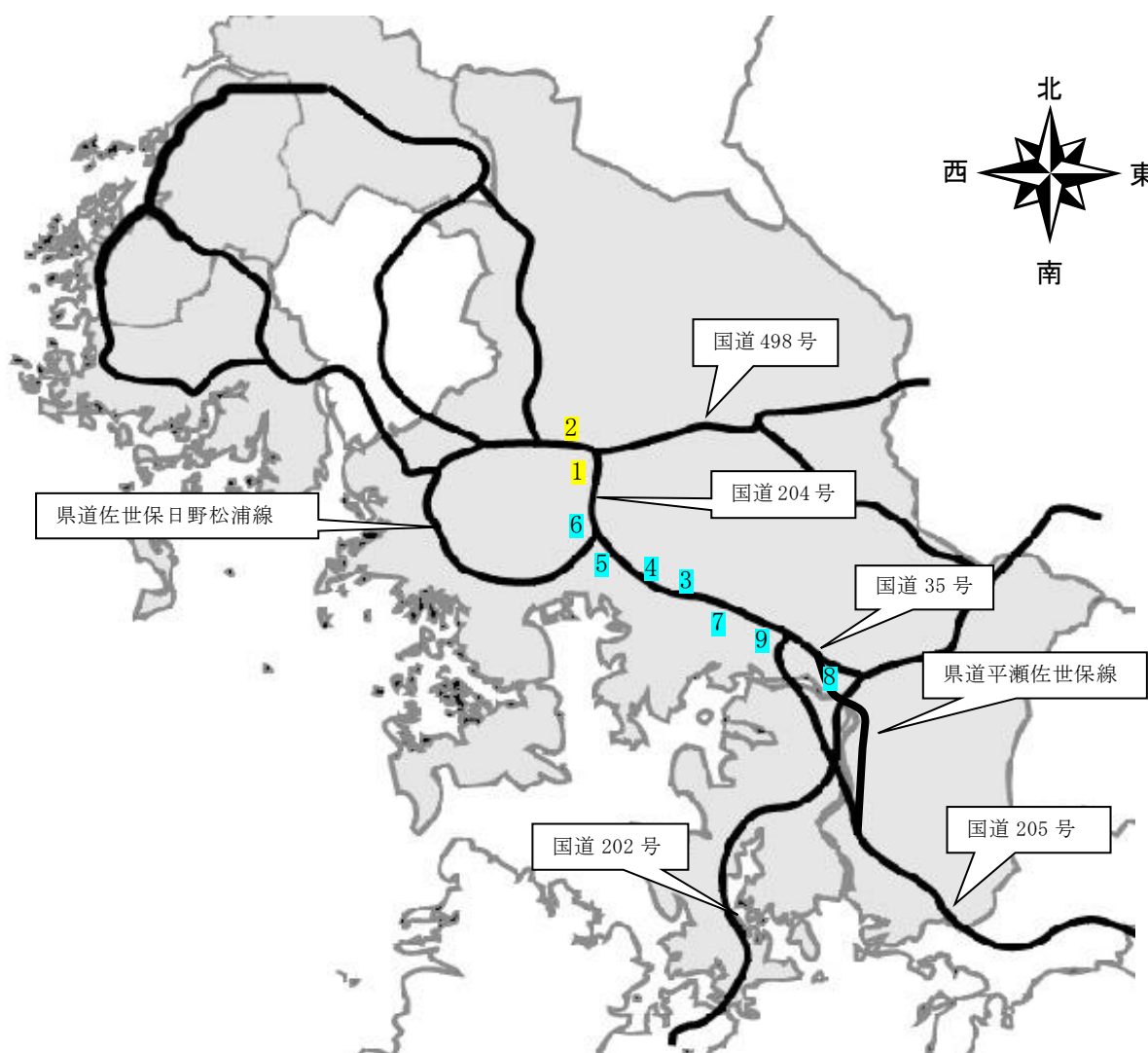
騒音規制法で定める自動車騒音の 要請限度の区域の区分		要請限度		市が定めた区域 (平成18年3月31日佐世保市告示)	都市計画法に基づく用途地域
		昼間	夜間		
1	a 区域及びb 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下	a 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 ひうみ町、白岳町日宇町の一部
2	a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB 以下	65dB 以下	b 区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 ひうみ町、小佐々町、世知原町、吉井町の一部
3	b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下	c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 小佐々町、世知原町、吉井町の一部

自動車騒音測定結果（令和5年度）

番号	測定地点 道路名	測定期間	車線数	区域区分	要請限度区分	測定値 LAeq (dB)		要請限度			
						要請限度値 (dB)		適合状況		昼	夜
						昼	夜	昼	夜		
1	市消防局春日出張所 国道204号線	10/2～10	4	c	3	68	60	75	70	○	○
2	田原町公民館 国道204号線	10/2～10	4			64	57			○	○

※測定期間のうち3日間を調査した。

自動車騒音測定地点図



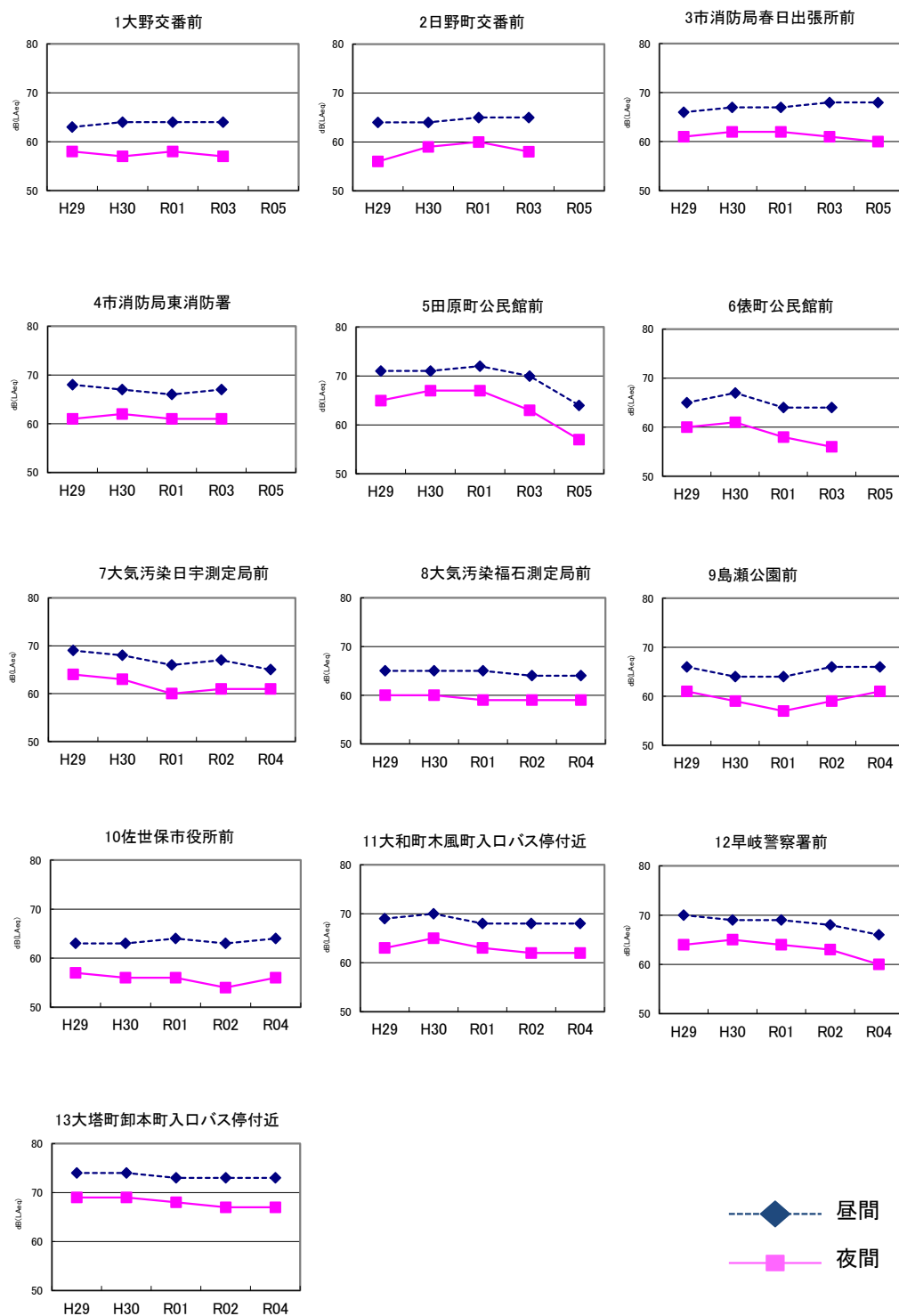
令和 5 年度測定地点

1	市消防局春日出張所 国道 204 号
2	田原町公民館 国道 204 号

令和 4 年度測定地点

3	大気汚染日宇測定局 国道 35 号
4	大気汚染福石測定局 国道 35 号
5	島瀬公園 国道 35 号
6	佐世保市役所 国道 35 号
7	大和町木風町入口バス停 国道 35 号
8	早岐警察署前 国道 35 号
9	大塔町卸本町入口バス停 国道 35 号

自動車騒音の経年変化(単位: dB)



（５）法律、条例に基づく騒音規制の対象となる施設等

＜１＞騒音規制地域について

工場や事業場、建設現場等から発生する騒音から、住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を、「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域」として指定している。この区域内にある事業場、工場や、この区域で行われる特定建設作業については、騒音規制法、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例、佐世保市環境保全条例による規制の対象となる。

騒音規制法に基づく騒音規制区域（令和４年７月１日 佐世保市告示）

都市計画法に基づく用途地域	騒音規制地域区分	
	特定施設等	特定建設作業
第 1 種低層住居専用地域	第 1 種区域	第 1 号区域 ※) 工業地域内にある学校、 保育所、病院、診療所、 図書館、特別養護老人 ホーム、幼保連携型認定 こども園の敷地の周囲 8 0 m の区域を含む。
第 2 種低層住居専用地域		
ひうみ町、白岳町の一部		
第 1 種中高層住居専用地域	第 2 種区域	
第 2 種中高層住居専用地域		
第 1 種住居地域		
第 2 種住居地域		
準住居地域		
ひうみ町、日宇町、吉井町、世知原町、小佐々町、 江迎町、鹿町町の一部	第 3 種区域	
近隣商業地域		
商業地域		
準工業地域		
吉井町、世知原町、小佐々町、江迎町の一部		
工業地域	第 4 種区域	第 2 号区域
工業専用地域の一部（立神町等）		
世知原町及び小佐々町の一部		

※ 区域の図面は、環境保全課で縦覧に供している。

＜２＞規制基準（平成２７年４月２８日 佐世保市告示）

事業場、工場は、各区域において、以下の規制基準を遵守する義務がある。

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前８時～午後８時	朝・夕 午前６時～午前８時 午後８時～午後１０時	夜 間 午後１０時～午前６時
第１種区域	50dB 以下	45dB 以下	40dB 以下
第２種区域	60dB 以下	50dB 以下	45dB 以下
第３種区域	65dB 以下	60dB 以下	50dB 以下
第４種区域	70dB 以下	65dB 以下	55dB 以下

※第２種、第３種又は第４種区域内の学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね５０ｍの区域内における当該基準は、時間の区分及び区域の区分から５dBを減じた値とする。

＜3＞事業場、工場の規制について

① 規制基準の判断地点

騒音規制法による届出が必要な特定施設(別表 1)	事業場の敷地境界
長崎県未来につながる環境を守り育てる条例による届出が必要な指定施設(別表 2)	
佐世保市環境保全条例による届出が必要な指定施設(別表 3)	
特定施設、指定施設以外のもの	影響を受けている地点(受音点)

② 届出の義務

騒音規制法、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例及び佐世保市環境保全条例に指定されている施設(別表 1～3)を規制地域内に設置しようとする場合は、各法令に基づく届出を事前に行わなければならない。

届出の内容を変更する場合や、廃止する場合などについても、届出が必要となることもある。

届出を行わない場合や、虚偽の届出を行った場合には、罰則の適用がある。

③ 深夜営業騒音の規制

飲食店及び喫茶店営業におけるカラオケ等の音響機器については、第 1 種および第 2 種区域においては午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間は使用できない。ただし、営業所内から一切音が外部に漏れない場合はこの限りではない。

④ 拡声機騒音にかかる規制

営業宣伝を目的とする場合は、次のような制限を受ける。

規制地域 区分	移動放 送にお ける騒 音規制	使用を禁止される 時間		休止時間 (移動放送 の場合を 除く)	移動放送 における 放送時間	使用場所 の制限(航 空機の場合 を除く)	航空機に よる放送 の旋回の 規制
		平日	日曜及び 祝日				
第 1 種区域	65dB 以下	午後 7 時 ～ 午前 9 時	午後 7 時 ～ 午前 10 時	1 時間につ き 15 分以上	同一地域 において 1 回 10 分 未満	地上 10m 以上の 高さから の放送	同一地域 の上空に おいて 3 回未満
第 2 種区域							
第 3 種区域							
第 4 種区域	70dB 以下						

⑤ 改善命令等の措置(※従わない場合には罰則が適用される。)

- i) 市長は、特定施設及び指定施設の設置届出数等の変更届出、騒音防止の方法変更届出を受けた場合、騒音が規制基準を超えることにより、周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、必要な限度において、騒音防止の方法等の計画内容を変更するよう勧告することができる。
- ii) 市長は、工場や事業場から発生する騒音が規制基準を超え、周辺的生活環境を損なっていると認めるときは、必要な限度において、騒音防止の方法等を改善するよう勧告することができる。
- iii) i) や ii) の勧告に従わない場合、市長は、勧告に従うことを命令することができる。

別表 1 騒音規制法による特定施設

1	金属加工機械
	イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。）
	ロ 製管機械
	ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。）
	ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 294kN 以上のものに限る。）
	ヘ せん断機（原動機の定格出力 3.75kW 以上のものに限る。）
	ト 鍛造機
	チ ワイヤフォーミングマシン
	リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
	ヌ タンブラー
	ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）及び送風機（原動機の定格出力 7.5kW 以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の砕破機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力 7.5kW 以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械
	イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。）
	ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
7	木材加工機械
	イ ドラムバーカー
	ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）
	ハ 碎木機
	ニ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）
	ホ 丸のこ盤
	ヘ かんな盤（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳型製造機（ジョルト式のものに限る。）

別表 2 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例による騒音の指定施設

1	冷凍機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る）
2	クーリングタワー（原動機の定格出力が 0.75kW 以上のものに限る）
3	板金作業又は製缶作業を行う作業場
4	鉄骨又は橋梁の組み立て作業場（現場作業を除く）

別表 3 佐世保市環境保全条例による騒音の指定施設

1	金属又は石材の表面処理に使用する研磨機（屋内及び屋外の作業場面積の合計が 200 m ² 以上）
2	セメント製品製造業の用に供する成形機（動力を用いるもの）

＜４＞建設作業の規制

① 特定建設作業にかかる規制

騒音規制法に指定された建設作業を行おうとする場合は、特定建設作業として、作業開始日の７日前までに届出なければならない。

特定建設作業には、以下の規制が適用される。

	敷地境界線上における騒音規制	作業を行ってはいけない時間	１日における作業時間	同一作業における作業期間	日曜日、その他の休日の作業
第１号区域	85dB以下	午後７時～午前７時	１０時間以内	連続して６日を超えないこと	禁止
第２号区域		午後１０時～午前６時	１４時間以内		

※緊急を要する場合や道路工事等で夜間に作業を行うこととの条件が警察署より付された場合など、作業を行ってはいけない時間については適用除外規定がある。

② 改善命令等の措置（※従わない場合には罰則が適用される。）

- i) 市長は、特定建設作業から発生する騒音が規制基準を超え、周辺の生活環境を損なっていると認めるときは、騒音防止の方法や特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。
- ii) 市長は、勧告を受けたものがその勧告に従わないときは、必要な限度において勧告に従うことを命令することができる。

＜騒音規制法による特定建設作業＞

１	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースガと併用する作業を除く）
２	びょう打機を使用する作業
３	削岩機を使用する作業（作業点が連続的に移動する作業にあつては、１日における２地点間の最大距離が５０ｍを超えない作業に限る）
４	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、原動機の定格出力１５ｋＷ以上）を使用する作業（削岩機の動力として使用する作業を除く）
５	コンクリートプラント（混練機の混練容量０．４５ｍ³以上）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量２００ｋｇ以上）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）
６	バックホウ（原動機の定格出力８０ｋＷ以上）を使用する作業
７	トラクターショベル（原動機の定格出力７０ｋＷ以上）を使用する作業
８	ブルドーザー（原動機の定格出力４０ｋＷ以上）を使用する作業

③ 特定建設作業以外の建設作業に係る規制基準

午後９時から午前６時までは、建設作業にかかる一切の騒音を発生させてはならない。ただし、緊急を要する場合等については、適用除外規定がある。

＜5＞施設等の届出状況（令和5年度末）

① 騒音規制法特定施設届出数

種別	施設名	数	備考
1	金属加工機械	130	
2	空気圧縮機及び送風機	807	
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	6	
4	織機	0	
5	建設用資材製造機械	8	
6	穀物用製粉機	0	
7	木材加工機械	36	
8	抄紙機	0	
9	印刷機械	11	
10	合成樹脂用射出成形機	1	
11	鋳型造形機	0	
	合 計	999	特定工場数 160

② 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例指定施設届出数

種別	施設名	数	備考
1	冷凍機	713	
2	クーリングタワー	234	
3	板金作業又は製缶作業を行う作業場	25	
4	鉄骨又は橋梁の組立作業場	1	
	合 計	973	指定工場数 165

③ 佐世保市環境保全条例指定施設届出数

種別	施設名	数	備考
13	金属又は石材の表面処理に使用する研磨機	3,584	
14	セメント製品製造業の用に供する成形機	33	
	合 計	3,617	指定工場数 27

④ 騒音関係特定建設作業届出件数（令和5年度中の届出数）

種別	特定建設作業の種類	数
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	7
2	びょう打機を使用する作業	0
3	さく岩機を使用する作業	89
4	空気圧縮機を使用する作業	29
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを使用する作業	0
6	バックホウを使用する作業	53
7	トラクターショベルを使用する作業	1
8	ブルドーザーを使用する作業	3
	合 計（届出数）	182（101）

10. 振 動

(1) 振動の状況

振動公害は、各種公害の中でも騒音と同様に日常生活に密着した問題であり、その範囲は一般的に発生源の周辺に限られるなど、局所的で心理的、感覚的な影響を与えている。

原因については、住宅と工場の混在化、工場等の機械設備の大型化、建設機械の増加、モータリゼーションの進展などである。

法的規制は、昭和 51 年 12 月 1 日から振動規制法が施行され、本市では、昭和 53 年 3 月 11 日より地域指定等の適用を受け、振動公害の規制及び監視を行っている。

振動規制区域(令和 4 年 7 月 1 日 佐世保市告示)

都市計画法に基づく用途地域	規制地域区分	
	特定施設等	特定建設作業
第 1 種低層住居専用地域	第 1 種区域	第 1 号区域 ※) 工業地域内にある学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域を含む。
第 2 種低層住居専用地域		
第 1 種中高層住居専用地域		
第 2 種中高層住居専用地域		
第 1 種住居地域		
第 2 種住居地域		
準住居地域		
ひうみ町、白岳町、日宇町の一部		
近隣商業地域	第 2 種区域	第 2 号区域
商業地域		
準工業地域		
工業地域		

※ 区域指定の図面については、環境保全課において縦覧に供している。

(2) 道路交通振動

令和 5 年度道路交通振動の調査は、市内主要幹線道路より 2 地点を選び調査を行った。

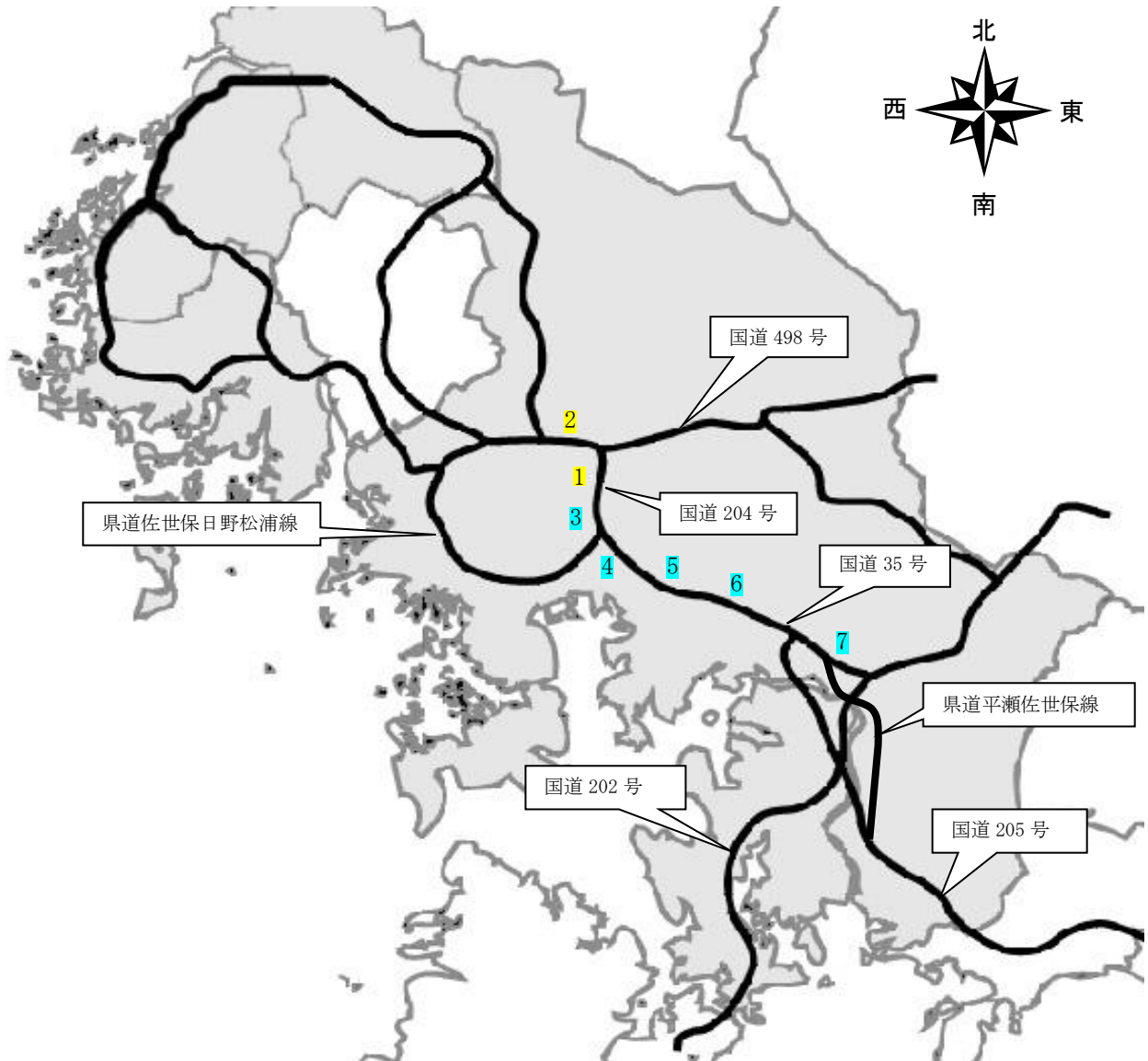
測定の結果、2 地点全ての時間帯において振動規制法における道路交通振動に係る要請限度を超えるものはなかった。

令和 5 年度の道路交通振動測定地点は図-1、測定結果は表-1 に示す通りである。

道路交通振動に係る要請限度（敷地境界線上）

時間の区分 区域の区分	昼間 午前 8 時から 午後 8 時まで	夜間 午後 8 時から 翌日午前 8 時まで
第 1 種区域	65dB 以下	60dB 以下
第 2 種区域	70dB 以下	65dB 以下

図-1 道路交通振動測定地点



令和 5 年度測定地点

1	市消防局春日出張所 国道 204 号
2	田原町公民館 国道 204 号

令和 4 年度測定地点

3	佐世保市役所 国道 35 号
4	島瀬公園 国道 35 号
5	大気汚染福石測定局 国道 35 号
6	大気汚染日宇測定局 国道 35 号
7	早岐警察署 国道 35 号

表-1 令和5年度 道路交通振動測定結果

- 調査地点 - 道路名 - 車線数		測定日	平均交通量 (台/5分)	上下線 平均速度 (km/h)	時間帯平均 振動レベル (dB)			要請限度適合状況		
					参考 R3	R5	前回と 比較	参考 R3	R5	要請限度：昼間 (振動規制 区域区分)
1	市消防局春日出張所前 国道 204 号 4 車線	R5. 10. 3	163	37	-	31	-	-	○	70dB 以下 (2 種)
2	田原町公民館前 国道 204 号 4 車線	R5. 10. 3	149	40	32	31	-1	○	○	

※ 振動レベル欄の「<25」は、振動レベル計の測定補償範囲未満を示し、()内の数値は参考値である。

(3) 振動規制法に基づく規制の対象となる施設等

①特定施設における振動規制基準(平成 13 年 3 月 28 日 佐世保市告示)

時間の区分 区域の区分	昼間 午前 8 時から 午後 8 時まで	夜間 午後 8 時から 翌日午前 8 時まで
	第 1 種区域	60dB 以下
第 2 種区域	65dB 以下	60dB 以下

②振動規制法における特定施設

特 定 施 設		規 格
金属加工機械	液圧プレス	矯正プレスを除く。
	機械プレス	—
	せん断機	原動機の定格出力が 1.0kW 以上のものに限る。
	鍛造機	—
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。
圧縮機		一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
土石用又は鉱物用の砕破機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
織 機		原動機を用いるものに限る。
コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が 2.95kW のものに限る。
コンクリート管製造機及びコンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。
木材加工機械	ドラムバーカー	—
	チップパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。
印刷機械		原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。
合成樹脂用射出成形機		—
鋳型製造機		ジョルト式のものに限る。

③特定建設作業に係る規制基準

区域の区分	規制基準	作業を行ってはいけない時間	1日における作業時間	同一作業の作業期間	日曜日、休日の作業
第1号区域	75dB以下	午後7時～午前7時	10時間以内	連続して6日を超えないこと	禁止
第2号区域		午後10時～午前6時	14時間以内		

④振動規制法における特定建設作業

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧力式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
2	鋼球を使用して建設物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）
4	ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）

（４）施設等の届出状況

①振動規制法特定施設（令和5年度末現在）

種別	施設名	数	備考
1	金属加工機械	53	
2	圧縮機	224	
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	1	
4	織機	0	
5	コンクリートブロックマシン等	0	
6	木材加工機械	0	
7	印刷機械	3	
8	合成樹脂用射出成形機	0	
9	鋳型造形機	1	
	合 計	282	特定工場数（70）

②振動関係特定建設作業届出件数（令和5年度中の届出数）

種別	特定建設作業の種類	数
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	7
2	鋼球を使用して建設物その他の工作物を破壊する作業	0
3	舗装版破砕機を使用する作業	0
4	ブレーカーを使用する作業	68
	合 計（届出数）	75（72）

1 1. 悪 臭

(1) 悪臭の状況

悪臭は、騒音振動とともに「感覚公害」とも呼ばれ、人の感覚に直接訴える環境事象である。

従来からの主な発生源である食品製造事業所、畜産施設等に加え、道路側溝等の管理不行き届きによる悪臭等、いわゆる「都市・生活型の苦情」によるものが増加傾向にあり、この傾向は、全国の多くの地方公共団体と同じであるといえる。

また、市街化地域の再開発、住居地域の郊外への拡大等により工場・下水処理場・畜産業等のいわゆる発生源と隣接する住宅地域が増加してきていること、さらに身近な環境に対する市民の関心が高まっていることなどから、多種多様な悪臭公害が顕在化してきている。

(2) 法律・条例に基づく悪臭防止対策

昭和 46 年に制定された悪臭防止法に基づき、工場・事業場からの悪臭を防止するため、悪臭の主たる原因となる特定悪臭物質を指定し排出濃度規制を行っている。

規制の仕組みは、悪臭原因物の排出を規制すべき地域を「規制区域」として指定し、特定悪臭物質の規制基準「①敷地境界の大気」「②煙突等からの排出ガス」「③排水」の 3 つの条件毎に設定して、規制地域内の工場・事業場に適用している。

また、昭和 59 年 4 月に制定された長崎県悪臭防止指導要綱に基づき、工場・事業所に対する指導を行っている。

< 1 > 悪臭防止法に基づく悪臭規制区域(令和 4 年 7 月 1 日 佐世保市告示)

区域区分	都市計画法に基づく用途地域
A 区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、ひうみ町、白岳町、日宇町、鶴渡越町、鹿子前町、小佐々町、世知原町の一部
B 区域	工業地域、小佐々町及び世知原町の一部

※区域の図面については、環境保全課において縦覧している。

< 2 > 悪臭防止法に基づく規制基準(平成 13 年 3 月 28 日 佐世保市告示)

① 敷地境界線における規制基準

(単位：ppm)

	特定悪臭物質	A 区域	B 区域
1	アンモニア	1 以下	2 以下
2	メチルメルカプタン	0.002 以下	0.004 以下
3	硫化水素	0.02 以下	0.06 以下
4	硫化メチル	0.01 以下	0.05 以下
5	二硫化メチル	0.009 以下	0.03 以下
6	トリメチルアミン	0.005 以下	0.02 以下
7	アセトアルデヒド	0.05 以下	0.1 以下
8	スチレン	0.4 以下	0.8 以下
9	プロピオン酸	0.03 以下	0.07 以下

	特定悪臭物質	A 区域	B 区域
10	ノルマル酪酸	0.002 以下	0.006 以下
11	ノルマル吉草酸	0.0009 以下	0.002 以下
12	イソ吉草酸	0.001 以下	0.004 以下
13	プロピオンアルデヒド	0.05 以下	0.1 以下
14	ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下	0.03 以下
15	イソブチルアルデヒド	0.02 以下	0.07 以下
16	ノルマルバレールアルデヒド	0.009 以下	0.02 以下
17	イソバレールアルデヒド	0.003 以下	0.006 以下
18	イソブタノール	0.9 以下	4 以下
19	酢酸エチル	3 以下	7 以下
20	メチルイソブチルケトン	1 以下	3 以下
21	トルエン	10 以下	30 以下
22	キシレン	1 以下	2 以下

② 排出口における規制基準

上表の規制地域の区分欄に掲げる区域の区分ごとにそれぞれ同表の規制基準欄に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和 47 年総理府令第 39 号)第 3 条に定める方法により算出して得た流量とする。

③ 排水中の規制基準

(単位：ppm)

特定悪臭物質	排水量 区 域	0.001 m ³ / 秒 以下 の 場 合	0.001m ³ /秒を 越え、0.1m ³ / 秒以下の場合	0.1m ³ /秒を 越える場合
メチルメルカプタ ン	A 区域	0.03 以下	0.007 以下	0.002 以下
	B 区域	0.06 以下	0.01 以下	0.003 以下
硫化水素	A 区域	0.1 以下	0.02 以下	0.005 以下
	B 区域	0.3 以下	0.07 以下	0.02 以下
硫化メチル	A 区域	0.3 以下	0.07 以下	0.01 以下
	B 区域	2 以下	0.3 以下	0.07 以下
二硫化メチル	A 区域	0.6 以下	0.1 以下	0.03 以下
	B 区域	2 以下	0.4 以下	0.09 以下

< 3 > 長崎県悪臭防止指導要綱に基づく悪臭防止対策

① 工場等から排出される臭気の排出基準

区 分	工場等の敷地の境界線 における臭気濃度	工場等の煙突その他の 排出口における臭気濃度
第 1 種区域	臭気濃度 20 以下	臭気濃度 500 以下
第 2 種区域	臭気濃度 30 以下	臭気濃度 1000 以下

※臭気濃度とは、対象空気をにのりの無い清浄な空気で希釈したとき、ちょうどにおわなくなるときの希釈倍率をいう。

※第 1 種区域とは、悪臭防止法第 3 条の規定に基づいて定めた規制地域のうちの「A 区域」をいい、第 2 種区域とは、第 1 種区域以外の区域をいう。

② 悪臭に関する施設基準

	施 設 基 準
1	工場等は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること
2	工場等の内部及び周辺は、悪臭が発生しないよう適正に管理すること
3	悪臭を発生する作業は、工場等の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置及び建物内において行うこと。ただし、周囲の状況等から支障がないと認められる場合はこの限りでない
4	工場等において発生する汚水、汚物等は、悪臭が発生しないよう適正に処理すること
5	悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器等に収納するとともに建物内に保管すること
6	悪臭を発生する施設等は、できる限り密閉構造とし、かつ悪臭を外部に排出しないよう有効な脱臭装置を設置し、適正に処理すること

(3) 工場・事業場に対する監視・指導

悪臭を発生するおそれのある工場・事業場における規制基準等の適合状況を確認し、適正な指導を行うため、悪臭測定を実施する等、発生源に対する監視・指導を行っている。

令和5年度は過去に悪臭苦情が発生した5事業所に対し、のべ13回の悪臭調査(官能測定)を行い、その内「臭気強度2」を超過した2事業所に対し、のべ9回の悪臭物質測定(理化学測定)を行った(表1、表2)。

表1 令和5年度調査日程

調査場所		測定日					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
A 食品製造業者	A 区域	◎	◎	◎	◎	◎	◎
B 食品製造業者	B 区域				○		
C 畜産業者	A 区域				○		
佐世保市中部下水処理場	A 区域		○		○		
D 汚水処理施設	B 区域		◎	◎	◎		

◎：理化学測定 ○：官能測定 ー：雨天のため中止

<臭気強度表>

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい(検知閾値濃度)
2	何のにおいであるか判るにおい(認知閾値濃度)
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

表2 令和5年度悪臭調査結果

事業所名 測定項目	A 食品製造業者					
採取日	4/26	5/23	6/29	7/6	8/18	9/25
規制区域	A(環境保全協定による規定)					
気温 (°C)	17.0	20.0	28.0	32.0	35.5	29.0
アンモニア (ppm)	ND	ND	ND	ND	ND	ND
メチルメルカプタン (ppm)	0.0035 (0.002)	0.0014 (0.002)	ND	ND	ND	ND
硫化水素 (ppm)	0.0040 (0.02)	0.0050 (0.02)	ND	ND	ND	ND
硫化メチル (ppm)	ND	ND	0.0018 (0.01)	0.004 (0.01)	ND	ND
二硫化メチル (ppm)	ND	ND	0.011 (0.009)	0.0042 (0.009)	ND	0.0012 (0.009)
トリメチルアミン (ppm)	ND	ND	ND	ND	ND	ND

事業所名 測定項目	D 污水处理施設		
採取日	5/23	6/29	7/11
規制区域	B		
気温 (°C)	24.5	30.0	31.5
アンモニア (ppm)	ND	ND	ND
メチルメルカプタン (ppm)	ND	ND	ND
硫化水素 (ppm)	ND	ND	ND
硫化メチル (ppm)	ND	ND	ND
二硫化メチル (ppm)	ND	ND	ND
プロピオン酸 (ppm)	ND	ND	ND
ノルマル酪酸 (ppm)	ND	ND	ND
ノルマル吉草酸 (ppm)	ND	ND	ND
イソ吉草酸 (ppm)	ND	ND	ND

※「ND」：検出せず 網掛け：基準超過 ()：基準値

＜参考＞特定悪臭物質と主要発生源事業場

	特定悪臭物質	臭気の特徴	主要発生源事業所
1	アンモニア	し尿のような臭い	畜産農業、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
2	メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのような臭い	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
3	硫化水素	腐った卵のような臭い	畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、レーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
4	硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
5	二硫化メチル		
6	トリメチルアミン	腐った魚のような臭い	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産缶詰製造業等
7	アセトアルデヒド	刺激적인青ぐさい臭い	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロプレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造業、魚腸骨処理場等
8	スチレン	都市ガスのような臭い	スチレン製造工場、ポリスチレン製造加工工場、SBR製造工場、FRP製品製造工場、化粧合板製造工場等
9	プロピオン酸	刺激적인酸っぱい臭い	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造工場等
10	ノルマル酪酸	汗くさい臭い	畜産事業、でん粉製造業
11	ノルマル吉草酸	むれた靴下のような臭い	
12	イソ吉草酸		
13	プロピオンアルデヒド	刺激적인甘酸っぱい焦げた臭い	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
14	ノルマルブチルアルデヒド		
15	イソブチルアルデヒド		
16	ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	
17	イソバレルアルデヒド		
18	イソブタノール	刺激적인発酵した臭い	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
19	酢酸エチル	刺激적인シンナーのような臭い	
20	メチルイソブチルケトン		
21	トルエン	ガソリンのような臭い	
22	キシレン	ガソリンのような臭い	

1 2. ダイオキシン類

(1) ダイオキシン類について

ダイオキシン類は、炭素・酸素・水素・塩素を含む物質が熱せられるような過程で副生成物として自然に生成される物質である。ダイオキシン類の現在の主な発生源は、廃棄物焼却による燃焼であるが、その他にも製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなどの様々な発生源があり、森林火災、火山活動等といった自然現象でも発生するといわれている。

(2) ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準は、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づき、大気・水質・水底の底質・土壌について定められている。（表1）

表1 ダイオキシン類に係る環境基準（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

媒 体	基 準 値	備 考
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシン（2,3,7,8-TeCDD）の毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下	
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	

※TEQ（毒性等量）＝2,3,7,8-TeCDD の毒性の強さを基準（値を1とする）としたときの、各ダイオキシン類の毒性値の合計。（法律でダイオキシン類と定義される物質は現在 29 種類。）

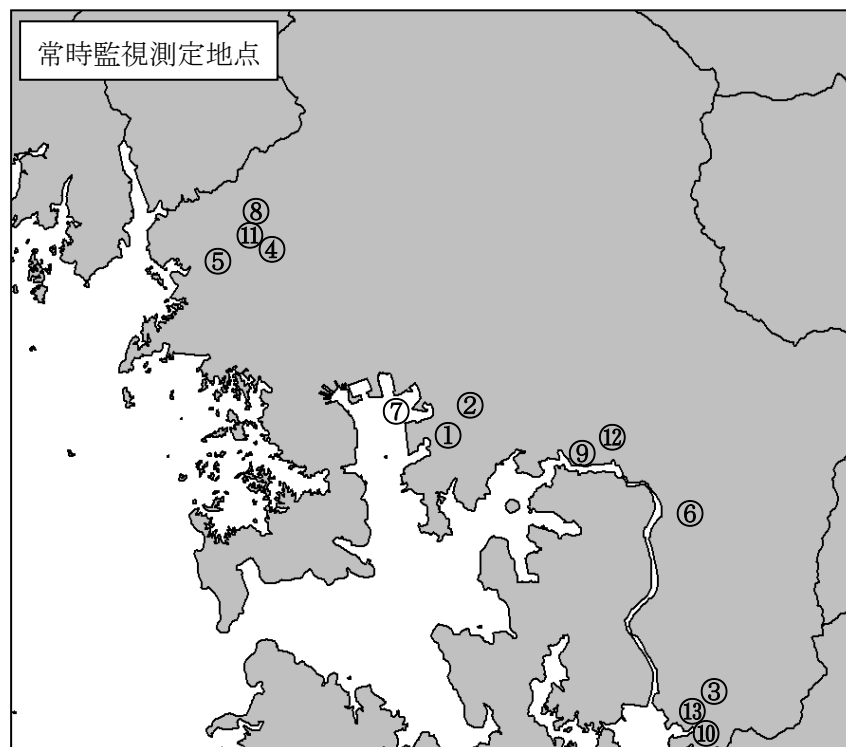
(3) 環境基準適合状況

本市では、ダイオキシン類対策特別措置法第26条（常時監視）の規定に基づき、大気、公共用水域（水質、底質）、地下水及び土壌の各環境条件下における汚染状況の調査を毎年実施している。

令和5年度の調査結果は表2のとおりである。なお、全ての地点で環境基準に適合していた。

表 2 令和 5 年度ダイオキシン類調査結果

調査媒体		調査の種類 又は水域分類	地点No.	測定地点	測定結果	環境基準
大気		一般環境	①	市環境センター	0.0099 (年平均)	0.6 pg-TEQ/m ³
		沿道	②	福石大気測定局	0.0072 (年平均)	
		発生源	③	宮地区コミュニティセンター	0.024 (年平均)	
		発生源	④	下本山公民館	0.013 (年平均)	
公共用水域	水質	河川	⑤	相浦橋 (相浦川)	0.10 (年平均)	1 pg-TEQ/L
			⑥	小森橋 (小森川(2))	0.13 (年平均)	
		海域	⑦	干尽沖 (佐世保湾(1))	0.085	
	底質	河川	⑥	小森橋 (小森川(2))	6.5	150 pg-TEQ/g
		海域	⑦	干尽沖 (佐世保湾(1))	12	
地下水	発生源周辺		⑧	下本山町	0.062	1 pg-TEQ/L
			⑨	大塔町	0.073	
			⑩	宮津町	0.11	
土壌	発生源周辺		⑪	下本山町	0.39	1,000 pg-TEQ/g
			⑫	田の浦町	0.060	
			⑬	宮津町	0.84	



(4) 施設等の届出状況等（令和5年度末）

【1】ダイオキシン類対策特別措置法による特定施設の届出状況

① 大気関係施設設置状況

種別	施設名	数	備考
5	廃棄物焼却炉	8	
	合計	8	特定事業場数(5)

② 水質関係施設設置状況

種別	施設名	数	備考
1 5	廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設	3	
1 8	下水道終末処理施設	1	
	合計	4	特定事業場数(3)

【2】事業場の排出基準

特定事業場から大気中また公共用水域へ排出されるダイオキシン類の濃度については、全国一律の排出基準が定められている（表3、表4）。

【3】事業場による自主測定報告

上記の排出基準が遵守されているかの確認のため、ダイオキシン類対策特別措置法第28条（設置者による測定）の規定により、特定事業場の設置者は事業場からの排出ガスまたは排出水について自主測定を行い、自治体（佐世保市域においては本市）への報告が義務付けられている。

令和5年度は対象事業場すべてから報告があり、排出基準を超過しているところはなかった。

表3 大気基準適用施設および排出基準

番号	特定施設の種類	規制対象規模		排出基準 (ng-TEQ/m³N)	
				新設	既設
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力 1 t/h 以上		0.1	1
2	製鋼の用に供する電気炉（鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量 1000 kVA 以上		0.5	5
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.5 t/h 以上		1	10
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉 乾燥炉	原料の処理能力 0.5 t/h 以上	1	5
		溶解炉	容量 1 t 以上		
5	廃棄物焼却炉	火床面積（2 以上の場合にあっては、それらの合計） 0.5 m² 以上 又は焼却能力（2 以上の場合にあっては、それらの合計） 50 kg/h 以上	焼却能力		
			4 t/h 以上	0.1	1
			2 t/h 以上 4 t/h 未満	1	5
			2 t/h 未満	5	10

備考 1 廃棄物焼却炉であって火格子面積が 2 m² 以上又は焼却能力が 200 kg/h 以上のもの及び製鋼用電気炉については、平成 9 年 12 月 1 日において現に設置されているもの（設置の工事がされているものを含む。）は既設施設基準が適用される

2 排出基準の許容限度は、温度が零度であって、圧力 1 気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。

表4 水質基準適用施設および排出基準

番号	特定施設の種類	排出基準 (pg-TEQ/L) 新設、既設一律
1～ 19	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 2 に掲げる施設（廃ガス洗浄施設、灰貯留施設、下水道終末処理施設 等）	10

13. 原子力艦寄港に伴う放射能測定調査

佐世保市（佐世保港）は、昭和39年11月以来、米国原子力艦寄港を受け入れている。佐世保市では国の委託を受け、佐世保市民の安全確保のための放射能測定調査・監視を目的として、原子力艦放射能測定監視業務を、寄港時・非寄港時を問わず、24時間体制で実施している。

昭和43年9月、科学技術庁(当時)は、「原子力艦放射能調査指針大綱」を定め、原子力艦寄港地周辺における放射能調査及び関連する措置の具体的方法や業務分担を明文化したが、現在では、原子力規制庁において「原子力艦に係る環境放射線モニタリングについて(原子力規制庁監視情報課)」を平成29年1月に策定し、運用している。これにより「原子力艦放射能調査指針大綱(原子力規制委員会)」は現在用いていない。

国内では、他に横須賀港（神奈川県横須賀市）、金武中城港（沖縄県うるま市）で米国原子力艦を受け入れており、同様の監視体制を敷いている。

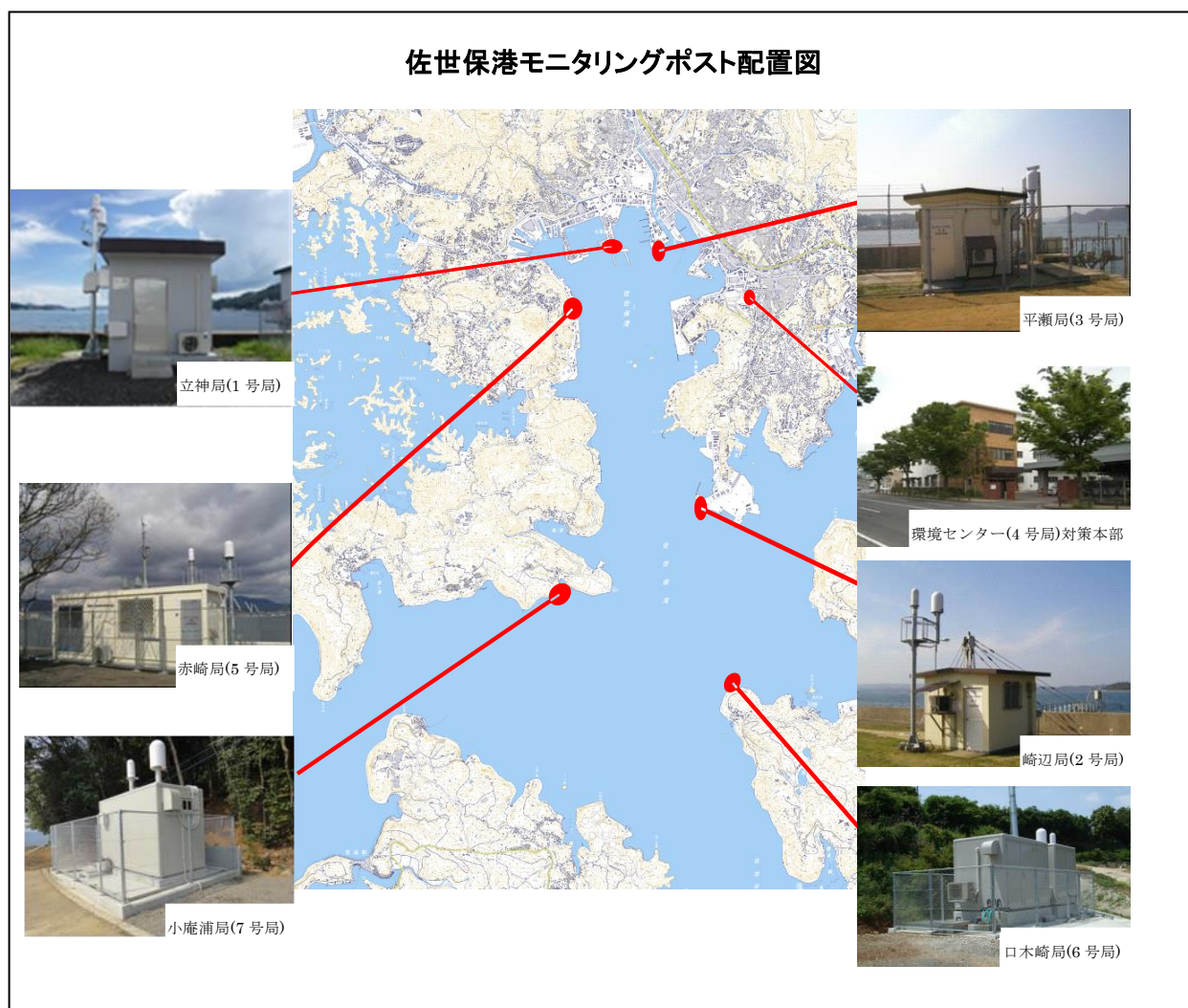
(1) 佐世保港における放射能監視体制

陸上では、7か所のモニタリングポストにおいて、空間及び海水中の放射線レベルの測定を実施している。測定結果は、原子力規制庁のホームページ上で、リアルタイムに情報公開している。

※原子力艦放射能測定調査モニタリングシステム

日本の環境放射能と放射線

<https://kanmoni.npw-monisys.jp/area/sasebo>

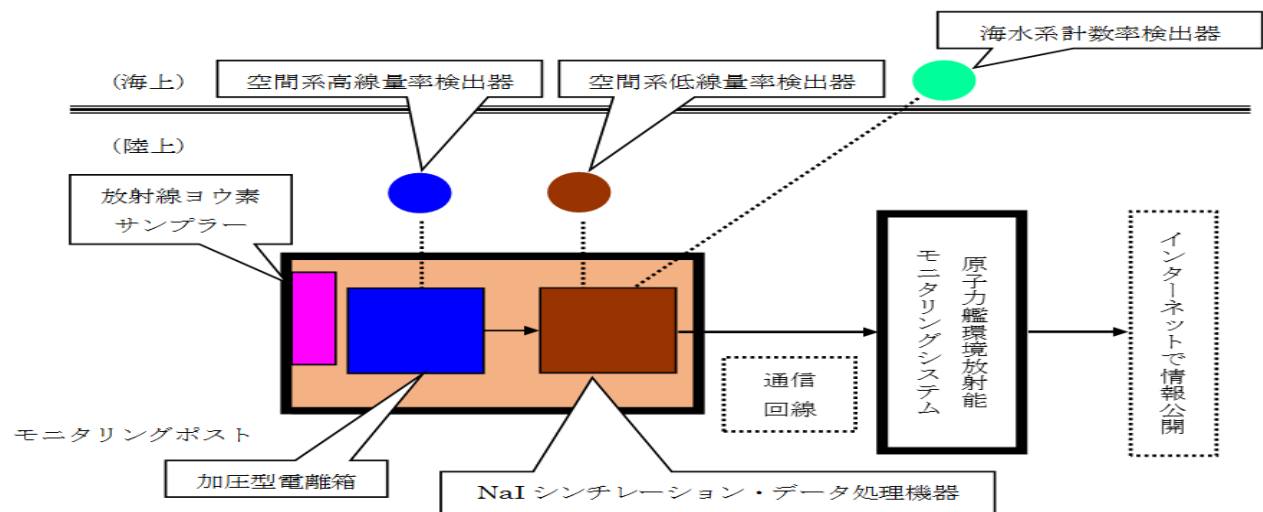


(各測定局内の測定機器)

測定局名		立 神	崎 辺	平 瀬	環境センター	赤 崎	口木崎	小庵浦
運用開始年月		S39.10	S42.12	S43.09	S43.09	H17.04	H21.04	H24.04
モニタリングポスト	NaI シンチレーション	●	●	●	● (空間)	●	●	●
	加圧型電離箱線量計	H16.04	H17.04	H17.04	H18.04	●	●	●
放射性ヨウ素サンプラー						●		
気象観測装置 (風向・降雨)						●		

(適要)「環境センター局」は、H08.05 に市役所 (中央公民館内) から移転した。

(測定局内の機器と放射能測定にかかる情報公開までのイメージ図)



放射性ヨウ素サンプラー



NaI シンチレーションと加圧型電離箱



空間系検出器
(高線量率・低線量率)

(放射能調査で使用する主な測定機器と使用目的)

固定機器	モニタリングポスト	NaI シンチレーション	空間の放射線量の測定 (低線量率) 海水中の放射線量計数の測定 (計数率)
		加圧型電離箱	空間の放射線量の測定 (高線量率)
	放射性ヨウ素サンプラー	空気中の放射性塵や放射性ヨウ素を迅速に捕集	
	気象観測装置	放射性ガス拡散の要因となる風向等を測定 (風向風速・降雨)	
可搬機器	可搬型モニタリングポスト	任意の場所における空間放射線量の測定 (低線量率)	
	サーベイメータ		
	電離箱線量計	緊急時の空間線量率の測定 (高線量率)	
	ポケット線量計	調査員の放射線被ばく管理	

*線量率計の測定範囲

低線量率計 10～10⁴nGy/h (10 μ Gy/h)

高線量率計 100～10⁸nGy/h(100mGy/h)



可搬型モニタリングロボット



サーベイメータ



電離箱線量計

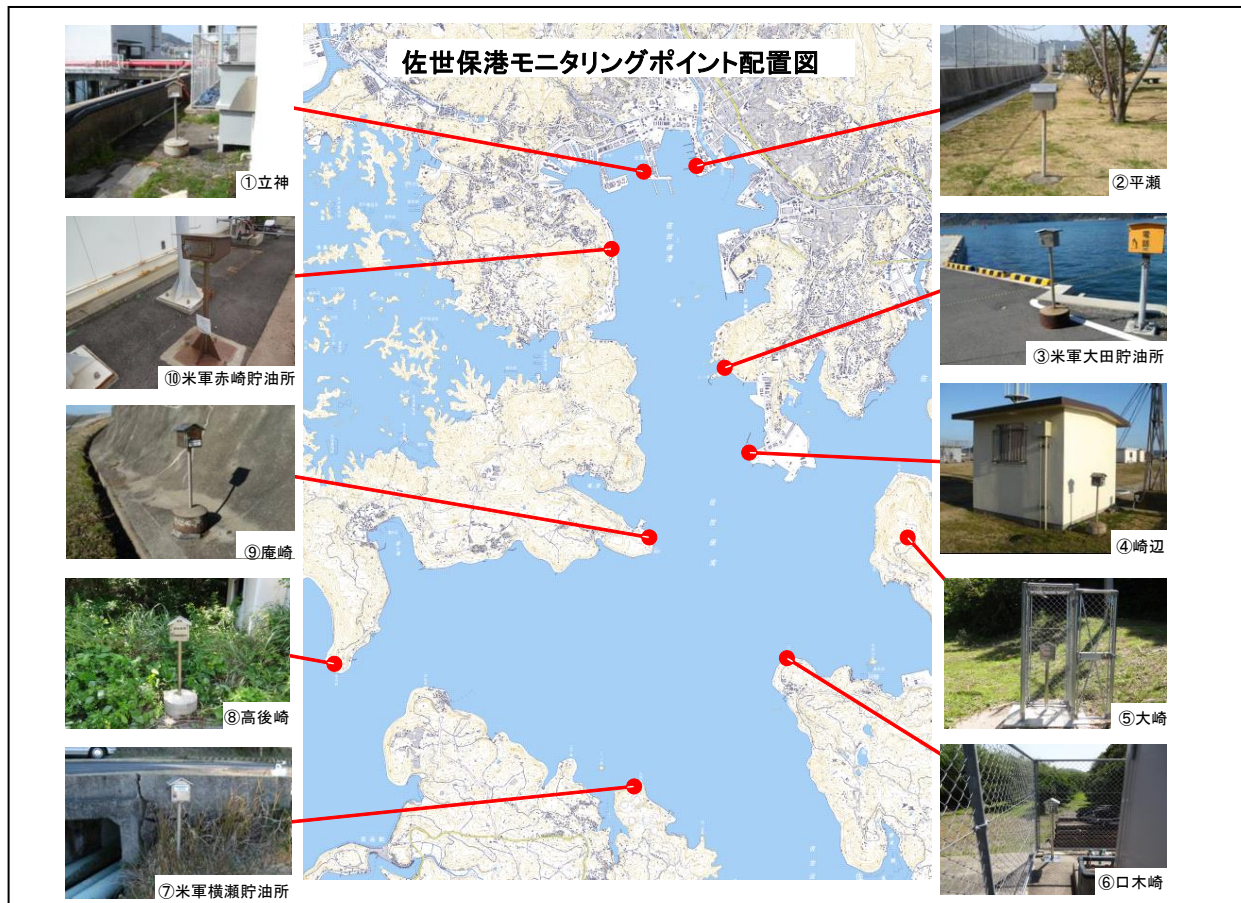


ポケット線量計

海上では、佐世保海上保安部が、モニタリングボートを使って、佐世保港内の空間及び海水中の放射線レベルの移動連続測定・寄港時及び出港時の海水採取等を実施している。

(2) 積算線量の測定

佐世保港を取り巻く10地点にモニタリングポイントを設置し(昭和39年10月)、空間の積算線量測定を実施している。



（３）原子力艦寄港時の放射能モニタリング体制

原子力艦寄港の際は、「原子力艦に係る環境放射線モニタリングについて」に基づき、原子力規制庁・佐世保海上保安部・佐世保市（環境部）からなる「現地放射能調査班」を直ちに編成し、監視体制強化によって緊急事態に備えている。

寄港中、平常（非寄港時）と異なる測定値が観測されたときは、調査班は、速やかにその放射線レベルの把握や核種分析（スペクトル分析）を行う。測定内容が原子力艦に起因すると想定される場合、関係部局と連絡をとり、周辺住民の安全を確保するための措置を講じることとしている。

（原子力艦寄港時のモニタリング）

入港前調査	関係機器の万全な作動確認とモニタリング強化、海水採取と放射線測定
入港時調査	入港監視と入港直後の放射線測定
寄港中調査	艦尾での海水採取と放射線測定
出港時調査	艦尾での海水採取と放射線測定、艦首・艦央の海水採取
出港後調査	出港 24 時間後の原子力艦停泊地の海底土採取



寄港中調査における採水風景（赤崎 1 号岸壁）

国の防災基本計画原子力災害対策編の中で、関係省庁が連携して防災活動を行うための活動要領「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」が改訂された（平成 28 年 7 月）ことを受けて、策定された「原子力艦に係る環境放射線モニタリングについて」にもその内容が反映されている。

（４）原子力艦寄港に伴う放射能調査結果と佐世保港への寄港実績

調査班長が発表する調査結果（「原子力艦の入出港・寄港時の放射能測定調査結果」）については、報道機関への記者発表、佐世保市ホームページにおける掲載によって公表している。

令和 5 年度の原子力艦の寄港回数は 6 回（潜水艦 5 隻、空母 1 隻）であった。

令和 5 年度末の寄港実績は、通算 477 隻（うち原潜 453 隻、原子力空母 16 隻、原子力巡洋艦 8 隻、停泊総日数：1,834 日）となっている。

寄港時の放射線レベルは平常（非寄港時）と同水準であることが確認されている。

（原子力艦の佐世保港年度別寄港実績）

年 度	S39	S40	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54
隻 数	2	6	4	2	3	1	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0
日 数	7	39	42	10	17	6	0	0	17	3	0	0	0	0	0	0
年 度	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7
隻 数	0	0	4	3	1	7	6	9	5	1	0	9	11	12	11	9
日 数	0	0	20	17	3	32	34	63	17	3	0	21	23	42	39	53
年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
隻 数	8	21	11	10	13	17	25	23	16	16	15	15	11	8	13	13
日 数	56	142	81	45	47	40	86	52	37	61	50	64	47	31	48	49
年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
隻 数	10	10	13	13	28	24	13	11	0	0	4	6				
日 数	27	30	38	58	74	56	52	36	0	0	4	15				

第6章 啓発

1. 環境教育・環境学習推進事業

持続可能な社会を構築していくためには、「市民」・「市民団体」・「事業者」・「行政」が環境問題に向き合い、積極的・自発的に環境に配慮した行動をとることが求められる。そのためには、環境意識の醸成につながる情報をわかりやすく発信することが必要であり、環境教育の機会と場を拡充し、あらゆる世代へ継続的に環境教育を行っていく必要がある。

本市では「環境基本計画」に基づいて「市民」・「市民団体」・「事業者」・「行政」等の多種多様な主体がそれぞれの強みを活かしたパートナーシップを構築し、連携・協働しながら、総合的・効果的な環境教育の推進に取り組んでいる。

(1) 「佐世保市環境教育等推進行動計画」について

本市では、環境に対する豊かな感受性や見識を持つ市民の育成を図るため、平成13年に「佐世保市環境教育等推進行動計画」の前身である「佐世保市環境教育・環境学習計画」を策定。

その後、平成26年に策定した「佐世保市環境教育等推進行動計画」の計画期間の終期を迎えること、佐世保市環境基本計画の改定や国の環境教育に関する基本方針が変更されたことを受けて、平成31年3月「第2次佐世保市環境教育等推進行動計画」を改定した。

さらに、環境分野に係る施策の整合性を図るため、「第2次佐世保市環境教育等推進行動計画」の期間満了に合わせ、本計画は令和5年度から「環境基本計画」へ統合し、協議会についても「環境政策審議会」に統合再編を行っている。

本計画は、環境教育等促進法に基づく本市の「行動計画」であり、同時に、佐世保市環境基本計画に掲げる望ましい環境像「豊かな自然と暮らしが未来にわたって続くまち」を未来の子どもたちに受け継いでいくための部門別計画としての役割も担っている。計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間としており、環境政策審議会環境教育等推進部会においては、環境教育における次年度に向けた方向性や実施内容に関する意見の聴取を行った。

(2) 佐世保市地球温暖化防止活動推進センター「させぼエコラボ」について

① 概要

令和3年度末にさせぼエコプラザを廃止。令和4年5月より新たに佐世保市地球温暖化防止活動推進センター「させぼエコラボ」を設置し、市民・事業者向けのカーボンニュートラルの推進及び、エコライフ・エコオフィス実践者の増加を目的として啓発活動、情報発信等を開始した。

令和5年度は環境保全に積極的に取り組む多様な主体のネットワーク構築や、プラットフォームの運営、Webと対面を組み合わせた出前講座を中心に取り組みを行った。

② 令和5年度の具体的な取組

i) WEBプラットフォーム運営業務

WEBプラットフォームでは、市民がいつでも、だれでも、どこからでも持続可能なライフスタイルについて学ぶことや会員の気づき・つながりを支援するため、環境活動に関する「ひと・こと・情報」をホームページ、SNSを活用して提供した。

ii) 環境啓発講座の開催

本年度は、させぼゼロカーボンコンソーシアム、環境インタビュー、させぼくるくる市など、計 97 回、5,206 名に対して環境啓発を実施した。

● させぼゼロカーボンコンソーシアム

市内事業者を対象に、脱炭素社会構築の機運を高め、取り組みを促すことを目的としてコンソーシアムを形成。エネルギー業界、学校法人、廃棄物処理業、小売業などの 24 事業者が参画し、情報共有と会員間の交流を図るため、セミナーを全 3 回開催（延べ 79 名参加）した。また、各回セミナーを YouTube で同時配信するとともにアーカイブ化し、会員企業向けに限定公開を行った。

● 環境インタビュー

小学生が地球温暖化について学びながら、事業者の事業活動や環境活動を調査しリモートでインタビューを行う「環境インタビュー」を 3 校で計 16 回実施。延べ 1,793 名が参加した。

● させぼくるくる市

「あなたの不要を、誰かの必用に」を合言葉に、無料の物々交換会を全 7 回開催し、延べ 395 名が参加した。

● 講師派遣（どこでも環境教室他）

環境問題をテーマとするイベントや学習会等を開催する団体（企業、学校など）の要望に応じて、全 43 回、延べ 1,299 名に対して講師派遣型の講座を実施した。

表 1 させぼエコラボ 令和 5 年度 講座等啓発実績

講座等開催数

区分	回数	人数（人）
させぼゼロカーボンコンソーシアム	3	79
積み木ワークショップ	24	1,266
させぼくるくる市	7	86
省エネ健康住宅推進セミナー「デコ住」	4	100
どこでも環境教室	31	1,707
環境インタビュー	16	1,793
気候変動若者会議させぼ	7	47
その他	5	128
計	97	5,206

講師派遣回数

区分	回数	人数（人）
S-EAS	16	384
積み木ワークショップ	4	152
させぼくるくる市	8	309
省エネ健康住宅推進セミナー「デコ住」	9	454
どこでも環境教室	4	個別の計測が困難なため講座等開催数に含む
その他	2	
計	43	1,299

iii) 環境アドバイザー制度の運用業務

地域における環境保全に関する知識の普及や環境教育の推進活動を行い、環境アドバイザー及び環境サポーターの登録制度の運用を実施した。

今年度の登録者数はアドバイザー 6 名、サポーター 2 名。累計でアドバイザー 8 名・1 団体、サポーター 4 名となった。

iv) させぼエコアクションスクール（S-EAS）運用及び普及事業

S-EAS 制度認定を受けようとする学校あるいは、すでに認定を受けている学校に対し、制度の趣旨に沿った助言を行った。また、認定校に関しては S-EAS 制度の運用上の課題等についてコミュニケーションをとりながら、学校における環境活動の実践方法や地球温暖化対策に関する助言・指導を延べ 79 校（ヒアリング等 61 校、環境インタビュー 3 校、環境講座 15 校）に行った。令和 5 年度の新規 S-EAS 認定はなく、認定校は 38 校を継続。

（3）本市の SNS を活用した情報発信

令和 4 年度に引き続き、令和 5 年度も SNS を活用した広報活動を行った。令和 5 年度の YouTube 実績は動画を 1 本公開、総再生回数は 801 回。Twitter 実績は 71 回のツイート。（フォロワー数：令和 4 年度末：880 人→令和 5 年度末：896 人）

表 2 令和 5 年度 させぼエコチャンネル 動画実績

動画名	内容	公開日時	再生回数
させぼエコラボ出前講座 「積み木のワークショップ」	させぼエコラボの出前講座のひとつ「積み木のワークショップ」を紹介	10/11	62

表 3 令和 5 年度 Twitter アカунツ「ダストンくん」の項目別ツイート実績

項目	内容	ツイート数
環境教育	させぼエコラボ関連 (イベント案内や友の会会員募集)	7
自然環境	ホテル目撃情報募集、イベントの紹介	8
地球温暖化	カーボンニュートラルに関する情報発信	32
廃棄物	ごみの分別、収集日に関する情報発信	6
その他（環境全般、食品ロス）	食品ロスに関する情報発信、環境部の取組紹介	18

2. 廃棄物処理に関する啓発及びその他広報活動等

ごみ問題は、市民の日常生活と直結したものであり、また一番身近な環境問題である。このごみ問題に適正かつ円滑に対処するためには、行政と市民との相互協力が不可欠である。そこで、市民の皆様に対して、より正しい理解と協力を頂くために、様々な啓発事業を推進している。

(1) 美化啓発事業

市民大清掃及び空き缶回収キャンペーン

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
参加人員（人）	約 42,100 386 町内	約 9,800 96 町内	約 24,500 270 町内	約 25,100 273 町内	約 36,600 369 町内
ごみ回収量（t）	約 257.9	約 40.4	約 163.6	約 169.5	約 229.5

(2) 分別実地指導

適正排出及び分別の徹底を図るため、ごみステーションにおいて、排出者および近隣の住民に対する直接指導を可燃ごみ・不燃ごみ・資源物それぞれに行っている。

また、不適正排出のうち、排出者が確認できたものについては、個別訪問による指導も随時行っている。

(3) 町内会等における説明会

ごみ問題に対する意識の高揚を図るため、町内会での説明会や各種講演会に、職員を講師として派遣し、啓発活動を行っている。（令和5年度実績13回）

また、市内中学生の職場体験学習としてごみ分別体験学習の実施や、海外からの留学生や研修生に対しては個別に分別ルールやごみ減量の啓発を行っている。

第7章 年表

年 代	全 般	ご み 関 係	し 尿 関 係
昭和 8		9. 大塔町1036番地先 ねずみ島の海面埋立免許借地契約 佐世保炭坑 66,157.84㎡	
10	・ 佐世保清掃発足時 保有船舶 8隻		
11	12. 相浦衛生組合誕生（市委託）	12. 焼却場（如中免）賃借	
12		4. 相浦焼却場完成	
14	9. し尿汲取手数料条例制定		9. し尿収集を業者に委託
17		8. 大塔焼却炉（パッチ炉）建設 民間に収集処理委託	
19		8. 岩本工業と収集処理（施設）の契約	
20			8. し尿汲取手数料改定
21		3. 大塔町1036番及び海面埋立地の使用賃借契約 三浦町 長医 令晃（無償）	12. し尿汲取手数料改定
22			9. し尿汲取手数料改定
24		・ 相浦処理施設敷地は賃借 ・ 西肥バスに中継敷地の一部払下げ 12. 相浦衛生組合と請負契約締結（施設使用を含む）	3. 千原町にし尿処理タンク建設 相浦衛生組合に委託 8. し尿汲取手数料改定
25			3. し尿汲取手数料改定 11. し尿汲取手数料改定
26		3. 4 tトラック購入	9. し尿汲取手数料改定 10. 万津公衆便所
27	4. 島地町に事務所新設		3. し尿汲取手数料改定
28	5. 高浜町火葬場前に事務所移転	5. 1 tトラック購入	3. 相浦公衆便所新設（鉄筋） 3. し尿汲取手数料改定 4. 学校・公衆便所汲取請負契約（佐世保清掃）

年 代	全 般	ご み 関 係	し 尿 関 係
29	4. 清掃法公布（汚物排除法全面改正） 市長責任となる	4. 柚木焼却炉建設	9. し尿船（新生丸）佐世保清掃に貸与 ・ し尿業者誕生するも、市指定業者は佐世保清掃と契約を更改 ・ し尿業者許可制となる
30		2. 大塔焼却炉上家等新設 8. 焼却場委託 山口 初美 補助開始	
31	6. 市営ふん尿搬入場使用条例廃止	7. 焼却場委託 篠田 貞三	
32		4. 相浦衛生組合に三輪車貸与	3. 戸尾公衆便所新設 5. 業者12社と汲取契約 ・ 佐世保清掃・東興清掃 ・ 北宮商事・石浦商事 ・ 早岐清掃・中央清掃 ・ 八州清掃・徳友者厚生事業 ・ 大野清掃・協同清掃 ・ 共和清掃・平川清掃
33			4. 海洋投入補助開始
34	4. 佐世保市清掃条例制定		1. し尿汲取手数料改定
35			3. し尿中継敷地取得
36		10. 架装車導入 ごみ毎日収集開始	3. 山ノ田公衆便所新設 4. し尿中継所開設（管理舍含む） 10. し尿汲取手数料改定
37	4. 清掃手数料改正	10. ねずみ島（1036番）買収 埋立権買収	4. し尿汲取手数料改定
38		8. 相浦焼却場敷地 国鉄払下げ 8. 相浦焼却場施設建設 10. 補収決定	
39	4. 集金制より納付制に改正	2. 相浦焼却場管理人室建築 4. 相浦焼却場開設 （相浦衛生組合に委託）	5. 静丸丸（中古改修） 静丸丸（中古改修）就航 —— し尿海洋投入委託
40		3. 大塔清掃工場建設開始	10. し尿汲取手数料改定

年 代	全 般	ご み 関 係	し 尿 関 係
41		12. 大塔埋立地先漁業権買収 10,010坪 単価 300円	3. 万津町公衆便所新設 12. 城山町公衆便所新設
42		2. 大塔埋立地先漁業権買収 6,051坪 単価 280円 4. 大塔清掃工場開設 直営焼却となる	11. し尿汲取手数料改定
43			3. 柚木公衆便所新設 12. 駅前公衆便所新設
44		4. 大塔清掃工場管理棟等建設 ごみ収集詰所新設 11ヶ所 6. ディーゼル車（架装車）購入 7. 引出収集開始	12. し尿汲取手数料改定
45	・ 料金徴収開始 ・ 精霊流し会場 名切へ 4. 佐世保市清掃事業運営審議会規則制定	11. うそ越ごみ処理場開設 （生ごみ埋立） 12. 相浦灰バンカー設置	
46	4. 清掃法全面改正 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律となる		3. 転石第一公衆便所新設 9. 森公有水面埋立免許 9. 万津第二公衆便所新設
47	4. 機構改革 衛生部 ・ 清掃管理課 ・ 清掃事業課	・ 黒髪町作業員詰所設置 4. 大塔清掃工場2系列化に改造 6. うそ越ごみ処理場第一防災提 一段目構築 8. 高島町ごみ焼却炉建設 1ヶ所	4. し尿汲取手数料改定 6. 一英丸購入 8. 蕨浄化センター建設着工
48	3. 事務所を和崎町2番1号に移転 （旧開務所跡地）	・ うそ越ごみ処理場土地購入 ・ 大塔清掃工場護岸築造 （開発公社資金） 9. 大塔清掃工場炉壁改修 10. 黒島町ごみ焼却炉建設 2ヶ所	3. 第五福恵丸購入 3. 転石第二公衆便所新設 4. 静山丸・静海丸を管財課へ移管
49		10. うそ越ごみ処理場第一防災提二 段目構築	3. 蕨浄化センター完成 直営により施設運営開始 10. 第五福恵丸・一英丸を管財課へ 移管

年 代	一 般 （ 環 境 保 全 ）	大 気 関 係	水 質 関 係
41			
42	8. 公害対策基本法制定		
43	4. 企画調整課公害事務を担当 6. 騒音規制法制定 12. 騒音規制法に基づく事務委任を 受ける	6. 大気汚染防止法制定	
44	4. 長崎県公害防止条例制定		
45	9. 企画部公害対策室新設 12. 公害対策基本法の一部改正 騒音規制法の一部改正		12. 水質汚濁防止法制定
46	3. 長崎県公害防止条例全面改正 6. 悪臭防止法制定 9. 騒音規制法に基づく規制地域の指 定を受ける（県告示）	10. 大気汚染防止法に基づく事務の 委任を受ける 12. Pb法によるいおう酸化物ガス トジャー法による降下ばいじん最 測定開始	
47	5. 悪臭防止法に基づく事務の委任を うける		11. 「大村湾をきれいにする会」発足
48	3. 騒音パトカー一式購入 3. 「佐世保市における公害の現状」 初版発行	3. 大気汚染富石測定局開局（二酸化 いおう、一酸化炭素、浮遊粉じ ん、風向風速測定開始）	8. 佐世保湾及び河川流入河川の水質 環境基準に係る類型指定（県告 示）
49	3. 佐世保市環境保全条例交付 4. 衛生部へ移管、環境保全課と名称 変更	3. 大気汚染大野、相浦、早岐測定局 開設（二酸化いおう、浮遊粉じ ん、風向風速測定開始）	4. 水質汚濁防止法による事務の委任 を受ける 6. 大村湾及び河川流入河川の水質環 境基準に係る類型指定（県告示）

年 代	全 般	ご み 関 係	し 尿 関 係
49			
50	1. 佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部施行 3. 佐世保市清掃条例廃止 4. 佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行 (4月1日施行) 4. 佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則制定	・ うそ越ごみ処理場第二防災提一段目構築 ・ 大塔清掃工場撤去申請提出される ・ 大塔護岸基礎工完了 3. うそ越清掃工場建設着工 4. ごみ収集手数料無料化・改正 4. ごみ袋支給による袋収集実施 4. 相浦ごみ収集及び焼却戸直営化 7. ミニカー2台購入	1. し尿汲取手数料改定
51	3. 稲荷町1番8号に清掃センター建設着工 4. 佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する事業に従事する職員の服務規程制定 6. 下木山公民館開設 11. 衛生分庁舎解体 (稲荷町2-1)	・ うそ越汚水処理場改修工事 (下木山町2-12) ・ 大塔護岸上部工完成 (先の法面法線約10m控以内) ・ うそ越タメ池購入 (基金購入) (下木山町30-1) 4. うそ越建設事務室設置 10. 粗大・不燃物処理施設及び汚水処理場建設着工 12. 相浦焼却炉閉鎖	
52	4. 佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正 4. 佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正 4. 機構改革 衛生部 ・ 清掃管理課 ・ 清掃事業課 ・ 清掃施設課 7. 佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正 10. 清掃センター完成 事務所移転及び詰所廃止	・ 大塔3班3直制廃止 (8:30~17:00) 2. うそ越清掃工場完成 直営による施設運営開始 7. 粗大・不燃物処理施設及び汚水処理場完成 7. 大塔埋立地表示登記完了 8. 相浦詰所 うそ越センターへ移転 10, 11, 12, 13班 大塔センターへ移転 12. 大和町作業所解体	3. 京坪公衆便所新設 7. し尿汲取手数料改正 7. 糞尿浄化センター超高圧洗浄装置 (PBS) 設置
53		3. うそ越ごみ処理場第一防災提三段目構築 7. うそ越塩化第二鉄タンク完成 11. 粗大ごみ中継施設建設着工 (大塔清掃工場敷地内)	2. 京坪公衆便所 管財課へ移管 2. 万津第二公衆便所 解体処分 5. 糞尿浄化センターPBS完成

年 代	一 般 (環 境 保 全)	大 気 関 係	水 質 関 係
49	5. 悪臭防止法に基づく規制地域の指定 (県告示) 7. 佐世保市公害対策審議会設置 12. 佐世保市環境保全条例規則制定		
50	5. 騒音規制法に基づく規制地域の一部変更 (県告示) 7. 原子力発電監視業務海外課より移管	3. 大気汚染稲石測定局窒素酸化物測定開始	
51	4. 保健所予防課検査係、試験検査課に名称変更 (水質、悪臭等公害分析体制の確立) 6. 振動規制法制定 9. 悪臭3物質 (①二硫化炭素 ②メチルメルカプタン ③アミン) が追加指定される 12. 振動規制法に基づく事務の委任をうける	3. 大気汚染日宇測定局新設 (一酸化炭素、窒素酸化物測定開始) 3. 稲石測定局オキシダント測定開始 3. 大野測定局 窒素酸化物、オキシダント測定開始 3. 相浦測定局 窒素酸化物測定開始 10. 佐世保市大気汚染テレメータシステム運用開始	3. 原子吸光光度計、ガスクロマトグラフィーECD・FID・FPD分光光度計、赤外分光光度計、低温灰化装置購入
52			
53	11. 振動測定機一式購入	3. 大気汚染早岐測定局窒素酸化物オキシダント、相浦局オキシダント、稲石・日宇局炭化水素測定開始オキシダント動的校正装置購入	3. 原子吸光光度計購入

年 代	全 般	ご み 関 係	し り 尿 関 係
53		12. 大塔IDF改修工事	
54	4. 佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正 10. 佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正 10. 佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正	2. 大塔清掃工場用地 4,416㎡ 管財課へ移管 3. 粗大ごみ中継施設完成 3. うそ越サブセンター車庫完成 8. 黒島ごみ焼却炉完成 10. うそ越落石防止網工事	・ 肅浄化センター汚泥処理設備完工（真空脱水→ベルトプレス） 1. 黒島公衆トイレ新設 5. 移動トイレ貸出事業要綱制定 10. し尿汲取手数料改定 10. 災害時におけるし尿汲み取り料
55	4. 機構改革 保健衛生部 ・ 清掃事務所 ・ 清掃管理課 ・ 清掃事業課	3. うそ越埋立用地買収 1,476㎡ 5. うそ越タメ池買収 1,355㎡ （下本山町31-1） 8. うそ越埋立車庫完成 8. うそ越汚水処理用施設設置工事 11. 黒島ごみ焼却炉完成	
56	11. 佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正 11. 清掃センター車両修理工用ピット設置	1. うそ越汚水処理用施設完成	3. 肅浄化センター海水システム等装置完成 3. 肅浄化センター管理棟完成 9. 肅浄化センター脱臭設備工完成 〔 高濃度臭気→燃焼脱臭 低 " " →薬液洗浄 11. し尿汲取手数料改定
57		3. うそ越ごみ処理場第二防災提二段目構築 3. うそ越埋立設備用TV増設 9. 浅子処理用地買収 38,284.30㎡	2. 転石第二公衆便所汚濁処分 2. 浅子公衆便所新設 2. 肅浄化センター屋内タンク重油貯蔵設備新設
58	4. 機構改革 清掃事務所 ・ 清掃管理課 ・ 清掃事業課 8. 佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正	2. 大塔清掃工場煙突建替工事完了 11. 江上大島ごみ焼却炉設置	
59	4. 佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正	1. 大塔清掃工場基幹的施設改修工事着工 2. うそ越灰計重装置設置 4. ごみ処理手数料改正 9. 大塔埋立地里立完了 9. 乾置池回収開始	1. し尿汲取手数料改定 3. 早岐公衆便所新設 4. 肅浄化センター消化槽設備改修工事完了 4. 早岐公衆便所公園課へ移管

年 代	一 般 （ 環 境 保 全 ）	大 気 関 係	水 質 関 係
53			
54	3. 騒音規制法に基づく規制地域の一部変更（県告示） 10. 保健衛生部公害対策課に名称変更		7. 大村湾上乘基準制定（県告示）
55	4. 県、佐世保市等3市2町を「空かんの対策モデル市町」に指定 6. 長崎県環境影響評価事務指導要綱制定		9. 佐世保市合成洗剤対策要綱制定 9. 大村湾水質汚濁対策のため「栄養塩収収支推測調査」実施 11. 「佐世保湾底質精密調査」実施
56			
57	9. 県公害防止条例改正によるカラオケ騒音規制開始	6. はいじん2次規制開始 6. 移動式風向風速計、デジタル粉じん計、ローボリュウム、ハイボリュウムエアサンプラー購入	2. 重油中いおう成分分析装置購入
58	5. 騒音規制法に基づく規制地域の一部変更（県告示） 8. 市民生活部へ移管、環境保全課と名称変更	2. 煙道排ガス用窒素酸化物測定装置購入 3. 一酸化炭素自動測定装置（2台更新・橋石、日宇局） 10. 酸性雨の測定開始	5. 大村湾水質保全対策暫定要綱制定
59	3. 悪臭物質の測定法の一部改正 S59. 4. 1施行 8. 長崎県悪臭防止指導要綱施行風俗営業の規制及び業務の適正化に関する法律の一部改正（警察庁） S60. 2. 13施行	1. 二酸化いおう・粉じん自動測定装置（4台更新） 3. 煙道排ガス用自動等速吸引はいじん濃度測定装置購入	7. 湖沼水質保全利用措置法公布 S60. 3. 21施行 8. トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針を設定 10. 9月市議会で「合成洗剤の追放」に係る請願採択 11. 日本洗剤工業会「合成洗剤追放」請願採択に対する陳情書提出

年 代	全 般	ご み 関 係	し 尿 関 係
60		4. ごみ袋支給制度廃止 5. 大塔清掃工場基幹的施設改修工事完了	
61	4. 佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正 4. 佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正 5. 第一回「ごみ展」開催（島瀬公園）	4. 全市ステーション収集へ向けてモデル町指定 ・ 大塔清掃工場計量係廃止	
62	10. 第二回「ごみ展」開催（清掃センター駐車場） 10. 佐世保市資源ごみ回収報奨金交付要綱施行 10. 佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正	7. 大塔清掃工場車庫増築 7. 大塔清掃工場倉庫 10. うそ越里立地受付棟設置	12. 森浄化センター汚泥焼却炉補修工事完工
63	4. 佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する事業に従事する職員の服務規程改正 4. 佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正 6. 佐世保市生ごみ堆肥化容器設置奨励金交付要綱施行 10. 第三回「ごみ展」開催（清掃センター2階食堂）	8. 全市ステーション収集移行の説明会開始	4. し尿汲取手数料改定
平成元	4. 佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正（消費税の加算）	4. ごみ処理手数料改正	4. し尿汲取手数料改定
2	2. 第四回「ごみ展」開催（清掃センター2階食堂）	8. うそ越清掃工場基幹的施設改良工事着工	

年 代	一 般 （ 環 境 保 全 ）	大 気 関 係	水 質 関 係
60		2. オキシダント自動測定装置（2台更新） 6. 大気汚染防止法施行令の一部改正（小型ボイラーの規制）	7. 大村湾水質保全要綱制定 7. 浄化槽法施行
61	1. 騒音自動測定記録計購入	3. 風向風速測定記録計更新 11. 風向風速測定記録計更新 11. 自動雨水採取機購入	4. 佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行 12. ダブルビーム分光光度計購入
62	3. 長崎県空き缶等の散乱防止に関する要綱を告示	1. 窒素酸化物自動測定機更新 9. 環境大気中の水銀調査（1回目〔国委研究事業、実施：県〕）	4. 厚生省小型合併浄化槽に対する補助事業を開始
63	5. 長崎県空き缶等対策協議会設立	1. 環境大気中の水銀調査（2回目大村湾に係る上乗せ、横だし排水規制施行） 3. 窒素酸化物自動測定機更新 3. 風向風速測定記録計更新	4. 佐世保市合併処理浄化槽設置補助金制度設立 8. 水質汚濁防止法施行令の一部改正（特定施設の追加指定＝飲食店の厨房施設）
平成元	2. ながさき'89環境保全シンポジウム開催（佐世保市） 4. 保健環境部環境保全課に名称変更 9. 悪臭防止法施行令の一部改正（ノルマル酢酸等酢酸4物質を悪臭物質に指定）H 2. 4. 1施行 10. 長崎県環境影響評価事務指導要綱の一部改正（リゾート施設の建設を対象事業に追加） 12. 「地球環境保全・平和都市宣言」を宣言	3. 風向風速測定記録計更新 3. 炭化水素自動測定機更新 12. 大気汚染防止法の一部改正（特定粉じん（石綿）の規制追加）	3. 水質汚濁防止法施行令の一部改正（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に指定）H 元 10. 1日施行 高速液体クロマトグラフ購入 6. 水質汚濁防止法の一部改正（特定地下浸透水の浸透の制限地下水質の常時監視等）H元・4. 1施行
2	7. 悪臭・低酸素対策分析用加酸導入装置一式購入	3. 炭化水素自動測定装置更新 3. 窒素酸化物自動測定装置更新	4. 佐世保市合併処理浄化槽設置補助金要綱改正

年 代	全 般	ご み 関 係	し り 尿 関 係
2	7. 佐世保市クリーン推進委員設置 要綱施行 299名 7. 佐世保市廃棄物の処理及び清掃 に関する事業に従事する職員の 服務規程改正	平成4年度まで継続事業	
3	4. 佐世保市廃棄物の処理及び清掃 に関する条例改正 4. 佐世保市廃棄物の処理及び清掃 に関する条例施行規則改正 8. 機構改革 清掃部 ・ 管理課 ・ 業務課 ・ 3施設に施設係増設 8. 施設名称変更 北谷清掃工場 (旧うそ越清掃工場) 東谷清掃工場 (旧大塔清掃工場) 8. 佐世保市廃棄物の処理及び清掃 に関する事業に従事する職員の 服務規程改正 8. 佐世保市廃棄物の処理及び清掃 に関する条例施行規則改正	4. ごみ処理手数料改正 8. 全市ステーション設置完了 100%	4. 災害被災者に対するしり尿収集料 金の軽減に関する要綱施行
4	3. 佐世保ライオンズクラブより広 報車「たんぽぽ号」寄贈 3. 佐世保市資源ごみ回収報奨金交 付要綱廃止 4. 佐世保市廃棄物の処理及び清掃 に関する条例改正 4. 佐世保市不燃・粗大ごみ集積所 整備補助金交付要綱施行 4. 佐世保市家庭用簡易焼却炉購入 助成金交付要綱施行 4. 佐世保市資源集団回収報奨金等 交付要綱施行 4. 佐世保市ごみステーション整備 補助金交付要綱施行 5. 島瀬公園でごみゼロの日キャン ペーン実施	4. ごみ袋を透明袋へ 4. 小学校に空き缶圧縮機設置 (モデル校: 港、三川内、 白南風、保立) 11. 不燃、大型、資源ごみ収集改善 事業町内説明会開始	1. 糞浄化センター基幹的施設改修 工事着工(繰越事業) 4. しり尿汲取手数料改正 9. 糞浄化センター基幹的施設改修 工事完成
5	2. 佐世保ライオンズクラブより啓 発用ビデオ寄贈	2. 北谷清掃工場基幹的施設改良工 事完成(国庫補助事業)	3. 城山公衆便所新設

年 代	一 般 (環 境 保 全)	大 気 関 係	水 質 関 係
2	10. 環境騒音精密調査の実施		6. 水質汚濁防止法の一部改正(生活 排水規制の導入) H 2. 6. 22施行
3	2. デジタル騒音計、レベル処理器の 購入	3. 大気汚染テレメータシステム更新 第1期工事完了 (センター内機器の更新)	
4	2. 振動計更新整備(3台) 2. レベルレコーダー更新整備 5. 悪臭防止法に基づく規制地域の指 定(県告示)及び規制基準の設定 (規制地域、低級別汚染4物質の 追加) H 4. 5. 6適用 5. 騒音規制法に基づく規制地域の 一部改正(県告示) H 4. 5. 6適用	3. 大気汚染テレメータシステム更新 第2期工事完了 (子局テレメータの更新)	
5	10. 悪臭防止法施行令の一部改正 (10物質の追加)	3. 窒素酸化物自動測定記録計(2 台)オキシダント自動測定記録計 (2台)更新	2. 質量分析装置購入

年 代	全 般	ご み 関 係	し 尿 関 係
5	2. 一般廃棄物処理基本計画の策定 2. ごみ減量化基本計画及び実施計画の策定 4. 施設名称変更 西部クリーンセンター 東部クリーンセンター 南クリーンセンター 4. 佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する事業に従事する職員の職務規程改正 6. 佐世保市ごみステーション整備補助金交付要綱改正 10. 佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する事業に従事する職員の職務規程改正 10. 週休二日制実施 10. 平成5年度廃棄物再生利用等推進費補助金交付申請(厚生省補助)	3. 北部清掃工場内に資源化施設完成 4. 資源回収専用袋全体配布 4. 5分別収集開始 可燃ごみ、資源ごみ 大型ごみ、不燃ごみ、乾電池(※5種11分別収集開始) 4. 不燃ごみ収集業務民間委託実施 4. 東部クリーンセンター粗大ごみ中継施設停止 7. 下本山町最終処分場拡張用地(16.4ha)買収 10. 可燃ごみ定期日収集実施 12. 佐世保市北部北部地区一部業務組合と環境保全協定書締結	
6	4. 佐世保市ごみステーション整備補助金交付要綱改正 12. 佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例制定	4. 大型、資源ごみ収集業務民間委託実施	
7	6. 第一回「リサイクル展」開催(清掃センター車庫) 6. 佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する条例廃止 7. 佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行 7. 佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則制定施行 7. 佐世保市廃棄物減量等推進協議会要綱制定 7. 佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する事業に従事する職員の職務規程制定 7. 佐世保市ごみステーション整備補助金交付要綱改正	1. 大塔町3自治会長と「清掃工場の建替位置に関する協定書」締結、同時に要望書に関する覚書を交換 3. 浅子町堀の原地区簡易公衆便所の災害被災者に対するし尿収集料金の軽減に関する要綱改正	

年 代	一 般 (環 境 保 全)	大 気 関 係	水 質 関 係
5	11. 環境基本法を制定(公害基本法を廃止) 11. 自動車騒音の限度を定める命令等の一部改正	3. 大気汚染テレータシステム更新第3期工事完了 (島嶼側表示盤等の更新)	3. 水質汚濁に係る環境基準の一部改正(トリクロロエチレン等の15項目を「環境基準項目」に追加し、基準値を設定) (クロロホルム等の25項目を要監視項目として位置づけ基準値を設定) H 5. 3. 8施行 8. 海域の窒素及びリンに係る環境基準及び排水基準の設定。 H 5. 10. 1施行 12. 水質汚濁防止法の排水規制及び地下水浸透規制の有害物質項目の追加 H 6. 2. 1施行
6	1. 普通騒音計更新 2. 土壌の汚染に係る環境基準の改正(有害物質15項目を追加) 7. 佐世保市空き缶等の散乱防止及び緑化の推進に関する条例公布 10. 佐世保市空き缶等の散乱防止及び緑化の推進に関する条例施行記念事業を実施	3. 二酸化いおう・粉じん自動測定記録計(4台)更新 12. 電気自動車を購入	3. 原子吸光分析装置(フレイムレス装置付)一式更新
7	2. レベルレコーダー、1/3 オクターブ分析装置更新整備 2. 悪臭分析用ガスクロマトグラフィー(FID) 購入 3. 環境基本計画基礎調査完了	1. オキシダント自動測定装置を更新整備 3. 一酸化炭素自動測定記録計2台更新 3. オキシダント自動測定記録計2台更新	3. 長崎県が大利湾水辺環境基本計画を策定 3. 質量分析装置購入 3. ガスクロマトグラフィ(ECD)更新

年 代	全 般	ご み 関 係	し 尿 関 係
7	7. 佐世保市クリーン推進委員設置 要綱改正		
8	5. 機構改革 ・総務課 ・環境保全課 ・クリーン推進課 ・施設課 6. 第二回「リサイクル展」開催 (環境センター車庫) 8. 一般廃棄物処理基本計画の策定 8. 分別収集計画の策定 10. 「みつめようくらしと環境展」 開催(佐世保公園)	3. 西部クリーンセンター資源化施設増設 4. 「大型ごみ」を「特定ごみ」と 名称変更 7. 可燃ごみ毎日収集業務民間委託 実施 9. 可燃ごみ週2回収集地区ブロッ ク収集開始 12. 事業系一般廃棄物の直営収集廃 止	4. し尿汲取手数料改定
9	4. 佐世保市廃棄物の減量及び適正 処理等に関する条例改正(消費 税及び地方消費税の加算) 4. 全国都市清掃会議九州地区協議 会総会開催 6. 佐世保市東ロータリークラブよ りごみ箱寄贈 10. 「環境ふれあい広場」開催 (佐世保公園)	4. ごみ処理手数料改定 7. PETボトル分別収集開始 (※5種12分別収集開始)	4. し尿汲取手数料改定 (消費税及び地方消費税の加算)
10	3. 佐世保市家庭用簡易焼却炉購入 助成金交付制度廃止 7. 佐世保市が設置する一般廃棄物 処理施設に係る生活環境整備調 査結果の観覧等の手続に関する 条例制定 10. 「環境ふれあい広場」開催 (佐世保公園)	2. 佐世保市新東部クリーンセンタ ー(仮称)建設起工式	5. し尿処理汚泥焼却炉設置廃止 6. 山ノ田公衆便所用途廃止
11	4. 分別収集計画の改定 10. 「環境ふれあい広場」開催 (佐世保公園)	1. 焼却灰仮保管設備供用開始 9. 新西部一般廃棄物最終処分場 (仮称)建設工事着工	4. 災害被災者に対するし尿収集料 金の減額に関する要綱改正

年 代	一 般 (環 境 保 全)	大 気 関 係	水 質 関 係
7			
8	3. 環境基本計画改定調査完了 5. 機構改革により、環境部環境保全 課となる	3. 一酸化炭素自動測定記録計 2台更新 3. オキシダント自動測定記録計 2台更新 5. 大気汚染防止法の一部改正	3. 質量分析装置購入 3. ガスクロマトグラフィ(E C D)更新 5. 水質汚濁防止法の一部改正
9	3. 普通廃棄物レベリレコーダーレベ ル処理器付騒音計各1台更新 3. 佐世保市環境基本計画策定 4. 廃棄物適正処理推進指導員 の配置	3. 風向風速自動測定記録計 3台更新 10. 有害大気汚染物質(優先物質 10物質)のモニタリング調査開 始(年2回2カ所)	
10	1. 悪臭測定機器更新 4. 佐世保市環境保全率実行計 画の策定 10. 地球温暖化対策の推進に関する 法律	8. 環境大気中のダイオキシン類 モニタリング調査開始 (年2回2カ所)	4. 佐世保市合併処理浄化槽設置 補助金交付要綱の改正
11	7. ダイオキシン類対策特別措置法 の制定	4. 大気汚染大気測定局開局 (二酸化硫黄、窒素酸化物、オ キシダント、浮遊粒子状物質風 向・風速測定開始) 4. 大気汚染備石測定局(混合局) を自動車排出ガス測定局に変更 (オキシダント測定中止) 9. テレメータシステム2000年問題 修正完了	2. 水質汚濁に係る環境基準の一部 改正 2. 地下水の水質汚濁に係る環境基 準の一部改正 4. 佐世保市合併処理浄化槽設置補 助金交付要綱の改正

年 代	全 般	ご み 関 係	し 尿 関 係
12	4. 佐世保市クリーン推進委員会設置要綱改正 7. 佐世保市生ごみ分別回収開始 7. 佐世保市生ごみ処理機設置奨励金交付要綱廃止 12. 佐世保市生ごみ処理機設置奨励金交付要綱制定 12. 佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正 12. 佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正	9. 西部クリーンセンターダイオキシン類削減対策工事着工 9. 西部クリーンセンター破砕機本体取替工事着工 10. 廃蛍光管等分別収集開始 10. 西部クリーンセンター1号選別開始	4. 生活排水処理基本計画策定
13	3. 佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正 3. 佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正 4. 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）施行 6. 佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正 7. 佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正 7. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法施行 10. 資源集団回収奨励金等交付要綱の一部改正（古布の対象除外）	1. 東部クリーンセンター供用開始 1. 黒島・高島可燃ごみ収集開始 3. 西部クリーンセンター破砕機本体取替工事竣工	3. 生活排水処理基本計画策定 6. 転石公衆便所用途廃止 9. 移動トイレ貸出事業要綱廃止
14	3. 佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の全部改正（事業系ごみ対策強化、分別追加（乾電池、OA用紙）、手数料改定） 4. 佐世保市生ごみ処理機設置奨励金交付要綱の一部改正 5. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行	1. ごみ管理システム稼働開始 2. 西部クリーンセンターダイオキシン類削減対策工事竣工 4. 「燃えるごみ」、「燃えないごみ」を各々「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」に名称変更 6. 西部クリーンセンター資源化施設ペットボトル圧縮機導入 6. 一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）策定 10. 一般廃棄物最終処分場供用開始	2. 佐世保駅高架下公衆便所供用開始 6. 万寿公衆便所廃止 7. 相浦公衆便所廃止 10. 新藤クリーンセンター（仮称）建設工事着工 11. 駅前公衆便所廃止（身体障害者用含）
15	佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行（事業系ごみのステーション排出全面禁止等）	1. 乾電池を資源物へ変更 OA用紙を資源物に追加（※4種14分別収集開始） 3. 旧東部クリーンセンター解体	

年 代	一 般 (環 境 保 全)	大 気 関 係	水 質 関 係
12	5. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）の制定		4. 佐世保湾、大村湾についての全窒素及び全リンに係る環境基準の水質類型の指定（県告示）
13	3. 佐世保市環境保全率先実行計画の改定（「佐世保市役所エコプラン」）。 「佐世保市レッドマップ」及び「さざば生きものマップ」の作成 4. 特別市移行 騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（市長告示） 振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（市長告示） 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（市長告示） 6. 「佐世保市環境教育・環境学習計画」を策定 6. 佐世保市レッドデータブック作成委員会設置 7. 佐世保市環境保全条例一部改正	3. 風向風速自動測定記録計1台更新	4. 生活排水対策重点地域（大村湾沿岸）での高度処理型合併処理浄化槽設置補助金開始 6. 水質汚濁防止法施行令一部改正（有害物質の追加） 10. 佐世保市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱の改正（下水道認可区域内でも市単独事業で補助制度を創設）
14	1. 普通騒音計（モニター付）3台更新 3. 騒音規制法に基づく自動車騒音常時監視の実施 4. 長崎県警察本部から派遣職員1名の配置 5. 九州各県政令市廃棄物主管課長会議を開催 5. 佐世保市レッドリストの公表 5. ISO14001認証取得宣言 5. 土壌汚染対策法の制定 12. 佐世保市レッドデータブック発行	3. 窒素酸化物自動測定記録計2台（日宇局、福石局）更新 3. 炭化水素自動測定記録計2台（日宇局、福石局）更新 12. 大気汚染テレメータシステム更新	
15	2. 土壌汚染対策法施行 3. ISO14001認証取得 3. こどもエコクラブ全国フェスティバル開催	1. 二酸化硫黄・粉じん自動測定記録計4台更新（早岐局・福石局・大野局・相浦局） 2. オキシダント計動的校正装置更新	1. 原子吸光分析装置一式更新 3. ガスクロマトグラフ質量分析計更新

年 代	全 般	ご み 関 係	し 尿 関 係
15	4. 機軸改革 環境部が、総務課、環境保全課、 廃棄物・リサイクル対策課、ク リーン推進課、施設課の5課体制に なる（廃棄物・リサイクル対策課 の新設） 7. 佐世保市廃棄物の減量及び適正 処理等に関する条例の一部改正 （粗大ごみの有料化） 10. 資源有効利用促進法に基づくパ ンコンリサイクル開始 10. 佐世保市ごみ減量・リサイクル等 推進協議会要綱制定（佐世保市 廃棄物減量等推進協議会要綱 廃止） 10. 佐世保市前市常務委員会新委員委 任（任期は平成17年9月30日まで）	10. 粗大ごみ戸別有料回収制度開始 10. 燃やせるごみ収集・運搬業務一部委 託開始（中野地区一部、西部地区） 10. 乾電池のステーション回収開始 10. 東部余熱利用施設建設工事着工	
16	4. 佐世保市生ごみ処理機器設置奨 励金交付要綱の一部改正（対象機 器の追加） 6. 佐世保市廃棄物の減量及び適正 処理等に関する条例の一部改正 （家庭系ごみの有料化） 6. 佐世保市東部クリーンセンター 余熱利用施設エコスノ佐世保設置 条例制定 7. 資源集約回収報奨金等交付要綱の 一部改正（古物類引当額の改正） 7. 使用済自動車の再資源化等に関す る法律一部施行 （解体業・破砕業の許可制度） 9. 佐世保市クリーン推進委員会設置要 綱の一部改正	3. 黒島ごみ焼却炉解体（本村地区） 10. 佐世保環境情報ネットワーク 「エコネット」スタート	
17	1. 自動車リサイクル法全面施行 3. 佐世保市廃棄物の減量及び適正処 理等に関する条例の一部改正 （黒島・高島・町内会の事業系ご みの取扱いについて改正） 6. 佐世保市環境政策審議会の設置 （旧佐世保市清掃事業運営等審議会・ 旧佐世保市環境審議会の整理統合） 6. 佐世保市環境政策審議会委員委 任（任期は平成19年5月31日） 7. 佐世保市生ごみ処理機器設置奨励金 交付要綱の一部改正	1. 家庭系ごみの有料化開始 1. エコスノ佐世保オープン 3. させぼエコプラザオープン	

年 代	一 般 (環 境 保 全)	大 気 関 係	水 質 関 係
15	3. 積分型騒音計(実音モニター 付)1台更新 3. 振動レベル計2台更新 4. 環境計測機改革 環境計測係、環境計測係新設 8. させぼ環境ISOネットワーク設 置 10. 佐世保市環境教育ワークショップ 設置 12. 低周波音レベル計1台購入	3. 窒素酸化物自動測定記録計 2台(早岐局、相浦局)更新 3. オゾン自動測定記録計 2台(早岐局、相浦局)更新	
16	1. 地球温暖化防止啓発テレビ番組放 送(全9回) 2. させぼつ子環境サミット開催 3. 市民環境意識調査実施 7. 佐世保市環境パートナーシップ 会議から(仮称)佐世保市環境基 本条例に関する提言を受ける	3. 二酸化硫黄・粉じん自動測定記 録計4台更新 (早岐局、福石局、大野局、相浦局) 3. オキシダント計動付校正装置更 新	5. 全国生活排水対策拠点地域指定 市町村連絡協議会定期総会開催 8. 全窒素及び全リンに係る環 境基準の変更 (大村湾の達成期間)
17	1. 普通騒音計1台更新 2. ISO14001認証更新 4. 佐世保市環境基本条例施行 4. 赤崎モニタリングポスト運用開始 4. 騒音規制法に基づく規制地域の 指定の改定(市長告示) 4. 振動規制法に基づく規制地域の 指定の改定(市長告示) 4. 悪臭防止法に基づく規制地域の 指定の改定(市長告示) 5. 佐世保市環境情報ホームページ 「eカンキョウ@させぼ」公開開始	1. 一酸化炭素自動測定記録計2 台(福石、日宇局)、オゾン 自動測定記録計2台(大野、大 塔局)更新 4. 市町合併に伴い、吉井局が長崎 県から移管される	3. ECD付ガスクロマトグラフ、分 光光度計更新 11. 「自然と共に生きるまち“させ ぼ”」水環境再生計画の認定

年 代	全 般	ご み 関 係	し 尿 関 係
17			
18	5. 佐世保市ごみステーション整備補助金交付要綱の一部改正(可燃ごみステーション整備補助額の改正) 5. 佐世保市地域リサイクル活動支援事業実施要綱の制定 5. 佐世保市ごみ減量アドバイザー派遣要綱の制定 8. 佐世保市資源集団回収奨励金等交付要綱の一部改正	2. 燃やせるごみ収集・運搬業務一部委託開始(東部地区) 3. 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の見直し(平成18～23年度) 4. 毎日収集地区収集体制の見直し(毎日収集→週3回収集) 10. 燃やせるごみ収集・運搬業務委託の見直し(中部地区、西部地区) 10. 毎日収集地区収集体制の見直し(週3回収集→週2回収集)	3. 一般廃棄物(生活排水)処理基本計画の見直し(平成18～26年度) 3. クリーンピュアとどろき建設工事竣工 4. クリーンピュアとどろき供用開始
19	4. 佐世保市生ごみ処理機器設置奨励金交付要綱の一部改正 4. 佐世保市地域リサイクル活動支援事業実施要綱の一部改正 4. 佐世保市ごみ減量アドバイザー派遣要綱の一部改正 6. 佐世保市生ごみ処理機器設置奨励金交付要綱の一部改正 6. 佐世保市環境政策審議会委員委嘱(任期は平成21年5月31日)		4. し尿汲取手数料改定(吉井町、世知原町、小佐々町地域の料金改定110円→140円)
20	6. 佐世保市資源物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正(新有料化制度)	3. 江上大島ごみ焼却炉解体 8. 灰溶融炉施設供用開始	4. し尿汲取手数料改定(吉井町、世知原町、小佐々町地域の料金改定140円→160円) 9. 佐世保市し尿収集運搬料金基準額検討委員会設置要綱の制定 10. 佐世保市し尿収集運搬料金基準額検討委員会の開催
21	6. 機構改革 環境保全課が「グループ制」へ 環境前経務課が環境政策課へ名称変更 業務移管 エコプラザ：政策課→保全課 環境基本計画：保全課→政策課 6. 佐世保市環境政策審議会委員委嘱(任期は平成23年5月31日)	1. 新有料化制度の開始 2. 黒島ごみ焼却炉解体(キャンプ場) 4. 搬入手数料の見直し 7. 無料ごみ処理券の交換制度実施 12. 高島ごみ焼却炉解体(2基)	3. 「佐世保市し尿収集運搬料金基準額」について 市長報告 4. し尿汲取手数料の条例規定廃止 4. し尿収集運搬に関する指導要綱の制定(料金基準額制度の開始→175円、宇久130円)

年 代	一 般 (環 境 保 全)	大 気 関 係	水 質 関 係
17	12. 佐世保市環境パートナーシップ会議で「佐世保市地球温暖化対策地域推進計画」に関する提言	6. 大気汚染防止法改正(揮発性有機化合物規制)	
18	1. 原子力発電所性能測定調査結果を佐世保市ホームページで公開 1. ISO14001(2004年版)へ移行認証 2. 「佐世保市地球温暖化対策地域推進計画」の策定について環境政策審議会へ諮問 4. 佐世保市地球温暖化対策地域推進計画策定	3. 大気汚染防止法施行令及び大気汚染防止法施行規則の改正(特定粉じんの飛散を防止する措置の拡充・強化)	2. 浄化槽取扱要綱の改正(浄化槽放流水に係る水質基準の創設、浄化槽設置後の水質検査の検査時期の適正化、浄化槽の維持管理等に対する監督の強化) 3. 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正(宇久町及び小佐々町の編入に伴う経過措置) 4. 浄化槽設置補助金交付要綱の改正(①みなし浄化槽の撤去工事に係る上乗せ補助の追加、②合併による補助対象地域追加) 5. 快水浴場百選に選定(白浜海水浴場、大浜海水浴場)
19	2. 騒音規制法に基づく騒音規制区域の一部改定(市長告示)	10. 風向風速自動測定記録計5台更新	1. 固相抽出前処理装置購入 4. 浄化槽設置補助金交付要綱の改正(①高度処理型浄化槽に「放流水の総窒素濃度20mg/l以下及び総磷濃度1mg/l以下の機能を有するもの」を追加、②みなし浄化槽撤去工事に係る上乗せ補助要件の拡大、③補助金額の改正) 10. ガスクロマトグラフ質量分析計更新
20	2. ISO14001(2004年版)認証更新 2. 佐世保市環境情報システム更新 3. 佐世保市環境基本計画の改定 3. 佐世保市地球温暖化対策率先実行計画(佐世保市役所エコプラン)の改定 8. 3月に着港した原子力潜水艦「オースティン」が放射能漏れを起こしていたことが判明	2. 大気汚染アレメータシステム更新 3. 風向風速自動測定記録計、オキシダント自動測定機、窒素酸化物自動測定機、二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動測定機、各1台更新(吉井局)	
21	3. 佐世保市環境教育環境学習計画改定 4. 口本崎モニタリングポスト運用開始 6. 騒音規制法に基づく騒音規制区域の一部改定(市長告示) 6. 振動規制法に基づく振動規制区域の一部改定(市長告示)		7. 浄化槽設置補助金交付要綱の改正(①みなし浄化槽撤去工事に係る上乗せ補助要件の拡大)

年 代	金 般	ご み 関 係	し 尿 関 係
21			
22	3. 佐世保市グリーンニューディール基金条例制定（平成24年3月まで） 4. 機関改革 廃棄物減量推進課、廃棄物指導課を新設（廃棄物・リサイクル対策課を2課へ分庁） 6. させぼエコステーションオープン（6月26日～10月25日） 6. 佐世保市資源集団回収奨励金等交付要綱の一部改正 6. 佐世保市クリーン推進委員設置要綱の一部改正 6. 佐世保市生ごみ処理機器設置奨励金交付要綱の一部改正 6. 佐世保市地域リサイクル活動支援事業実施要綱の一部改正 6. 佐世保市ごみ減量アドバイザー派遣要綱の一部改正	4. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（江迎・鹿町地域編）策定 5. 第3期分別収集計画策定	3. 北松南部留滞一部事務組合へ加入（佐世保市と佐々町の1市1町で構成）江迎・鹿町地区150円/18L 4. 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（江迎・鹿町地域編）策定 8. 漏出し尿処理施設解体工事竣工
23	3. 佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正 3. 佐世保市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正 3. 佐世保市汚水処理方針策定（水道局・農水商工部・環境部） 3. 佐世保市地域リサイクル活動支援事業実施要綱の廃止 4. 機関改革 環境保全課が新設へ 6. 佐世保市環境政策審議会委員委嘱（任期は平成25年6月19日） 9. 佐世保市環境基本条例の一部改正 11. させぼエコフェスタ2011開催	1. 佐世保市循環型社会形成推進地域計画策定 3. 旧相浦清掃工場焼却炉解体	4. 佐世保市離島し尿海上輸送費補助金交付要綱制定 7. 佐世保市し尿収集運搬料金基準増額検討委員会設置要綱の一部改正

年 代	一 般 （ 環 境 保 全 ）	大 気 関 係	水 質 関 係
21	6. 悪臭規制法に基づく悪臭規制区域の一部改定（市長告示） 8. 一般住宅用太陽光発電設備設置費補助制度の実施（平成21年度分）	9. 二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動測定記録計1台更新（大塔局） 窒素酸化物自動測定記録計4台更新（大塔、日宇、福石、大野局）	
22	3. 騒音規制法に基づく騒音規制区域の一部改定（市長告示） 3. レーシレコーダー一式購入 4. 一般住宅用太陽光発電設備設置費補助制度の実施（H22～H24） 4. 土壌汚染対策法の一部改正（影響変更時の届出等を追加） 5. 佐世保市エコアクション21認証・登録事業者支援補助金制度の実施	9. 二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動測定記録計 2台更新（早岐局、相浦局） オキシダント自動測定記録計 2台更新（早岐局、相浦局） 窒素酸化物自動測定記録計 2台更新（早岐局、相浦局）	3. 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正（江迎町及び鹿町町の編入に伴う経過措置） 4. 浄化槽設置補助金交付要綱の改正（①合併による補助対象地域の追加 ②補助金額の改正） 4. 佐世保市浄化槽等改造資金利子補給制度設立 6. 浄化槽設置補助金交付要綱の改正（①みなし浄化槽撤去工事に係る上乗せ補助要件の拡大）
23	2. ISO14001（2004年版）認証更新 7. 電気自動車（日産リーフ）導入	4. 微小粒子状物質自動測定記録計1台新設（大塔局：国の試行事業） 11. 二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動測定記録計 1台更新（福石局） 炭化水素自動測定記録計 1台更新（福石局） 一酸化炭素自動測定記録計 1台更新（福石局） 微小粒子状物質自動測定記録計 1台新設（福石局）	

年 代	全 般	ご み 関 係	し り 尿 関 係
24	1～3. 環境センター省エネ改修 (BSCO) 4. 機械改革 施設関係ごみ集として建設整備室を新設し、計画係を施設整備係に再編 11. させぼエコフェスタ2012開催 12. 佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正	3. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成24～33年度）策定 4. 第6期分別収集計画改定	7. 加勢中央バス停横公衆便所用途廃止 9. 北松南部清掃一部事務組合清掃条例の一部改正（江迎・鹿町地区の手数料改定 150円→165円） 9～12. 柚木公衆便所解体新築
25	3. 佐世保市環境基本計画（改定版）の中間見直し 6. 佐世保市環境政策審議会委員嘱託（任期は平成27年6月19日） 9～26. 3 環境センター耐震補修工事 12. 佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正（消費税率の引上げ） 12. 佐世保市東部クリーンセンター余熱利用施設エコスパ佐世保設置条例の一部改正（消費税率の引上げ）	5. 第7期分別収集計画策定	6. し尿収集運搬料金基準（宇久町）の改定 130円→150円 11～26. 3 東江迎公衆便所解体新築 11～26. 3 鹿町支所前公衆便所改修
26	3. 佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正（消費税率の引上げ等） 10. 佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正（小型家電製品を資源物として分別排出すること）	12. 小型家電の臨時回収	4. し尿収集運搬料金基準額の改定 175円→190円（宇久・江迎・鹿町地区除く） 150円→165円（宇久地区） 4. 北松南部清掃一部事務組合清掃条例の一部改正（江迎・鹿町地区の手数料改定 165円→170円）

年 代	一 般 （ 環 境 保 全 ）	大 気 関 係	水 質 関 係
24	4. 小汚水モニタリングポスト運用開始 4. 佐世保市エコアクション21認証・登録事業者支援補助金交付要綱の改正 4. 地方分権改革に係る一括法（第2次）により、環境基本法の一部事務（騒音環境基準の地域指定）が長崎県から移譲される。 4. 環境基本法に基づく、騒音環境基準の地域指定（市長告示） 6. 普通騒音計 2台更新	4. 地方分権改革に係る一括法（第2次）により、大気汚染防止法の一部事務（一般粉じん発生施設の設備等）が長崎県から移譲される。 9. 炭化水素自動測定記録計 1台更新（日字局） 一酸化炭素自動測定記録計 1台更新（日字局）	1. 固形物前処理装置更新 4. 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正（①登録の拒否に関する要件に法人に対する要件を追加。②浄化槽業者との連絡に関する事項を追加。） 6. 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正（登録及び取消しに関し、暴力団等の排除に係る規定を設ける。） 6. 水質汚濁防止法の一部改正（有害物質使用特定施設等への構造基準等の追加）
25	3. ISO14001（2004年版）認証取上、独自EMSの運用を開始 4. 佐世保市役所エコプランの改定（第3次改訂） 4. 原子力規制庁設置業務に関する所管が文部科学省から原子力規制庁へ 12. 地球温暖化防止月間特別講演会の開催（講師：北野 大）	9. オキシダント自動測定記録計 2台更新（大塔局、大野局） 11. 微小粒子状物質自動測定記録計 1台新設（吉井局）	
26	3. 佐世保市環境教育等推進行動計画の改定 12. 地球温暖化防止月間特別講演会の開催（講師：森永 卓郎）	2. 大気汚染テレメータシステム更新 4. 二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動測定記録計の休止（大野局） 6. 大気汚染防止法の一部改正（特定粉じん排出等作業実施届出書の届出義務者の変更、調査及び報告・揭示の義務化等）	3. 「人と自然が共生するまち」佐世保水環境再生計画の認定

年 代	全 般	ご み 関 係	し り 尿 関 係
27	5. 米海軍佐世保基地におけるごみ出し方針変更（家庭ごみの基地内排出禁止・市のごみ収集サービスの利用） 6. 佐世保市環境政策審議会委員報酬（任期は平成29年6月19日）	6. 小型家電の臨時回収 12. 小型家電の臨時回収	3. 北松南部清掃一部事務組合の閉鎖 3. 生活排水処理基本計画（平成27～36年度）策定 6. し尿収集運搬料金基準額の改定（155円→170円（宇久地区））

年 代	一 般 （ 環 境 保 全 ）	大 気 関 係	水 質 関 係
27	2. 佐世保市環境情報システム更新 3. 崎辺モニタリングポスト海水検出器用架台更新 4. 騒音規制法及び振動規制法の一部改定（上乗せ基準の対象施設へ「幼保連携型認定こども園」を追加） 4. 騒音規制法に基づく特定工場等における規制基準の一部改定（市長告示） 11. 地球温暖化防止啓発特別審議会の開催（講師：林家 たい平） 11. 環境基本法に基づく、騒音環境基準地域の一部改定（市長告示） 11. 騒音規制法に基づく騒音規制区域の一部改定（市長告示） 11. 振動規制法に基づく振動規制区域の一部改定（市長告示） 11. 悪臭防止法に基づく悪臭規制区域の一部改定（市長告示） 11. 口本崎モニタリングポイント移設 1. 大崎モニタリングポイント移設 2. 原子力施設環境放射能モニタリングシステム更新	4. 二酸化窒素自動測定記録計の廃止（大野局） 8. 二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動測定記録計、二酸化窒素自動測定記録計の廃止（早岐、相浦局） 9. 二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動測定記録計、二酸化窒素自動測定記録計、オキシダント自動測定記録計の更新（吉井局）	7. 分光光度計更新

年 代	全 般	ご み 関 係	し り 尿 関 係
28	4. 熊本地震に伴う支援の実施	5. 第3期分別収集計画策定 5. 宇久可燃ごみ中継方法の検討にか かる実証事業等の実施 6. 小型家電の臨時回収 12. 小型家電の臨時回収	3. 北松南防衛掃一部事務組合の解散 3. 漁村センター前公衆便所廃止 6. 消防第40分団詰所横公衆便所廃止 11. 黒島公衆便所廃止 12. 歌ヶ浦地区公衆便所、冷水岳入口 バス停公衆便所廃止
29	2. 佐世保市廃棄物の減量及び適 正処理等に関する条例施行規 則の一部改正（売りさばき人 の対象区域の拡大）	6. 小型家電の臨時回収（都市部山か らつくる！みんなのメダルプロジ ェクト） 12. 小型家電の臨時回収（都市部山か らつくる！みんなのメダルプロジ ェクト）	6. 大屋公民館横公衆便所廃止 10. 櫛西小学校前公衆便所廃止
30	3. 環境基本計画（2018年度～2027年 度）の策定（佐世保市地球温暖化 対策実行計画（区域施策編）含 む） 3. 佐世保市廃棄物の減量及び適正処 理等に関する条例施行規則の一部 改正（ごみステーションにおける 小型家電の分別収集） 8. 平成30年7月豪雨災害に係る職員の 派遣	3. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 中間見直し（2018～2021年度） 4. ペットボトルのラベルはがし 4～9. 小型家電の臨時回収（都市部山 からつくる！みんなのメダルプロ ジェクト） 5. 宇久町区長・自治協説明会（ごみ の出し方の変更等） 7. 宇久町住民説明会（ごみの出し方 の変更等）	3. 佐世保市し尿収集運搬料金基準等調 査委員会設置要綱廃止 4. 佐世保市し尿収集運搬に係る検討委 員会条例制定
R01	3. 第2次佐世保市環境教育等関係世行動 計画の策定 4. 佐世保市環境教育等推進協議会 条例の一部改正 4. 機構改革（環境政策課と環境保全 課の事務分掌の見直し） 8～11. 武雄市支援実施（東部クリー ンセンターで可燃ごみ受入）	3. 灰溶融施設稼働停止 4. 焼却灰のセメント原料化開始 4. 小型家電のステーション回収開始 5. 宇久町住民説明会（ごみの出し方 の変更） 6. 第3期分別収集計画策定 8. 江迎町を中心とした浸水被害によ る災害廃棄物の処理（29 t）	3. 寺島し尿処理滞留槽の廃止 6. 櫛の元バス停横公衆便所廃止 6. 浅子堀の市地区公衆便所廃止 10. し尿処理収集運搬基準等策定

年 代	一 般 （ 環 境 保 全 ）	大 気 関 係	水 質 関 係
28	3. 電気自動車（e-NV200）無償貸与 （3年間） 4. 中核市移行に伴う、長崎県からの 事務移譲（公害防止組織法関係） 8. 電気自動車（コムス）導入 11. 地球温暖化防止啓発特別講演会の 開催（講師：ルー大柴） 11. 立神モニタリングポスト海水検出 器用架台更新 2. 全モニタリング施設（建物）老朽 化診断実施	4. 中核市移行に伴う、長崎県からの 一部事務移譲（大気汚染防止法、 ダイオキシン類対策特措法関係） 8. 二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動 測定記録計 1台更新（大塔局） 二酸化炭素自動測定記録計 3台更新（福石、日宇、大塔 局）	4. 中核市移行に伴う、長崎県からの 一部事務移譲（ダイオキシン類対策 特措法関係）
29	5. 佐世保原子力監視モニタリングセン ター開設（佐世保港湾合同庁舎 内） 7. させぼエコプラザを「佐世保市地 球温暖化防止活動推進センター」 に指定	7. 風向風速自動測定記録計 6台更新 8. 微粒子状物質自動測定記録計 1台更新（大塔局） オキシダント自動測定記録計 2台更新（早岐・相模川局）	1. 固相抽出前処理装置更新
30	3. 環境基本計画（2018年度～2027年 度）の策定（佐世保市地球温暖化 対策実行計画（区域施策編）含 む） 3. 佐世保市役所エコプランの改訂 （第4次改訂） 4. 土壌汚染対策法の一部改正（土壌 汚染状況調査の実施対象となる土 地の拡大、汚染の除去等の措置内 容に関する計画提出命令の創設 等、リスクに応じた規制の合理 化、その他） 6. 「地球温暖化防止活動推進員」を 17名委嘱 11. 原子力施設施設調査用端末 （iPad）設置（無償貸与）	4. 大気汚染防止法の一部改正（水銀 排出施設に係る届出制度、排ガス 等の遵守義務等、要排出施設 の設置者の自主的取組、その他罰 則等の創設） 11. 二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動 測定記録計 1台更新（福石局） 炭化水素自動測定記録計 1台更新（福石局） 一酸化炭素自動測定記録計 1台更新（福石局） 微粒子状物質自動測定記録計 1台更新（福石局）	
R01	4. 佐世保原子力モニタリングセンタ ー副所長設置（非常勤技術参与） 8. 立神局（1号局）局舎建物・測定 器更新 平橋局（3号局）電源復旧（可搬 型MP常時設置・採水用ポンプ設 置）	9. 炭化水素自動測定記録計 1台更新（日宇局） 一酸化炭素自動測定記録計 1台更新（日宇局）	9. 佐世保市浄化槽設置補助金交付要 綱の一部改正（補助金を交付しない 要件に①汚水処理の未普及解消につ ながらないもの、②既存の合併処理 浄化槽を更新又は改築する者を追 加）

年 代	全 般	ご み 関 係	し 尿 関 係
R02	4. 機構改革（不法投棄に関する業務分担の見直しに伴い、廃棄物指導課に不適正処理事業対策室を新設、西部クリーンセンター建設事業の終了に伴い、施設関係建設準備室を廃止） 4. 新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言（全国を対象）（4/16～5/14）	3. 佐世保市災害廃棄物処理計画策定 3. 宇久清掃センター稼働停止 4. 西部クリーンセンター（新施設）供用開始 4. 宇久地区制度統一 8. 宇久ストックヤード供用開始	3. 生活排水処理計画中間見直し 3. 前加勢公衆便所廃止 9～12. 台風9号による高島浮桟橋崩壊に伴う台船によるし尿収集車の輸送対応
R03	3. 佐世保市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の総覧等の手続に関する条例の一部改正 4. 大村市環境センター火災に伴う大村市可燃ごみの受入開始 6. 佐世保市環境政策審議会委員委嘱（任期は令和5年6月19日）	8. 精霊流し中央会場を新みなと暫定広場に設営（名切地区再開発に伴うもの）	11. 朝地麓入口バス停供公衆便所廃止
R04	2. 本市の2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明 12. サントリーホールディングス㈱とペットボトル水平リサイクルに関する連携協定締結 12. ㈱セブンイレブンジャパンのペットボトル水平リサイクルに関する広報協力	3. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定（2022～2031年度） 3. 佐世保市資源集団回収報奨金等交付要綱の廃止 4. 佐世保市資源集団回収報奨金交付要綱および佐世保市資源集団回収助成金交付要綱の制定（助成金額1kgあたり1円を2円へ改定） 6. 第10期分別収集計画策定 8. 精霊流し中央会場を中央公園（名切）に設営（名切地区再開発完了に伴うもの）	12. 大加勢バス停供公衆便所廃止 12. 鹿町工高前バス停供公衆便所廃止 12. 大渡（志摩碑広場前）公衆便所廃止

年 代	一 般 （ 環 境 保 全 ）	大 気 関 係	水 質 関 係
R02	6. 峰辺局（2号局）局舎建物・測定器更新	2. 大気汚染テレメータシステム更新 9. 微小粒子状物質自動測定記録計1台更新（吉井局） オキシダント自動測定記録計2台更新（大野・大塔局）	3. 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正（浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に、登録の申請の要件として、浄化槽管理士の研修の受講に関する項目の追加） 3. 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正（条例における研修の受講に関する項目の追加に伴い、申請時の添付書類として「研修の受講証明書」の追加及び浄化槽管理士の研修について定めるもの） 3. 佐世保市浄化槽設置補助金交付要綱の一部改正（一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準におけるただし書きの運用基準を追記） 11. 佐世保市浄化槽設置補助金交付要綱の一部改正（①補助対象に高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽を追加、②標準工事費等の改訂を踏まえ、高度処理型浄化槽の補助金額の改定） 10. BOD付ガスクロマトグラフ分析装置一式購入
R03	11. 平頼局（3号局）局舎建物・測定器更新	4. 大気汚染防止法の一部改正（規制対象を全ての石綿含有建材へ拡大、事前調査の調査方法の法定化及び警備道府県等への調査結果報告の義務付け、作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等）	9. 原子吸光高度計（フレーム、ファネル）更新
R04	3. 地球温暖化防止活動推進センター「させばエコプラザ」廃止 4. 佐世保市地球温暖化防止活動推進員設置要綱の廃止 7. 地球温暖化防止活動推進センター「させばエコプラザ」開設（環境センター内） 7. 騒音に係る環境基準の地域の種類を当てはめる地域を変更 7. 騒音規制法にかかわる規制地域を変更 7. 振動規制法にかかわる規制地域を変更 7. 悪臭防止法にかかわる規制地域を変更	4. 令和3年度大気汚染防止法の一部改正に伴い、石綿事前調査結果報告システム（業務省）の運用を開始 8. 風向風速自動測定記録計 6台更新 9. オキシダント自動測定記録計1台更新（吉井局） 二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動測定記録計1台更新（吉井局） 窒素酸化物自動測定記録計1台更新（吉井局）	3. 佐世保市浄化槽補助金交付要綱の一部改正（既設住宅等に設置された単独処理型浄化槽から合併処理型浄化槽への転換に係る工事に付帯して行う宅内配管工事費分の補助を追記） 4. 水質汚濁に係る環境基準等についての一部改正及び地下水の水質汚濁に係る環境基準等についての一部改正・人の健康の保護に関する環境基準のうち、六価クロムの基準値見直し0.05⇒0.02mg/L・生活環境項目環境基準のうち、大腸菌群数を大腸菌数へ見直し

年 代	全 般	ご み 関 係	し 尿 関 係
R05	3. 佐世保市環境基本計画中間見直し (佐世保市地域開発化政策実行計画 (区域施策編)・佐世保市役所エコプ ラン・佐世保市環境教育等推進協議計 画を含む) 4. 佐世保市環境教育等推進協議会条例 の廃止 4. 佐世保市環境基本条例の一部改正 6. 佐世保市環境政策審議会委員委嘱 (任期は令和7年6月20日) 8. 機構改革 (カーボンニュートラルの 推進に向けて、環境政策課にゼロ カーボンシティ推進室を新設) 8. Terra Motors(株)とEV充電インフラ整 備に関する連携協定締結 12. 併特マーケットエンタープライズと リユース促進に関する連携協力協 定締結		
R06	1. 佐世保市廃棄物の減量及び適正 処理等に関する条例施行規則の 一部改正 (廃棄物処理減免対象 の整理、大型の木くずの処理除 外物指定) 9. 佐世保市空き缶等の散乱防止及び 緑化の推進に関する条例の一部改 正 (空き缶等の散乱を未然に防止 するため、地域指定・土地占有者 等の防止対策の義務化等) 9. 佐世保市空き缶等の散乱防止及び 緑化の推進に関する条例施行規則 の一部改正		

年 代	一 般 (環 境 保 全)	大 気 関 係	水 質 関 係
R05		9. 二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動 測定記録計 1台更新 (大塔局) 窒素酸化物自動測定記録計 3台更新 (大塔・日宇・福石 局)	3. 佐世保市浄化槽設置補助金交付要 綱の一部改正 (①高度処理浄化槽 の補助金額改定②単独処理浄化槽撤 去費補助金額改定)
R06			2. 佐世保市浄化槽補助金交付要綱の 一部改正 (既設住宅等に設置され た汲り便槽から合併処理浄化槽 への取替に係る工事付帯して行 う宅内配管工事費分の補助を追 記)

令和6年度環境部事業概要（関係条例等）

以下において閲覧できます。

【一般向け（他部局職員も含む）】佐世保市ホームページ

ホーム＞まちづくり・環境＞環境調査・統計＞環境部事業概要

【環境部職員向け】（C環境）環境部⇒部内共有⇒22事業概要

1. 佐世保市環境基本条例	1
2. 佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	9
3. 佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則	20
4. 佐世保市等が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の 手続に関する条例	35
5. 佐世保市等が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の 手続に関する条例施行規則	37
6. 佐世保市空き缶等の散乱防止及び緑化の推進に関する条例	38
7. 佐世保市空き缶等の散乱防止及び緑化の推進に関する条例施行規則	42
8. 佐世保市環境保全条例	43
9. 佐世保市環境保全条例施行規則	52
10. 佐世保市手数料条例（抜粋）	60
11. 佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	61
12. 佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則	69
13. 佐世保市浄化槽清掃業の許可に関する事務取扱規則	81
14. 佐世保市浄化槽取扱要領	83
15. 佐世保市東部クリーンセンター余熱利用施設エコスパ佐世保設置条例	89
16. 佐世保市東部クリーンセンター余熱利用施設エコスパ佐世保設置条例施行規則	96
17. 佐世保市資源集団回収助成金交付要綱	100
18. 佐世保市資源集団回収報奨金交付要綱	103
19. 佐世保市クリーン推進委員設置要綱	106
20. 佐世保市ごみ減量アドバイザー派遣要綱	107
21. 佐世保市ごみステーション整備補助金交付要綱	109
22. 佐世保市廃棄物適正処理指導要綱	111
23. 佐世保市浄化槽設置補助金交付要綱	122
24. 佐世保市浄化槽等改造資金利子補給金交付要綱	128
25. 災害被災者に対するし尿収集料金の軽減に関する要綱	130
26. 佐世保市離島し尿海上輸送費補助金交付要綱	136
27. 佐世保市し尿収集運搬に係る検討委員会条例	139
28. し尿収集運搬料金基準額等に関する要綱	140
29. 佐世保市廃棄物処理施設専門委員会条例	143
30. 佐世保市使用済自動車海上輸送費補助金交付要綱	145
31. 佐世保市廃棄物適正処理推進指導員設置要綱	147
32. 環境部展開検査実施要領	149